

笠岡市地域防災計画 地震・津波災害対策編

令和8年3月

笠岡市

目次

第1章 総 則.....	1
第1節 計画の目的及び基本理念.....	2
第2節 防災会議.....	5
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第4節 市民及び事業所の基本的責務.....	14
第5節 笠岡市の防災環境.....	16
第6節 地震・津波被害想定.....	21
第1項 断層を震源とする地震.....	21
第7節 南海トラフ巨大地震の岡山県の被害想定.....	27
第1項 南海トラフを震源とする地震.....	27
第2項 南海トラフの巨大地震の震度分布・液状化の概況.....	30
第3項 岡山県の震度分布図.....	31
第4項 岡山県の液状化危険度分布図.....	33
第5項 岡山県の津波浸水想定図.....	35
第6項 笠岡市の人的・物的被害想定結果.....	41
第7項 被害想定を活かす.....	45
第8節 津波災害対策の基本的な考え方.....	46
第9節 地震・津波災害に関する調査研究.....	47
第10節 防災ビジョン.....	48
第2章 地震・津波災害予防計画.....	50
第1節 自立型の防災活動の促進.....	52
第1項 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着.....	52
第2項 自主防災組織の育成計画及び参加.....	56
第3項 防災ボランティア養成等計画.....	58
第4項 市民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加.....	60
第5項 地域防災活動施設整備計画及び推進.....	62
第6項 要配慮者等の安全確保計画.....	64
第7項 物資等の確保計画.....	70
第8項 津波災害予防計画.....	75

第2節	迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）	78
第1項	災害応急体制整備計画	78
第2項	情報の収集連絡体制整備計画	85
第3項	救助，救急，医療体制整備計画	88
第4項	指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	95
第5項	避難及び避難所の設置・運営計画	97
第6項	災害救助用資機材の確保計画	104
第7項	建設用資機材の備蓄計画	104
第8項	地域防災活動拠点整備計画	105
第9項	緊急輸送活動計画	105
第10項	消防等防災業務施設整備計画	106
第11項	広域的応援体制整備計画	107
第12項	行政機関防災訓練計画	109
第13項	津波避難計画	112
第14項	公的機関等の業務継続性の確保	114
第3節	地震・津波に強いまちづくり	116
第1項	建物，まちの不燃化・耐震化計画	116
第2項	公共施設等災害予防計画	119
第3項	ライフライン（上下水道等）施設予防計画	122
第4項	廃棄物処理体制整備計画	124
第5項	危険物施設等災害予防計画	127
第6項	有害ガス災害予防計画	129
第7項	流出油等災害予防計画	130
第8項	津波災害予防計画	130
第9項	地盤災害予防計画	132
第3章	地震・津波災害応急対策計画	136
第1節	応急体制	138
第1項	応急活動体制	138
第2項	地震・津波に関する警報等の種別	142
第3項	地震・津波情報の伝達計画	143
第4項	被害情報の収集伝達計画	146
第5項	災害救助法の適用計画	149
第6項	広域応援	152
第7項	自衛隊災害派遣要請計画	155
第8項	津波災害応急対策計画	164
第2節	緊急活動	166

第1項	救出計画	166
第2項	資機材動員計画	168
第3項	救急・医療計画	170
第4項	避難及び避難所の設置・運営計画	177
第5項	道路啓開	190
第6項	交通の確保計画	192
第7項	消火活動に関する計画	195
第8項	水防活動に関する計画	197
第9項	危険物施設等の応急対策計画	198
第10項	災害警備活動に関する計画	201
第11項	緊急輸送計画	202
第12項	物資等の受入, 集積, 搬送, 配分計画	204
第13項	ボランティアの受入, 活用計画	207
第3節	民生安定活動	211
第1項	要配慮者支援計画	211
第2項	被災者に対する情報伝達広報計画	214
第3項	風評・パニック防止対策計画	218
第4項	食品供給, 炊き出し計画	219
第5項	飲料水の供給計画	221
第6項	生活必需品等調達供給計画	223
第7項	遺体の搜索・処理・埋火葬計画	224
第8項	災害時廃棄物等応急処理計画	226
第9項	防疫及び保健衛生計画	230
第10項	文教対策計画	234
第4節	機能確保活動	238
第1項	ライフライン(上下水道等)施設応急対策計画	238
第2項	住宅応急対策計画	240
第3項	公共施設等応急対策計画	244
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	250
第1節	総則	251
第1項	南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	251
第2項	南海トラフ地震防災対策推進地域	252
第3項	南海トラフ地震の被害特徴	253
第4項	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	253
第2節	災害対策本部等の設置等	254

第1項	災害対策本部等の設置	254
第2項	災害対策本部等の組織及び運営	254
第3項	災害応急対策要員の参集	254
第3節	地震発生時の応急対策等	255
第1項	地震発生時の応急対策	255
第2項	資機材、人員等の配備計画	257
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	258
第1項	津波からの防護	258
第2項	津波に関する情報の収集・伝達等	258
第3項	地域住民等の避難行動等	258
第4項	避難場所及び避難所の運営・安全確保	260
第5項	消防機関等の活動	261
第6項	上下水道	262
第7項	交通	262
第8項	市自らが管理又は運営する施設等に関する対策	263
第9項	迅速な救助	265
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	266
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	273
第7節	防災訓練に関する事項	275
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	276
第5章	災害復旧・復興計画	279
第1節	復旧計画	280
第1項	公共施設等の復旧計画	280
第2項	激甚災害の指定に関する計画	281
第2節	財政援助等	283
第1項	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	283
第2項	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	285
第3項	義援金の配分計画	287
第3節	復興計画	288

第1章 総 則

計	画	事	項
第1節	計画の目的及び基本理念		
第2節	防災会議		
	第1項	笠岡市防災会議	
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
第4節	市民及び事業所の基本的責務		
第5節	笠岡市の防災環境		
第6節	地震・津波被害想定		
	第1項	断層を震源とする地震	
第7節	南海トラフ巨大地震の岡山県の被害想定		
	第1項	南海トラフを震源とする地震	
	第2項	南海トラフの巨大地震の震度分布・液状化の概況	
	第3項	岡山県の震度分布図	
	第4項	岡山県の液状化危険度分布図	
	第5項	岡山県の津波浸水想定図	
	第6項	笠岡市の人的・物的被害想定結果	
	第7項	被害想定を活かす	
第8節	津波災害対策の基本的な考え方		
第9節	地震・津波災害に関する調査研究		
第10節	防災ビジョン		

第1節 計画の目的及び基本理念

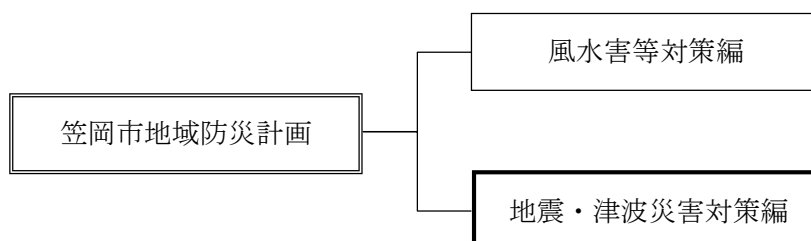
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、笠岡市防災会議が作成する計画であって、笠岡市に係わる災害に関し、市及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに、次に示す災害対策を実施することにより、市域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

- (1) 市域内を所管又は市内にある公共団体等、その他防災上重要な施設の管理者が対処すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設及び改良、防災のための調査研究、教育及び訓練、その他の災害予防計画
- (3) 災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- (4) 生活関連施設などの災害復旧計画
- (5) その他必要な事項

1 性格

地震・津波災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴があることから、この計画は、市域における地震・津波対策を体系化したものであって、「笠岡市地域防災計画」の中の「地震・津波対策編」とするものである。

なお、地震及び津波に伴う被害としては、それぞれ主に揺れによるものと津波によるものがあるが、両者は重なるところもあり、その対策は一体的に行う必要があるため、地震災害対策（揺れによるもの）と津波災害対策とを合わせて取りまとめたものである。



2 計画の修正及び公表

(1) 地域防災計画

笠岡市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年同計画に検討を加え、必要あるときは、防災会議においてこれを修正するものとする。

本計画を修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、市の職員及び防災関係機関に周知し、その要旨を公表しなければならない。また、特に必要と認めるものについては、広報紙等により地域住民に周知徹底を図るものとする。

(2) 地区防災計画

市は、市防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要と認めるときには、市防災計画に地区防災計画を定める。

3 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 県本部……………岡山県災害対策本部
- (2) 県現地本部……………岡山県現地災害対策本部
- (3) 県地方本部……………岡山県備中地方災害対策本部
- (4) 市本部……………笠岡市災害対策本部
- (5) 県防災計画……………岡山県地域防災計画
- (6) 市防災計画……………笠岡市地域防災計画
- (7) 県本部長……………岡山県災害対策本部長
- (8) 県現地本部長……………岡山県現地災害対策本部長
- (9) 県地方本部長……………岡山県備中地方災害対策本部長
- (10) 市本部長……………笠岡市災害対策本部長
- (11) 防災関係機関……………県、笠岡市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関
- (12) 県警察……………岡山県警察
- (13) 避難場所
災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。
- (14) 指定緊急避難場所
災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの（津波避難ビル等を含む）。
- (15) 避難所

公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。

(16) 指定避難所

災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。

(17) 要配慮者

高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(18) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第2節 防災会議

1 基本方針

笠岡市の地域における防災行政を総合的かつ有機的連携のもとに運営するための組織として災害対策基本法の規定に基づき、笠岡市防災会議を設置する。防災会議の組織及び所掌事務は次のとおりである。

2 組織と所掌事務

(1) 組織

会長	市 長
委員	ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
	イ 岡山県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
	ウ 県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
	エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
	オ 教育長
	カ 消防長及び消防団長
	キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
	ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
	ケ その他市長が必要と認める者

(2) 所掌事務

- ア 市防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- イ 笠岡市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。
- ウ 市長の諮問に応じて笠岡市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。
- エ アからウに規定する重要事項に関し、市長に意見を述べる。
- オ アからエに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

< 条例協定等 2 - 1 笠岡市防災会議条例 >

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が防災に関して処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりである。

1 笠岡市

市は、地域における防災の第1次責任を有する地方公共団体として、自ら、あるいは関係行政機関及び他の地方公共団体の協力を得て次のことを実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
笠 岡 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災意識の普及啓発及び防災訓練 2 自主防災組織の育成 3 災害に関する予報及び警報等の発表及び伝達 4 災害情報の収集及び伝達 5 災害広報 6 高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保の発令 7 被災者の救助 8 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議，被災者の受入れ 9 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置の要請等 10 災害時におけるボランティア活動の支援 11 被害の調査及び報告 12 災害時の清掃，防疫その他保健衛生に関する応急措置 13 水防活動及び消防活動 14 被災児童・生徒等に対する応急の教育及び安全・安心な生活環境の確保 15 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等に対する応急措置 16 農産物，家畜，林産物及び水産物に対する応急措置 17 水防，消防その他防災に関する施設，設備の整備 18 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等の新設改良，防災並びに災害復旧 19 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導，助言及び立入検査 20 交通整理，警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。 21 緊急輸送の確保 22 被災者からの申請に応じて，住家被害などの被害状況を調査し，罹災証明書を交付する。

2 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
消防機関 (笠岡地区消防組合)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設の整備 2 災害予防及び防災活動 3 予警報等の通報，連絡及び情報収集 4 災害救助及び救急活動 5 消防活動における統括指導 6 消防組管内災害対策本部との連絡及び調整 7 危険物施設の保安確保に必要な指導，助言及び立入検査

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
第六管区海上保安本部 水島海上保安部 福山海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報等の伝達及び情報の収集 2 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助 3 海難の発生その他事情により，必要に応じて，船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止 4 航路標識，海図及び水路書誌等水路図誌の整備 5 緊急時の物資又は人員の海上輸送 6 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締り 7 大量流出した油等の防除及び航路障害物，危険物等に対する保安措置 8 危険物積載船に対し，必要に応じて，移動又は航行の制限若しくは禁止の命令
中国運輸局 岡山運輸支局 水島海事事務所 尾道海事事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため，船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する船舶の調達の斡旋，特定航路への就航勧奨 3 港湾荷役が円滑に行われるよう，必要な行政指導 4 特に必要があると認めるときは，船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 5 海技従事者の海技免状の更新の際，一定の乗船履歴又は講習等を要求することによる海技従事者の知識，能力の維持及び最新化 6 船員労務官による監査及び指導の強化による船舶の安全な運航の確

	<p>保</p> <p>7 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査の実施</p> <p>8 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督</p> <p>9 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対する自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>10 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置</p>
<p>岡山労働局 笠岡労働基準監督署</p>	<p>1 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するための監督指導。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導</p> <p>2 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置についての必要な指導</p> <p>3 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点についての必要な指導</p> <p>4 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保</p> <p>5 被災労働者に対する労災保険の迅速な給付</p> <p>6 被災の場合、労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例による納付猶予及び換価猶予</p> <p>7 労働災害原因調査及び同種災害再発防止対策の指導</p>
<p>中国四国農政局</p>	<p>1 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業の推進</p> <p>2 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集</p> <p>3 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るために必要な指導</p> <p>4 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握</p> <p>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導</p> <p>6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置</p> <p>7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械に</p>

	<p>についての貸付け等</p> <p>8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導</p> <p>9 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給</p>
中国地方整備局 岡山国道事務所 玉島維持出張所	<p>1 所轄国道の維持管理，改修及び災害復旧工事</p> <p>2 災害時における所轄国道の交通規制</p> <p>3 その他防災所定業務</p>
大阪管区气象台 岡山地方气象台	<p>1 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表</p> <p>2 気象庁が発表した気象に関する特別警報，大津波警報・津波警報・津波注意報，噴火警報等の関係機関への通知</p> <p>3 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）について，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p> <p>4 県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動</p> <p>5 市町が「地域防災計画における津波対策強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を活用して行う津波浸水予測図等の作成に関する技術的な支援・協力</p>
中国四国地方環境事務所	<p>1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達</p> <p>2 家庭動物の保護等に係る支援に関すること</p> <p>3 災害時における環境省本省との連絡調整</p>

4 岡山県及び県警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
岡山県備中県民局 岡山県企業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災意識の普及啓発及び防災訓練 2 災害に関する予報及び警報等の発表及び伝達 3 災害情報の収集及び伝達 4 災害広報 5 市町村の実施する被災者の救助の支援及び調整 6 災害時におけるボランティア活動の支援 7 災害救助法に基づく被災者の救助 8 水防法，地すべり等防止法に基づく立退きの指示 9 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定，津波災害警戒区域等の設定等 10 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置 11 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示，調整 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育 13 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等に対する応急措置 14 農産物，家畜，林産物及び水産物に対する応急措置 15 緊急通行車両の確認，標章及び証明書の交付 16 防災に関する施設，設備の整備 17 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等の新設改良，防災並びに災害復旧 18 救助物資，化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋 19 危険物施設の保安確保に必要な指導，助言及び立入検査 20 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導，助言 21 自衛隊の災害派遣要請 22 指定行政機関に対する災害応急対策等のための職員の派遣要請 23 市町村長に対する災害応急対策の実施の要請，他の市町村長への応援の要求 24 内閣総理大臣に対する他の都道府県知事に対し応援することを求める要求 25 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整，代行 26 指定行政機関又は指定地方行政機関に対する災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置の要請等

	<p>27 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合における物資又は資材の供給に必要な措置</p> <p>28 運送業者である指定公共機関，指定地方公共機関に対する災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請，指示</p> <p>29 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等</p> <p>30 有害ガス，危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体，環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等の安全確保</p>
<p>県警察 笠岡警察署</p>	<p>1 災害警備実施計画に関する業務</p> <p>2 災害警備用装備資機材の整備</p> <p>3 災害情報の収集・伝達及び被害調査</p> <p>4 救出救助及び避難誘導</p> <p>5 行方不明者の搜索及び身元確認等</p> <p>6 交通規制，緊急通行車両の確認等交通対策</p> <p>7 犯罪の予防・取締り，その他治安維持</p> <p>8 関係機関による災害救助及び復旧活動への協力</p>

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>N T T 西日本株式会社 岡山支店</p>	<p>1 災害時における情報等の正確，迅速な収集，伝達</p> <p>2 防災応急措置の実施に必要な通信に対する通信施設の優先的な利用の確保</p> <p>3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備</p> <p>4 発災後に備えた災害応急対策用資機材，人員の配備</p> <p>5 災害時における公衆電話の確保，被災施設及び設備の早期復旧</p> <p>6 地震情報，津波警報等の市町村への連絡</p>
<p>中国電力ネットワーク株式会社 倉敷ネットワークセンター</p>	<p>1 電力施設の防災対策及び防災管理</p> <p>2 災害時における電力の供給確保</p> <p>3 被災施設の応急対策及び応急復旧</p>
<p>西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社</p>	<p>1 線路，ずい道，橋梁，停車場，盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理</p> <p>2 災害により線路が不通となった場合，自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等</p> <p>3 死傷者の救護及び処置</p>

	4 対策本部は、運転再開に当たり、円滑な抑止列車の車両検査、乗務員の手配等
日本赤十字社 岡山県支部	1 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的な救護員の養成による災害時における医療・助産その他の救護 2 緊急救護に適する救助物資(毛布・緊急セット(日用品等)等)の備蓄による災害時における被災者への給付 3 赤十字奉仕団等による炊き出し、救援物資の配布等 4 血液(保存血液及び成分製剤)の確保供給 5 義援金の受付等
日本放送協会 岡山放送局	1 気象等の予報及び警報、被害状況等に関する報道 2 防災知識の普及に関する報道 3 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達 4 義援金品の募集及び配付についての協力
西日本高速道路株式会社 中国支社岡山管理事務所及び福山管理事務所	1 山陽自動車道の改良、維持、その他管理及び道路情報の伝達 ※岡山管理事務所管轄：笠岡ICより東側 ※福山管理事務所管轄：笠岡ICより西側 2 災害防止措置 3 交通規制、被災点検、応急復旧工事等 4 災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供 5 災害復旧工事の施工

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 岡山県トラック協会 笠岡支部	1 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄 2 災害応急活動における各機関からの車両借り上げ要請に対する配車 3 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣 4 災害時の遺体の搬送への協力
一般社団法人 岡山県LPガス協会 笠岡支部	1 LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

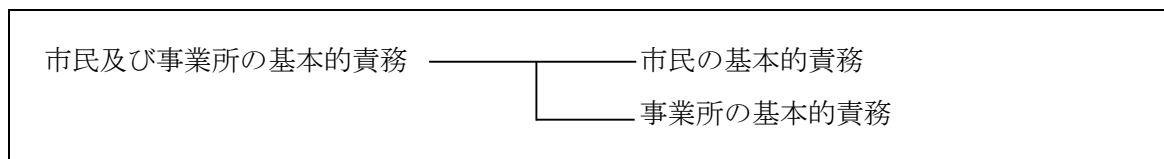
機関の名称	事務又は業務の大綱
笠岡医師会	1 市長（市本部長）の要請又は通報により，所定の救護班の派遣出動 2 会員が開設又は管理する医療施設の臨時救護所又は委託医療機関としての活用 3 会員が開設又は，管理する医療施設との連絡調整 4 その他災害時の緊急救護，医療に対する協力援助
岡山県高圧ガス地域防災協議会防災事業所	1 ガス供給設備の維持管理 2 被災施設及び設備の応急復旧
一般社団法人 岡山県建設業協会 笠岡支部及び一般企業	1 関係機関の要請による自衛消防隊等の出動 2 災害緊急作業要員の抛出，作業用及び運搬用車両，船舶の出動，援助
報道機関	防災に関する報道について，迅速に周知させるための協力
産業経済団体 （農業協同組合，漁業協同組合，商工会議所等）	各関係の被災調査等，応急対策の協力
文化事業団 （婦人会等）	防災関係機関の行う応急対策の協力
アマチュア無線団体	災害等における非常無線通信の確保の協力

第4節 市民及び事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

従って、笠岡市防災基本条例第4条「市民の責務」、第5条「自主防災組織の責務」、第6条「事業者の責務」に基づき、以下に示すように市民及び事業所等は、積極的に災害防止に努めなければならない。

●対策の体系



1 市民の基本的責務

(1) 個人

ア 災害に関する教訓を後世へ伝えるとともに、平時から家庭において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の避難や連絡の方法等について話し合い、自助の理念に基づく災害対策の推進に努める。

イ 災害による被害を最小限にとどめるため、自らが所有する建築物の耐震性の強化、地震による家具等の転倒防止を行うなど安全策を講ずるよう努める。

ウ 災害に備え、最寄りの避難所及び避難経路の確認に努め、災害発生時には、危険を感じたら速やかに自主避難するとともに、市が発する避難情報に注意し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令されたときは、直ちにこれに応ずる。

エ 自らが居住する地域を守るため、積極的に自主防災組織の結成に取り組むとともに、自主防災組織、事業者、市、関係機関等が実施する災害対策、防災に関する学習会及び防災訓練等への積極的な参加に努める。

オ 市、関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努める。

(2) 自主防災組織の責務

ア 防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策及び避難誘導、初期消火、救出救護など、共助の理念に基づく災害対策を講ずるよう努める。

イ 市、関係機関等の連携のもと、地域内の要配慮者と密な連絡を図り、速やかな避難体制の構築に努める。

ウ 市、関係機関等が実施する災害対策に協力するとともに、地域住民の安全確保に努める。

2 事業所の基本的責務

- (1) 災害への備えとして、事前に危険要因を把握し、危険要因排除等の対策、災害時の初期活動のための準備を行うなど、自主防災活動の取組に努める。
- (2) 市内区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業員の安全を確保し、事業を継続することができるよう努める。
- (3) 共助の理念に基づき、市民、自主防災組織等と連携し、地域住民の安全が確保できるような体制の整備に努める。
- (4) 市、関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努める。
- (5) 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

その際、企業内のみにとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

なお、県、市及び各業界の民間団体は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

第5節 笠岡市の防災環境

1 自然的条件

(1) 地勢

岡山県の西南部、広島県との県境に接する北緯 $34^{\circ}30'14''$ 、東経 $133^{\circ}30'36''$ に位置し、総面積 136.24k m^2 （令和4.4.1現在）である。

地形は、北に中国山地を背にする丘陵が連なり、山地が多く、連坦した平野部は少なく南部は海岸線で結ばれている。南は、瀬戸内海に大小30有余の島地部が点在し、最南端は、30km沖合に位置し、香川県に肉薄している。河川は、源を周囲の山谷に発する小さなもので漸く灌漑に利用される程度のものである。少ない平坦地と20数箇所の干拓地、埋立地に本市の主要市街地が形成されている。

(2) 気候

南の四国山地、北の中国山地の間にあつて年間平均気温は 15.7°C 、年降雨量 1055.1mm と少なく、年平均風速も 2.1m/s と弱く典型的な瀬戸内海気候を示し、台風、地震等の災害も比較的少なく自然的に恵まれた地域である。

(3) 地形、地質

本市の地形は、「土地分類図（岡山県）」（国土庁土地局監修、昭和49年）によれば、市域北東部の阿部山付近及び神島、御嶽山などが山地に分類され、本土その他の地域は平野とこれを取り囲む丘陵地に分類されている。

市域北東部の阿部山付近の山地は、瀬戸内沿岸山地に属する遥照山山地と呼ばれており、標高約400m前後のやや急峻な山地である。

市域に広がる丘陵地は、瀬戸内沿岸丘陵に属する笠岡丘陵と呼ばれており、標高200m前後のなだらかな地形を示している。

平野部は沿岸部及び干拓地に広がっており、島しょ部にも小規模な海岸平野が分布している。また、本市域の地質は、全体として花崗岩などの火成岩により構成され、中部及び御嶽山などの一部には古生代・中生代の砂岩・粘板岩などよりなる堆積岩が分布し、平野部には軟弱な沖積層が分布している。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、昭和27年4月1日金浦町と合併して、市制施行後、増加の一途をたどり、昭和35年4月1日北川村を編入して、人口はピークに達した（73,232人）、その後年々減少し、令和6年10月31日現在44,100人となっている。

(2) 都市化

市域の中央部を東西に国道2号が、また市街地3km北側に国道2号と平行して山陽自動車道が走り、南北に県道笠岡井原線、笠岡美星線が延びている。また、市街地周辺の山地、丘陵

等に住宅及び工業団地の開発が進んでいるほか、駅前土地区画整理事業をはじめ、市内中心部に都市計画道路等交通網の整備がなされている。さらに、公共下水道、教育、文化施設の建設等都市化が進んでいる。

3 災害履歴

岡山県に影響を及ぼす地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、南海トラフ沿いで発生する海溝型地震とがある。

過去の地震履歴については、以下の表のとおりである。

(1) 岡山県に震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治34年以前）

年 代	震 源 地	マグニチュード	備 考
684	四国－紀伊半島沖	8程度	南海地震(白鳳の地震)
868	兵庫県南部	7程度	
880	出雲	7程度	
1099	四国－紀伊半島沖	8余り	南海地震・大津波
1361	四国－紀伊半島沖	8程度	南海地震・広域に大津波
	紀伊半島沖	7～8	南海地震
	紀伊半島沖	7～7.7	南海地震
1408	畿内	7.5程度	岡山平野で震度5
1520	駿河湾－四国沖	8.6	宝永地震 岡山、津山等で震度5、日本史上最大級大津波
1596	伯耆・美作	6.5程度	津山で震度4～5
1707	伯耆	6.2程度	県北で被害
1710	讃岐	不明	
1711	御津郡	不明	御津郡で震度5
1711	阿波	7程度	岡山で震度4
1734	土佐	6程度	
1789	三重県西部	7.2程度	岡山で震度5
1812	四国－紀伊半島沖	8.4	安政南海地震 県南で震度4～6
1854			笠岡では津波により流出家屋が
1854			100戸未満, 死者4～5人

(2) 岡山県で震度4以上を観測した地震(明治35年以降)

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
1905 (明治38) 6/2	岡山 4	被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
1909 (明治42) 8/14	岡山 4	建物その他に若干の被害あり。ただし 人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
1909 (明治42) 11/10	岡山 5	県南部, 特に都窪郡撫川町で被害大, 死者2人, 建物全・半壊6戸, ひさ し・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
1927 (昭和2) 3/7	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20数件, 煉瓦煙突の上部破損(上道郡 平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
1930 (昭和5) 12/21	岡山 3 津山 5	県内被害なし	広島県北部	5.9
1934 (昭和9) 1/9	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬 町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した 程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
※1938 (昭和13) 1/2	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石40~50個落 下, 貨車・家屋破損, 下熊谷の小貯水 池堤防決壊	広島県北部	5.5
1943 (昭和18) 9/10	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山崩れ, が け崩れ, 地割れ, 落石等あり(被害に ついては, どちらの地震によるか判別 できない)	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
1943 (昭和18) 9/10	岡山 4 津山 2		鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
1946 (昭和21) 12/21	岡山 4 津山 3	県南部, 特に児島湾北岸, 高梁川下流 域の新生地の被害が甚大であった。死 者52人, 負傷者157人, 建物全壊 1,200戸, 建物半壊2,346戸, その他 堤防・道路の損壊多し。玉島・笠岡管 内の電気・通信線がほとんど破壊され た。	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
1952 (昭和27) 7/18	岡山 4 津山 3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7

1968 (昭和43) 8/6	岡山 4 津山 3 玉野 4	県内被害なし	豊後水道	6.6
1995 (平成7) 1/17	岡山 4 津山 4	負傷者1人	大阪湾 【平成7年(1995年)兵庫県南部地震】	7.3
2000 (平成12) 10/6	新見, 哲多, 大佐, 落合, 美甘 5強 19市町村(笠岡含) 5弱 39市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。 重傷5人, 軽傷13人, 住家全壊7棟, 住家一部破損943棟, その他水道被害, 道路破損多し。	鳥取県西部 【平成12年(2000年)鳥取県西部地震】	7.3
2001 (平成13) 3/24	26市町村 (笠岡含) 4	軽傷1人 住家一部破損18棟	安芸灘 【平成13年(2001年)芸予地震】	6.7
2002 (平成14) 9/16	6市町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
2006 (平成18) 6/12	岡山 4 倉敷 4 玉野 4 浅口 4	県内被害なし	大分県西部	6.2
2007 (平成19) 4/26	玉野 4	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
2013 (平成25) 4/13	5市町 4	軽傷1人	淡路島付近	6.3
2014 (平成26) 3/14	16市町 4	重傷1人, 軽傷4人	伊予灘	6.2
2016 (平成28) 10/21	鏡野, 真庭 5強 12市町村 4	重傷1人, 軽傷2人, 住家一部破損17棟, 非住家全壊1棟, 非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			5.0

2018 (平成30) 4/9	倉敷市 4	県内被害無し	島根県西部	6.1
-----------------------	-------	--------	-------	-----

表の説明

※印の地震は、岡山県内震度3であるが被害発生地震のため特に記載した。

1955年（平成7年）までは気象官署の震度である。

【 】は、気象庁が命名した地震である。

（3）備考

令和6年8月8日16時43分頃、日向灘を震源とするM7.1、最大震度6弱の地震が発生し、笠岡市内でも震度1を観測したが、人的、物的被害はなかった。その後、気象庁から17時00分に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、笠岡市では注意体制とした。同日、19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、笠岡市では警戒体制に移行した。15日17時00分に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけが終了し、笠岡市の警戒体制を解除した。

第6節 地震・津波被害想定

第1項 断層を震源とする地震

1 笠岡市防災アセスメント調査について（平成9年～10年度）

本市では、平成9～10年度に「笠岡市防災アセスメント調査」を実施しており、その中から震度予測、液状化予測、建物被害予測、火災被害予測、人的被害予測の結果について、それぞれの概要を述べる。

(1) 想定地震

地震は「活断層」と呼ばれる地中の亀裂が動くことにより発生する。笠岡市域周辺の活断層としては、西側に福山断層や鞆断層があるほかは市域を横断するものはわかっていない。その他、距離を隔てて山崎断層や中央構造線などが存在する。

一方、プレートの沈み込み運動に伴い発生する地震として海溝型地震が知られており、これらはある周期をもって発生することがわかってきている。このタイプのうち本市域に影響をもたらすものとしては、四国沖の南海トラフを震源域とする地震（南海道地震）があげられる。

いくつか想定される地震のうち、福山断層と鞆断層（以下「福山断層系」という。）が活動することにより発生するものは震源が市域近傍となるため大きな被害が予測される。

また、最近の研究成果によれば、南海トラフの地震の発生が迫っているものとされており、確実度は高いものとなる。

被害想定を行うため、ここでは福山断層系（福山断層系地震）と南海トラフを震源とする地震（南海道地震）を想定地震として設定した。被害想定に用いる活断層のデータについては、「新編日本の活断層」及び「日本の地震パラメーターハンドブック」の記載に基づき次のように設定した。

想定地震の諸元

想定地震	福山断層系地震	南海道地震
マグニチュード	7.0	8.4
断層面の長さ（L）	19.5km	300km

(2) 震度予測

福山断層系地震を想定した場合、市全域で震度5強以上となるが、震度7は予測されなかった。震度6強は市街地中心部や海沿いの旧集落、西部の干拓地などで予測された。市北部の谷底平野や島しょ部の低地部では震度6弱となっている。山地部分はいずれも震度5強が

予測されている。

南海道地震を想定した場合については、番町地区や干拓地で震度5強が予測されるのが最も高く、その他の低地では震度5弱、山地部は震度4となった。全体で見れば、震度のランクが福山断層系地震に比べほぼ2ランクずつ下がっている。

(3) 液状化予測

地震の際に、震動によって地盤が液体のようになって砂が噴き出したり流動したりする現象を『地盤の液状化』と呼んでいる。地盤の液状化は、地盤の支持力を低下させ、そのうえに建っている建築物や構造物は傾いたり沈下するなどの被害をもたらす。深い基礎のある構造物では、建物と地盤で動きが異なるため、建物自体の被害は少ないが、パイプのジョイント部等が破損することになる。また、地下埋設管にも被害を与え、埋設管や継手の破断、極端な場合には管が地上に浮上してしまうこともある。

液状化の判定は、地震により液状化を起こそうとする力と砂層の液状化に抗する力とを比較することにより行った。

福山断層系地震では、地震動と同様に市街地や干拓地などの低地で危険度は高く、PL値（液状化指数）15以上（液状化発生危険度が極めて高い）になるものと予測された、北部の谷底平野や島しょ部の低地でも液状化発生危険度が高いものと予測されており、市全体として高いことが予測された、南海トラフの地震を想定した場合では極めて高いと予測された区域が狭くなるものの全体の分布としては福山断層系地震とほぼ同じになった。

(4) 建物被害及び火災被害

地震が引き起こす災害の中で代表的なものの一つが建物の被害である。

地震による建物被害とは、地震の震動が建物に伝えられ、増幅（揺れが大きくなる）し、その揺れの大きさに建物の強度が耐えられなくなって破壊が生じることである。また、液状化によって基礎の地盤が沈下するなどによっても建物被害が生じる。

建物は、構造や階数の違いにより揺れ方や地震に対する強度が異なる。ここでは構造別に分類し想定を行った。基本的な手法は、建物の持つ強度と地震動により建物に加わる力とを比較するものである。木造建物では、震動によって生じる建物のゆがみを解析して被害を判定し、非木造建物では建物の保有耐力と揺れによる特性の変化を解析して被害を判定した。なお、いずれの構造でも液状化による被害についても考慮した。

福山断層系地震を想定した場合、笠岡地区の市街地中心部では建物の全壊棟数が100棟を超すメッシュ（メッシュサイズは約250m）が予測された。このほか、山陽本線沿いの旧集落で全壊建物棟数の多いメッシュが予測されている。このほか、谷底平野中に分布する集落などで全壊棟数が10～50棟程度のメッシュが予測された。

また、南海道地震を想定した場合については、福山断層系地震よりも被害量は少なくなり、多くても10棟未満のメッシュが笠岡の市街地などに予測されるのみで、大半のメッシュでは全壊建物はないものと予測された。

被害想定結果一覧表

想定地震：福山断層系地震

建 物 被 害							火災被害	
建物棟数	全壊棟数		半壊棟数		全半壊棟数 (計)		焼失棟数	
棟	棟	%	棟	%	棟	%	棟	%
41,302	5,213	12.6	10,553	25.6	15,766	38.2	1,737	4.2

想定地震：南海道地震

建 物 被 害							火災被害	
建物棟数	全壊棟数		半壊棟数		全半壊棟数 (計)		焼失棟数	
棟	棟	%	棟	%	棟	%	棟	%
41,302	65	0.2	54	0.1	119	0.3	0	0.0

(5) 人的被害

福山断層系又は南海道地震が起きた場合の人的被害を予測しており、その概要は次のとおりである。

被害想定結果一覧表

想定地震：福山断層系地震

人 的 被 害									
人口	世帯数	死者		負傷者		罹災者		避難者	
人	世帯	人	%	人	%	人	%	人	%
61,228	20,699	750	1.2	1,350	2.2	17,000	27.8	5,100	8.3

想定地震：南海道地震

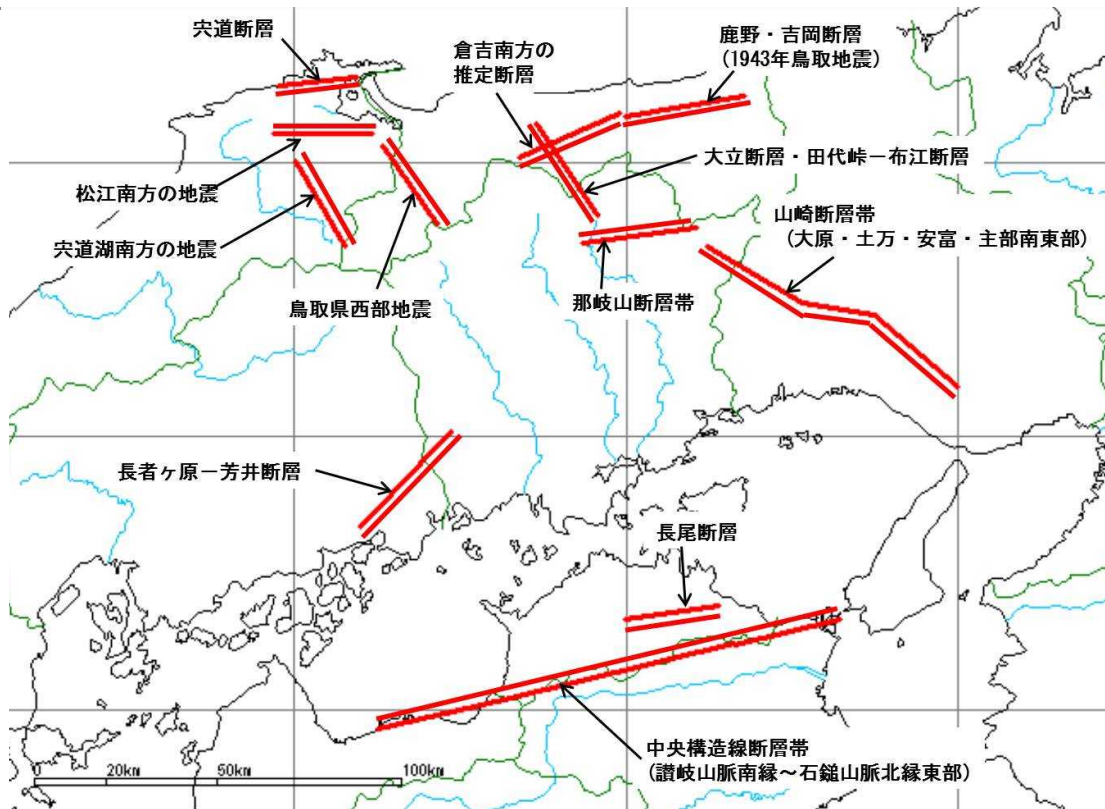
人 的 被 害									
人口	世帯数	死者		負傷者		罹災者		避難者	
人	世帯	人	%	人	%	人	%	人	%
61,228	20,699	10	0.0	20	0.0	140	0.2	40	0.1

2 岡山県地震等の被害想定調査について（平成25年度）

県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、

南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、このたび、県は震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定を行った。

(1) 各断層の位置



(2) 断層の概要

断層名	規模	断層規模(長さ・幅)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国 (地震調査研究推進本部)
那岐山断層帯	M 7.3	L= 32km W=26km	国 (地震調査研究推進本部)
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国 (地震調査研究推進本部)
長者ヶ原-芳井断層	M 7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠-布江断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km W=14km	鳥取県

(3) 被害想定

7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「長者ヶ原－芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。(県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。)

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど甚大な被害が想定される。

各断層別の主な被害想定は、次のとおり。

ア 山崎（やまさき）断層帯の地震

美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6弱以上の揺れに見舞われる。美作市・奈義町を中心に約500棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。避難者数は1週間後に美作市で約3,500人、全県で約5,700人と想定される。小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

イ 那岐山（なぎせん）断層帯の地震

津山市、鏡野町、奈義町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。避難者数は1週間後に鏡野町で約1,200人、全県で約2,100人と想定される。小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

ウ 中央構造線断層帯の地震

倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上まわるものではない。倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上まわると想定される。

通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。避難者数は1週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目	県全体	笠岡市
最大震度	6弱	6弱
建物全壊（棟）	291	13
死者数（人）	5	0
最大避難者（人）	11,018	40

(ケース：冬・18時)

エ 長者ヶ原（ちょうじゃがはら）－芳井断層の地震

笠岡市で震度6強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上まわる。倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目	県全体	笠岡市
最大震度	6強	6強
建物全壊（棟）	856	166
死者数（人）	40	10
最大避難者（人）	21,672	2,168

（ケース：冬・18時）

オ 倉吉南方の推定断層の地震

真庭市で震度6強の揺れに見舞われる。被害は真庭市北部に限定されるが、100棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は1週間後に約1,400人と想定される。小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

カ 大立（おおだて）断層・田代峠（たしろとうげ）－布江（ぬえ）断層の地震

真庭市、鏡野町で震度6強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

キ 鳥取県西部地震

新見市の北部で震度6強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

第7節 南海トラフ巨大地震の岡山県の被害想定

第1項 南海トラフを震源とする地震

最大クラスの地震・津波

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフ巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

(注) 国の公表した資料は、「県防災計画(資料編)」に記載している。その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずることとされている。

1 南海トラフ地震の巨大地震の被害想定調査について

この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震(1946年)がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから約80年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部による地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価では、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は80%程度とされており、その発生が危惧される場所である。

本県において推計した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本県の大綱である県防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自の詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。

ただし、南海トラフ巨大地震の発生頻度は千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード(M)9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

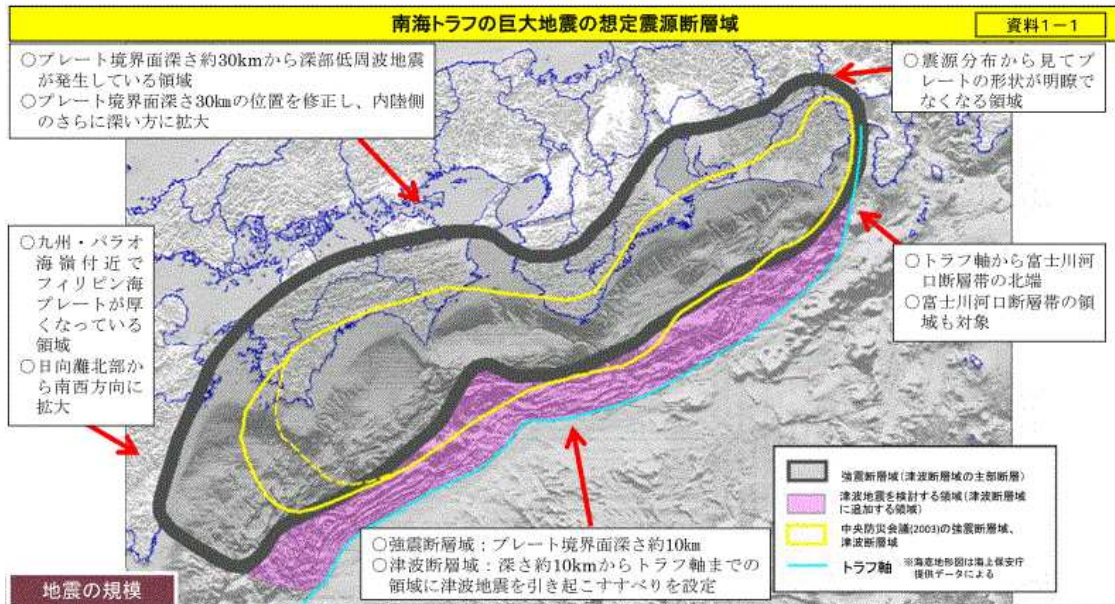
このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・ オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 ＊ 屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
②夏 昼 12 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・ 木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 ＊ 木造建物内滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定 ＊ 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③冬 夕 18 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・ オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・ 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震の震源域位置図

南海トラフの巨大地震の想定震源断層域



地震の規模	南海トラフの巨大地震		参考			
	(津波断層モデル)	(強震断層モデル)	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約14万km ²	約11万km ²	約10万km ² (約500km × 約200km)	約18万km ² (約1200km × 約150km)	約6万km ² (約400km × 約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al, 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al, in press) [8.8(理科年表)]	8.7

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

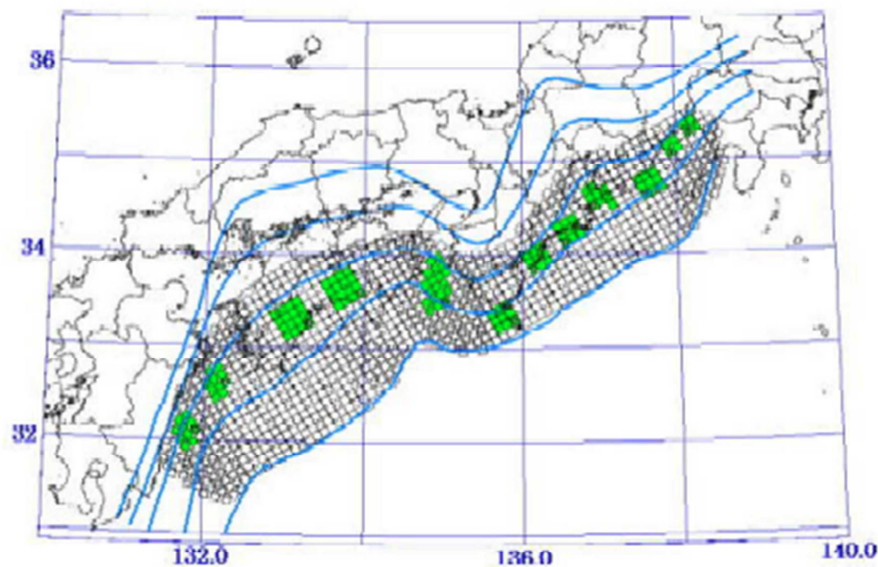
※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

第2項 南海トラフの巨大地震の震度分布・液状化の概況

岡山県では、平成24年8月末に国が公表した「南海トラフの巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、国が検討したケースのうち、「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」



南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋
 ※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

<参考>国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。

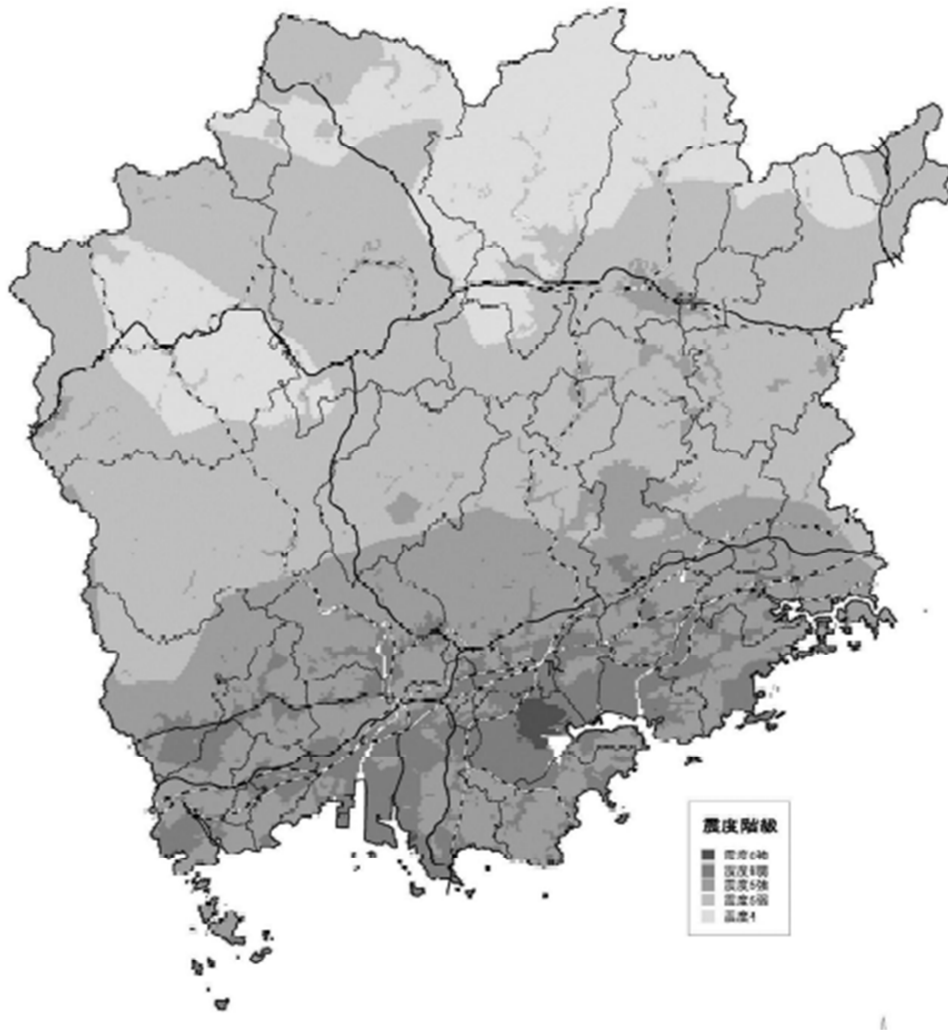
さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度も併せて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

第3項 岡山県の震度分布図

◎ 岡山県の震度分布図

国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細に地盤情報を把握したうえで、岡山県独自の推計を行った。なお、推計は250mメッシュ（格子）単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による震度分布図 【県想定】



※詳細は、岡山県ホームページ/危機管理課を参照のこと。

危機管理課HP <http://www.pref.okayama.jp/page/308887.html>

1 地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、最小でも5弱が想定される。県内各市町村ごとの最大震度は以下のとおりである。

市町村	震度	市町村	震度	市町村	震度
岡山市北区	6弱	高梁市	5強	里庄町	6弱
岡山市中区	6強	新見市	5強	矢掛町	6弱
岡山市東区	6強	備前市	6弱	新庄村	5弱
岡山市南区	6強	瀬戸内市	6弱	鏡野町	5弱
倉敷市	6強	赤磐市	6弱	勝央町	5強
津山市	5強	真庭市	5強	奈義町	5弱
玉野市	6弱	美作市	5強	西粟倉村	5弱
笠岡市	6強	浅口市	6弱	久米南町	5強
井原市	6弱	和気町	6弱	美咲町	5強
総社市	6弱	早島市	6弱	吉備中央町	5強

震度6強	岡山市（北区を除く）、倉敷市、笠岡市	3市
震度6弱	岡山市（北区）、玉野市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	8市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町
震度5弱	新庄村、鏡野村、奈義町、西粟倉村	2町2村

岡山県では、過去数十年間、震度6弱を超えるような強い地震動は経験していない。どんな大きな地震動でも、沿岸部では地震動そのものより、津波によって死傷するケースが多い。実際に、東日本大震災の死傷者の多くの死因は、津波に起因するものであった。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性は、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上している。今後も建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率を高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

2 地震動による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し、そ

の被害への対応を着実にいき、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

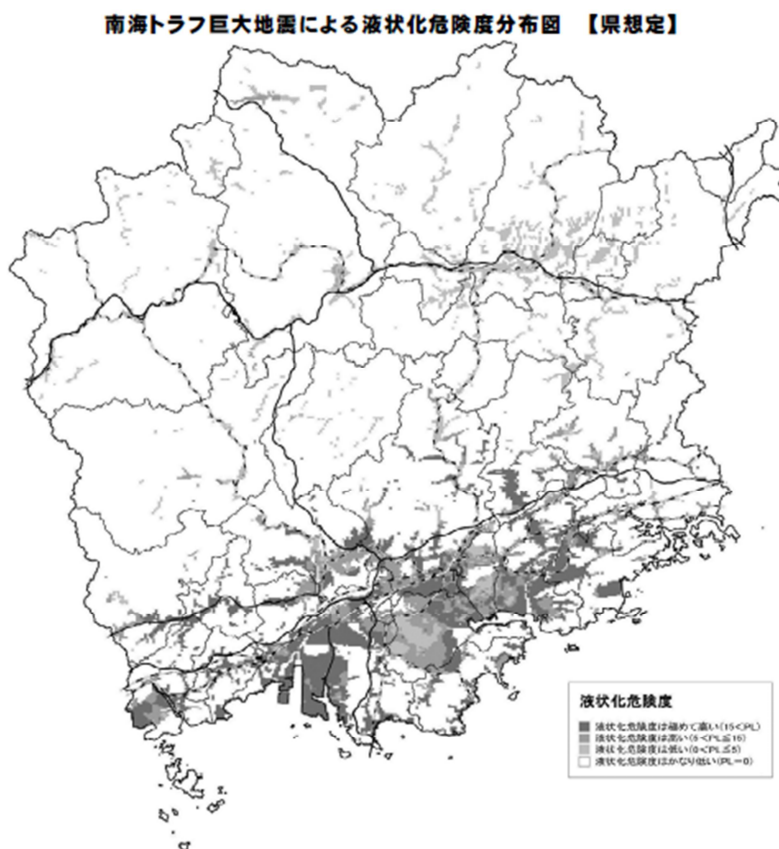
まずは、県民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

第4項 岡山県の液状化危険度分布図

◎ 岡山県の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。推計は震度分布図と同じく250mメッシュ単位で行っている。



※液状化危険度分布図を参照する際の注意事項

液状化危険度分布図は、250mメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定して

おり、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。

また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことを推奨する。特に、過去に液状化が発生した場所では、大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施を推奨する。

※使用したボーリングデータ等について

震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成24年3月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成したものであり、本県で収集した過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映していない。

1 液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査のうえ、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた県南海岸付近の地域で高く分布しており、液状化は県南特有の特徴であるかのように見えるが、県北や内陸においても、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。

また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、注意が必要である。

市民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を活かし、地域の特性を正確に掴み、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

2 液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があるが、空地に比し高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解したうえで、適切な対策に取り組む必要がある。

第5項 岡山県の津波浸水想定図

県で想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に基づき、次のとおり設定している。なお、地震動により堤防等が機能しなくなる場合（パターン1）に基づき想定した津波浸水想定図に対応する地域については、住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、同法第53条第1項に基づく津波災害警戒区域として指定している。

※最大クラスの津波について

国が示した津波断層モデルのうち、どのモデルが本県に最も大きな影響を及ぼすケースなのかを、本県の海岸を地形等を考慮して7つに区分して検討し、各海岸ごとに津波が最大となるケースについてシミュレーションを行い、浸水域等の推計を行った。

1 地震後、全堤防等が破損された場合（パターン1）

（1）堤防等の条件設定

- ・水門等は、十分な耐震性等を有するものを除き、地震により全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。
- ・堤防は、十分な耐震性等を有するものを除き、地震による破壊で、堤防高は75%が沈下するものとし、その後、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。
- ・設定潮位は、平成19年～平成23年までの過去5年間の朔望平均満潮位であり、県下7か所の検潮所で観測された潮位を用いて算出した。

（2）推計結果

ア 津波高

関係市	最大津波高（m）	場所
岡山市（中区）	1.8	新築港付近
岡山市（東区）	2.5	正義付近
岡山市（南区）	2.6	小串付近
倉敷市	3.2	下津井付近
玉野市	2.8	渋川四丁目付近
笠岡市	3.2	鋼管町付近
備前市	2.9	鹿久居島付近

瀬戸内市	2.8	邑久町福谷付近
浅口市	2.8	寄島町付近

※津波高＝設定潮位（朔望平均満潮位）＋津波の高さ

※内閣府は、地震発生から3分後に堤防が破壊された場合の最大津波高は公表していない。

※国の公表内容は、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府ホームページ <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

イ 浸水面積

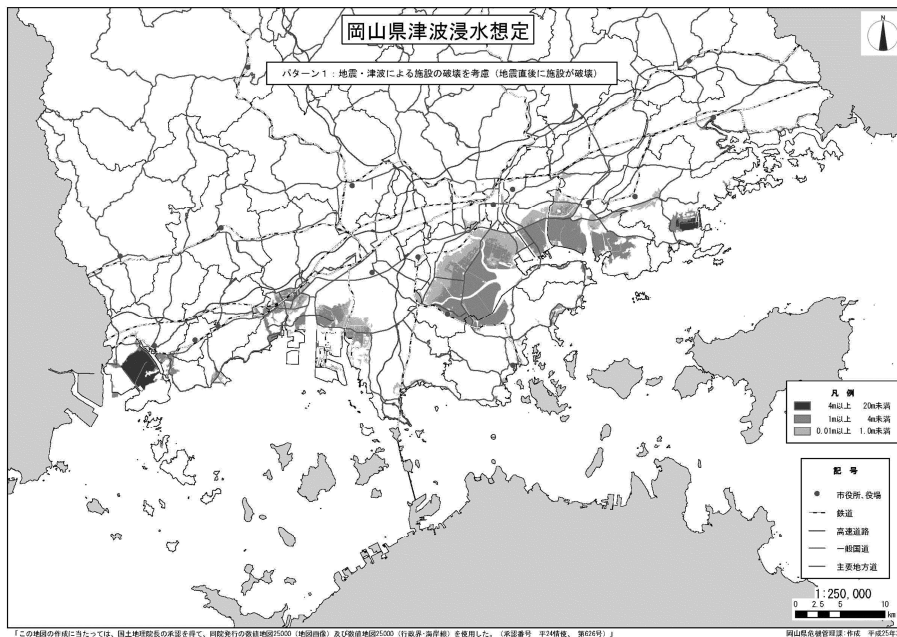
(ha)

浸水深 関係市	1 cm以上	30 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
岡山市（北区）	60	20	※	—	—	—
岡山市（中区）	1,160	1,070	740	230	—	—
岡山市（東区）	3,210	2,980	2,270	1,140	※	—
岡山市（南区）	6,390	5,920	3,990	1,590	※	—
倉敷市	3,420	2,840	1,570	350	※	—
玉野市	1,080	960	690	430	※	—
笠岡市	1,830	1,720	1,600	1,380	1,020	※
備前市	180	140	60	※	—	—
瀬戸内市	1,090	840	640	520	70	—
浅口市	290	240	140	30	※	—
里庄町	10	※	※	※	—	—
県合計	18,710	16,750	11,700	5,680	1,090	※

※「—」：浸水なし、「※」：10ヘクタール未満

※四捨五入の関係で合計は一致しない（以下同じ）

全堤防等破壊：南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図【県想定】



留意事項

- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

2 津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合（パターン2）

(1) 堤防等の条件設定について

- ・護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により破壊されず機能は保持されるが、越流した場合は崩壊して、機能を失うものとした。
- ・設定潮位は、パターン1に同じ。

(2) 推計結果

ア 津波高

関係市	最大津波高 (m)	場所
岡山市 (中区)	2.4	新築港付近
岡山市 (東区)	2.8	水門町付近
岡山市 (南区)	2.6	小串付近
倉敷市	3.2	水島川崎通一丁目付近
玉野市	2.9	田井六丁目付近
笠岡市	3.4	神島付近
備前市	3.0	鹿久居島付近
瀬戸内市	3.0	邑久町尻海付近
浅口市	2.8	寄島町付近

※津波高＝設定潮位（朔望平均満潮位）＋津波の高さ

※内閣府は、地震発生から3分後に堤防が破壊された場合の最大津波高は公表していない。

※国の公表内容は、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府ホームページ <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

津波高がパターン1よりも若干高くなるのは、堤防等が壊れないため、波が堤防にぶつかったり反射したりして、津波がせり上がる場合があるためである。

また、浸水区域は大幅に減少するが、津波が高くなり、堤防の低い箇所において越流し浸水することから、パターン1では発生しなかった一部地域において浸水が想定される。

イ 浸水面積

(ha)

関係市	浸水深					
	1 cm以上	30 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
岡山市 (北区)	—	—	—	—	—	—
岡山市 (中区)	*	*	*	*	—	—
岡山市 (東区)	970	920	700	20	*	—
岡山市 (南区)	350	110	*	*	*	—
倉敷市	310	140	20	*	—	—
玉野市	230	140	30	*	*	—
笠岡市	90	50	20	10	—	—
備前市	130	100	30	*	—	—
瀬戸内市	460	380	240	40	—	—
浅口市	20	*	*	*	—	—

里庄町	—	—	—	—	—	—
県合計	2,540	1,850	1,060	90	*	—

※「—」：浸水なし、「*」：10ヘクタール未満

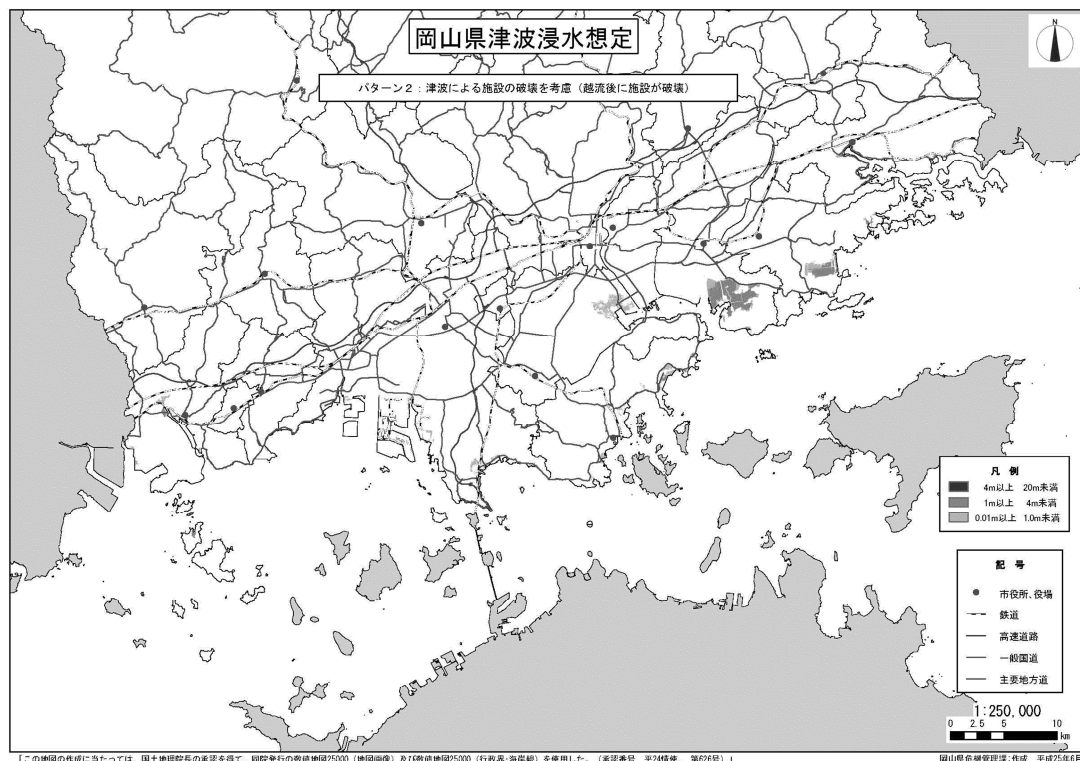
ウ 主な地点の津波による海面変動影響開始時間

市名	場所	到達時間 (分)
岡山市	児島湖締切堤防	170
倉敷市	下津井漁港	147
玉野市	山田港	138
笠岡市	笠岡港	202
笠岡市	金風呂漁港 (島しょ部)	238
備前市	寒河港	129
備前市	大多府漁港 (島しょ部)	116
瀬戸内市	錦海塩田	118
浅口市	寄島漁港	252

※海面変動影響開始時間とは地震発生直後の海面水位から+20cmの水位変動が生じる時点をいう。

※時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難すること。

津波浸水想定 (パターン2) 【県想定】



留意事項

- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

第6項 笠岡市の人的・物的被害想定結果

() 内の数字はパターン2のもの

1 建物被害（被害が最大となるもの：③冬・18時）

項目	市	県	国
揺れによる全壊	57	4,690	約 18,000
液状化による全壊	392	1,036	約 5,200
津波による全壊	1,492 (77)	8,817 (318)	約 1,190 (90)
急傾斜地崩壊による全壊	9	221	約 200
地震火災による消失	3	3,901 (3,911)	約 11,000
合計（棟）	1,953	18,665	約 36,000

※液状化の被害には、国は算定していない大規模半壊が362棟ある。

2 人的被害

ア 死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）

項目	市	県	国
建物倒壊による死者	4	305	約 1,100
津波による死者	125 (2)	2,786 (40)	約 640 (40)
急傾斜地崩壊による死者	1	20	約 10
地震火災による死者	0	0	約 10
屋外落下物等による死者	0	0	0
合計(人)	130	3,111	約 1,800

イ 負傷者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）

項目	市	県	国
建物倒壊による負傷者	178	7,534	約 17,000
津波による負傷者	248 (0)	4,184 (73)	約 40 (20)
急傾斜地崩壊による負傷者	1	25	約 20
地震火災による負傷者	0	2	約 70
屋外落下物等による負傷者	0	0	約 20
合計(人)	427	11,745	約 17,000

3 ライフライン被害

市想定

	区 分	被災直後			被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
		給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率
上水道 (人)	54,225	26,096	48	13,634	25	7,103	13	—	—	
下水道 (人)	27,983	27,983	100	(886) 886	(3) 3	(886) 886	(3) 3	—	—	
電 力 (軒)	31,807	31,807	100	301.8	0.9	—	—	—	—	

県想定

	区 分	被災直後			被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
		給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率
上水道 (千人)	約1,945	約 933	48	約 525	27	約 283	15	約 14	1	
下水道 (千人)	約1,193	約1,017	85	(45) 約 402	(4) 34	(約 41) 約 399	(3) 33	—	—	
電 力 (千軒)	約1,163	約906	78	約 23	2	—	—	—	—	
固定電話 (千回線)	世帯数 約 444	不通回線 約346	率 78	不通回線 8	率 2	不通回線 約 4	率 1	不通回線 —	率 —	
都市ガス (戸)	需要家数 約 116	停止戸数 約 31	率 26	停止戸数 約 29	率 25	停止戸数 約 22	率 19	停止戸数 —	率 —	

※電力の停電軒数は機器点検による停電を含む。
 ※固定電話の不通は停電によるものとする。
 ※復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

国想定(パターン2)

	区 分	被災直後			被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
		給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率
上水道 (千人)	約 1,900	約 1,300	70	約 930	49	約 640	34	約 110	6	
下水道 (千人)	約 1,100	約 1,000	89	約 31	3	約 6.5	1	—	—	
電 力 (千軒)	約 1,300	約 1,200	89	約 180	14	約 0.4	—	—	—	
固定電話 (千回線)	世帯数 約 440	不通回線 約 390	率 89	不通回線 約 66	率 15	不通回線 —	率 —	不通回線 —	率 —	
都市ガス (千戸)	需要家数 約 97	停止戸数 約 30	率 31	停止戸数 約 29	率 29	停止戸数 約 21	率 22	停止戸数 約 0.3	率 —	

4 交通施設被害

ア 道路（緊急輸送道路）

県想定

緊急輸送道路	被害箇所数		
	浸水区域外	浸水区域内	計
第1次	40(45)	8(0)	48(45)
高速道路	—	—(-)	—(-)
高速道路以外	40(45)	8(0)	48(45)
第2次	26(29)	8(1)	34(29)
第3次	10(12)	4(-)	14(12)
全 体	75(85)	20(1)	95(86)

イ 鉄道

県想定

鉄道区分	被害箇所数			
	新幹線	在来線		計
	浸水区域外	浸水区域外	浸水区域内	
県	30(30)	543(587)	46(1)	619(618)
国	(30)	—	(690)	(720)

※在来線は、JR西日本、水島臨海鉄道、井原鉄道、智頭急行の計である。

ウ 空港

被災なし

エ 港湾

県想定

	岸壁数 (箇所)	被害箇所数			
		国際拠点	重要港	地方港	計
岸壁	36	5	3	1	9
その他係留施設	327	23	22	50	95

※国際拠点は水島港、重要港は宇野港、岡山港、地方港はその他をいう。

5 生活支障等

ア 避難者

		地震直後	1日後	1週間後	1か月後
市	避難者数（人）	17,736 (1,690)	17,736 (1,690)	7,646 (2,782)	6,069 (1,040)
	避難所避難	11,789 (1,070)	11,789 (1,070)	6,192 (1,473)	1,821 (312)
	避難所外避難	5,947 (620)	5,947 (620)	1,454 (1,309)	4,248 (728)
県	避難者数（人）	342,000 (85,000)	342,000 (85,000)	170,000 (130,000)	116,000 (74,000)
	避難所避難	225,000 (53,000)	225,000 (53,000)	116,000 (67,000)	35,000 (22,000)
	避難所外避難	117,000 (32,000)	117,000 (32,000)	54,000 (63,000)	81,000 (52,000)
国	避難者数（人）	(101,000)	(101,000)	(240,000)	(184,000)
	避難所避難	(61,000)	(61,000)	(120,000)	(54,000)
	避難所外避難	(40,000)	(40,000)	(120,000)	(130,000)

※避難所外避難とは、指定避難所以外の文化ホールなどの公共施設や自動車，親戚・知人家などへ避難することをいう。

イ 帰宅困難者

区分	帰宅困難者	コメント
市帰宅困難者（人）	1,750	笠岡市は帰宅困難者の大半が通勤通学者である。
県帰宅困難者（人）	141,000	うち約12万人が通勤通学者，約2万人がその他，買い物・観光客等である。

ウ 災害廃棄物発生量

区分	市		県		国
	パターン1	パターン2	パターン1	パターン2	パターン2
災害廃棄物（万トン）	107	7	1,202	234	400
災害廃棄物	19	3	224	126	370
津波堆積物	88	4	978	108	70

6 経済的被害

県想定

区分	県		国
	パターン1	パターン2	パターン2
民間部門（住宅等）	3.5	2.0	2.8
準公共部門（電気，通信，ガス，鉄道）	—	—	—
公共部門（上下水道，道路，港湾，農地，漁港，災害廃棄物）	0.6	0.3	0.4
合計（兆円）	4.1	2.3	3.2

※「—」は、わずかなもの

第7項 被害想定を活かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。

さらに、市民一人ひとりが、この被害想定を自らのこととして捉え、

- ・強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。
- ・強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強や、家具の固定やガラスの飛散防止対策を行い、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。
- ・初期消火に全力をあげること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることができる。

平時から自らができることを確実に（自助）、地域の安全を地域のみinnで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

第8節 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災においては極めて甚大な津波による被害を被った教訓から、津波災害対策は、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ① 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- ② 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

①の地震・津波に対しては、住民等の「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

②の地震・津波に対しては、「命を守る」ことに加え、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所（道路の高架区間等を避難場所等として活用する緊急避難施設や津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

（1）津波からの人命の確保

津波対策の目標は、津波から「命を守る」ことである。ハード対策としての海岸保全施設等の整備・維持を前提として、住民等の避難が迅速に実施可能なように、情報伝達体制、避難場所、避難施設及び避難路の整備が重要である。また、最も重要なことは、一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難することであり、それを促す防災教育、避難訓練、要配慮者の総合的な対策を推進する必要がある。なお、これら津波対策の推進に当たっては、デジタル技術の活用を通じて効果的な実施に努める。

（2）日頃からの心構え

津波の到達までに時間的に余裕がある場合であっても、低地であり周辺に高い建造物や高台がない地域では、遠方への避難が必要となる場合もあることから、地震発生後、即座に安全な場所への避難を開始するよう、日頃からハザードマップ等で津波浸水深、避難場所を確認しておくなど十分な準備を行っておく必要がある。

（3）地域の実情に合わせた対策の検討

津波による被災は、地形や市域の広がり、津波の外力等のように、各地域によって大きく実情が異なることから、重要施設の耐浪化だけでなく、これら施設の配置の見直しや土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討する必要がある。

第9節 地震・津波災害に関する調査研究

防災にかかる見地から、研究機関、大学等における地震・津波災害に関する科学技術及び研究の成果等を参考としながら、市周辺の活断層の状況や、大規模地震が発生した場合に予想される液状化危険地域の状況等について、関係機関等との緊密な連携をもとに調査、研究を進める。

第10節 防災ビジョン

1 基本的な考え方

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題である。従って、笠岡市の防災上の特性を十分踏まえながら、被害を最小限に食い止める方策について、長期的視野に立った計画を定め、災害拡大防止についての基礎的条件の整備を図っていくことが重要である。そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となった取り組みが欠かせないものとなってくる。

そこで、市をあげての防災への取り組みを推進するため、この計画の基本理念を次のように設定する。



とものつくる安全・安心なまちづくり



この、基本理念のもとに、以下の重点目標を定め防災対策を展開していくものとする。

重点目標1：防災事業の推進による安全なまちをめざして

災害から市民の生命、身体、財産を保護することはもとより、郷土の保全を図るために、災害危険区域の治山、砂防、河川、海岸等の総合的対策事業を計画的に推進し、災害に対して安全なまちをめざす。

重点目標2：地域防災体制の充実により安心で住みよいまちをめざして

大規模災害時には行政の対応だけでは限界があり、市民・事業所・行政などのあらゆる人々がそれぞれの自覚のもとに活動しなければならない。その条件づくりのためには、ともに協力して安全・安心なまちをつくる日常的な努力が要求される。そこで、市は、関係機関、団体、市民との連携のもとに地域ぐるみの防災体制の確立、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災施設・設備等の整備により、安心で住みよい、災害に強いまちづくりの推進を図る。

重点目標3：だれにでもやさしい思いやりのまちをめざして

高齢者や障がいのある人、乳幼児などは要配慮者となりがちである。要配慮者の視点からとらえたときに、安心して暮らせるまちになっていることが必要である。そのためには、路上障害物を少なくし、避難ルート案内を明示化するなど、わかりやすくだれにでもやさしいまちづくりの視点を、防災対策の中に常に織り込んでいくこととする。

重点目標4：防災思想の普及により災害に対して怠りのないまちをめざして

災害を最小限に止めるためには、市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から、笠岡の自然特性も考慮に入れた、災害に対しての正しい認識を深め、万一の災害から自らを守るための意識向上を図るため、市民参加の防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策に関する技術の向上を図る。

第2章 地震・津波災害予防計画

計	画	事	項
第1節 自立型の防災活動の促進			
	第1項	自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着	
	第2項	自主防災組織の育成計画及び参加	
	第3項	防災ボランティア養成等計画	
	第4項	市民，地域，企業等の防災訓練計画及び参加	
	第5項	地域防災活動施設整備計画及び推進	
	第6項	要配慮者等の安全確保計画	
	第7項	物資等の確保計画	
	第8項	津波災害予防計画	
第2節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）			
	第1項	災害応急体制整備計画	
	第2項	情報の収集連絡体制整備計画	
	第3項	救助，救急，医療体制整備計画	
	第4項	指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	
	第5項	避難及び避難所の設置・運営計画	
	第6項	災害救助用資機材の確保計画	
	第7項	建設用資機材の備蓄計画	
	第8項	地域防災活動拠点整備計画	
	第9項	緊急輸送活動計画	
	第10項	消防等防災業務施設整備計画	
	第11項	広域的応援体制整備計画	
	第12項	行政機関防災訓練計画	
	第13項	津波避難計画	
	第14項	公的機関等の業務継続性の確保	
第3節 地震・津波に強いまちづくり			
	第1項	建物，まちの不燃化・耐震化計画	
	第2項	公共施設等災害予防計画	
	第3項	ライフライン（上下水道等）施設予防計画	
	第4項	廃棄物処理体制整備計画	
	第5項	危険物施設等災害予防計画	

	第6項 有害ガス災害予防計画
	第7項 流出油等災害予防計画
	第8項 津波災害予防計画
	第9項 地盤災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着

1 基本方針

地震等による災害から被害を最小限に止め被害の拡大を防止するためには、自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、市をはじめ防災関係機関の努力はもちろん、市民もまた行政と一体となって自らの予防措置を講じ、震災時にも落ち着いて適切な行動がとれるようにする必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、岡山県被害想定調査の結果等を踏まえ、職員に対して、被害想定結果及び防災知識の周知とともに相互の密接な連絡体制の確立に努める。また、市民に対しては、防災思想並びに被害想定結果に基づく危険性についてわかりやすく広報並びに普及活動を行い、もって防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自治会、町内会及び各事業所の体制の充実を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人、外国人、旅行者、セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ）などの要配慮者への広報や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

さらに、自らを守るとともに、お互いを助け合うことの大切さについても啓発する。特に、津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報、避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に対し広く啓発に努める。

いっどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家族、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民活動を展開し、地域防災力の向上を図る。

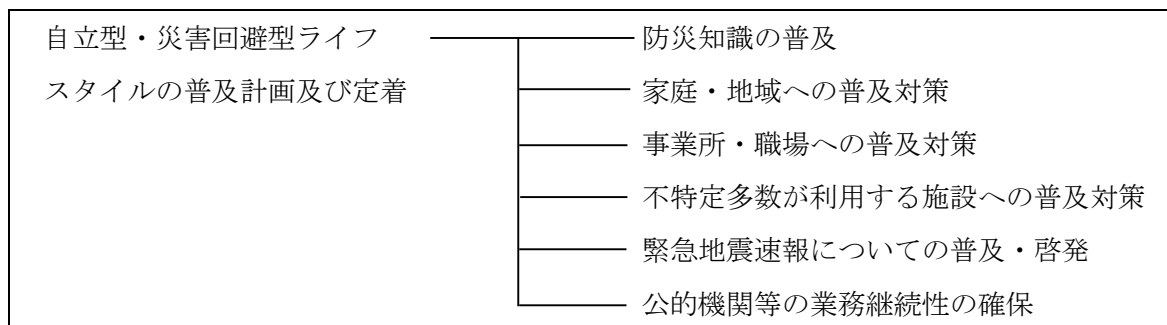
県及び市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、地震津波の被害想定を始め、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定に基づく危険性について、わかりやすく市職員並びに市民等へ知らせるとともに、大規模災害に対する防災意識の啓発を進める必要がある。特に、震度6強という大きな被害が想定される地域においては、とりわけ重要な課題とされる。

2 対策

●対策の体系



(1) 防災知識の普及

ア 市は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震・津波による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ 最新の知見に基づく地震・津波の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。

ウ 避難場所や指定避難所、避難路を指定し、分かりやすい図記号を利用した案内板等を設置するなど日頃から周知しておく。

特に、津波については、津波浸水予測図に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

エ 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ）等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう務めるものとする。

オ 市は、災害発生時に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

カ 市職員は、日常の行政事務を通じ積極的に防災対策を推進し、かつ、地域における防災活動を率先して実践できるよう、次の事項について常に自己啓発に努めるとともに、職員研修、講演会、地震時の行動マニュアル等の手段をもって、防災知識の周知を図る。

- ① 地震に関する基礎知識
- ② 岡山県被害想定結果に基づく危険性
- ③ 市防災計画と市の地震防災対策に関する知識
- ④ 地震が発生した場合に、具体的に取り組むべき行動に関する知識
- ⑤ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制及び非常参集方法と任務分担）
- ⑥ 家庭及び地域における地震防災体制

⑦ 地震防災対策の課題

なお、上記④及び⑤については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。

また、各部局等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

キ 市（組合）教育委員会は、校（園）長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に地震災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒等が地震災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

① 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震に関する基礎知識を修得させるとともに、地震発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、地震防災知識の普及、啓発等）の周知徹底を図る。

② 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的スキル修得の指導を行う。

ク 地域における防災活動を促進するため、消防団についても青年層・女性層団員の参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

ケ 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝え、災害教訓等の伝承を行う住民の取り組みを支援する。

コ 市、商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の策定に努める。

サ 住民は、地域における過去の地震・津波による被害状況を始め、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。

シ 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、

当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

<資料1-49 地区防災計画を策定している組織一覧表>

(2) 家庭・地域への普及対策

ア 防災意識の啓発は家族単位からはじめ、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ 市は防災週間や防災関連行事等を通じ、次のような事項について防災意識の普及、啓発を図る。

① 啓発の内容

- ・地震に関する基礎知識
- ・岡山県被害想定結果に基づく危険性
- ・地震が発生した場合に、具体的に取り組むべき行動に関する知識
- ・防災関係機関等の地震防災対策に関する知識
- ・避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ・住宅の耐震診断と補強、感電ブレーカーの設置、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- ・応急手当等看護に関する知識

② 啓発の方法

- ・市広報紙の活用
- ・パンフレット、ポスター等の利用
- ・新聞、雑誌の活用
- ・映像資料の利用
- ・講演会、講習会の実施
- ・防災訓練の実施

ウ 地震保険

市は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

(3) 事業所・職場への普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次の事項に関して防災意識を広める。

ア 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。

イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。

- ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
 - エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。
- (4) 不特定多数が利用する施設への普及対策
- 不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設等）については、個々の施設の特性を配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。
- ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
 - イ 利用者の立場にたち施設の防災措置を推進すること。
 - ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。
- (5) 緊急地震速報についての普及・啓発
- 住民等が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。
- 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (6) 公的機関等の業務継続性の確保
- 県、市町村等の防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより業務継続性の確保に努める。

第2項 自主防災組織の育成計画及び参加

1 基本方針

地域の人々が、自分たちの地域は自分たちで守るという共同意識に基づき、災害に備えておけば、災害初期の人命救助、消火活動に生かされ、被害を最小限にすることができることから自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の育成強化と活動支援を推進する。

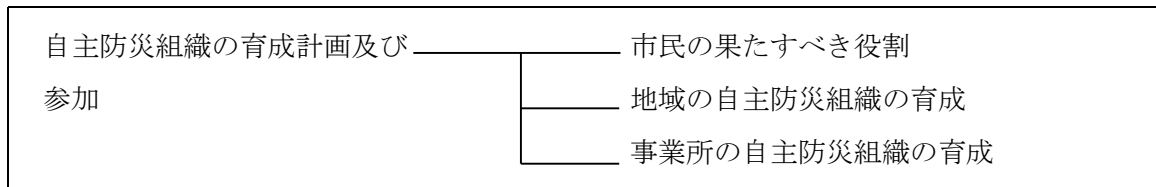
また、自主防災組織の核となるリーダーに対して、研修の実施や防災士の資格取得の奨励を行うなどにより既存組織の強化を促す。

《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定で発生すると推定される震度6強の地域においては、被害発生が多数かつ広範囲にわたるため、市の現有体制では、地震発生と同時に被害地域全域に対して万全の応急体制を整えるのは難しいことが予測されることから、市民自ら迅速に応急対策活動ができるよう、自主防災組織の育成強化と活動支援の推進が重要な課題とされる。

2 対策

●対策の体系



(1) 市民の果たすべき役割

ア 平時の実施事項

- ① 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
- ② がけ崩れ、津波のおそれのある場所を確認しておく。
- ③ 建物の補強、家具の固定をする。
- ④ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤ 飲料水や消火器の準備をする。
- ⑥ 非常用食料、救急用品、非常持出品を準備する。
- ⑦ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧ 隣近所と地震時の協力について話し合う。

イ 地震発生時の実施事項

- ① まず我が身の安全を図る。
- ② すばやく火の始末をする。
- ③ 火が出たら、まず消火する。
- ④ あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- ⑤ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- ⑥ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- ⑦ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ⑧ みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ⑨ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑩ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ⑪ 自動車、電話の利用を自粛する。

(2) 地域の自主防災組織の育成

ア 自主防災組織は、地域（地区）の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、市民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。

イ 自主防災組織は、町内会単位の組織をめざし、地域消防団と関連づけ団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

ウ リーダーの育成等に当たっては岡山県消防学校等における研修の受講機会の普及や防災士の資格の取得の奨励等を行う。

エ 笠岡市自主防災組織連絡協議会の設立など、地区内の防災組織間の連携強化を図る。

(3) 事業所等の自主防災組織の育成

事業所等は、平時から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの事業所等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

事業所等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力するよう努める。

第3項 防災ボランティア養成等計画

1 基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その活動環境の整備を図る。

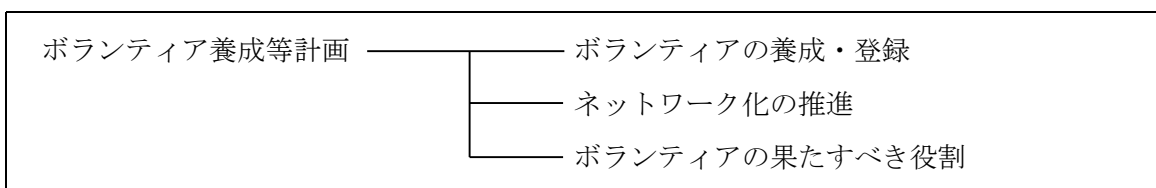
また、災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容は災害発生直後に必要な人命救助や負傷者の手当から救援物資の仕分け・搬送、避難所や在宅の生活支援まで多種多様であり、また大量の人数を必要とする。

災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平時から実施しておく必要がある。

また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

2 対策

●対策の体系



(1) ボランティアの養成・登録

[市, 関係団体]

市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、市町村社会福祉協議会との役割分担等について、市町村地域防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

[県, 市]

県及び市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。さらに、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

(2) ネットワーク化の推進

[社会福祉協議会]

市社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図るものとする。

[県, 市]

県及び市は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。

さらに、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(3) ボランティアの果たすべき役割

ボランティアの行う活動内容は、主として次のとおりとする。

① 避難所の運営支援

- ② 要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児等）の介護及び看護補助
- ③ 清掃
- ④ 炊き出し
- ⑤ 救援物資の仕分け及び配布
- ⑥ 消火，救助，救護活動
- ⑦ 保健医療活動
- ⑧ 災害，安否，生活情報の収集伝達
- ⑨ 通訳等外国人支援活動

第4項 市民，地域，企業等の防災訓練計画及び参加

1 基本方針

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため，日頃から組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を普及する。

また，教育機関は防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

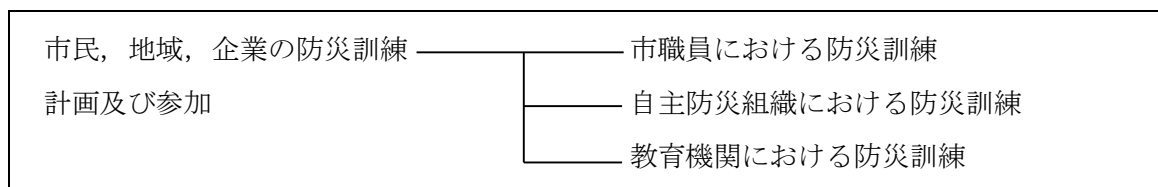
《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定結果を踏まえ，その被害想定に対し適切に対応し得る防災訓練を計画し，実施する必要がある。

防災訓練を実施する際には，被災時の老若男女のニーズの違い等それぞれの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 対策

●対策の体系



(1) 市職員における防災訓練

岡山県被害想定結果をもとに，総合防災訓練とは別に，個別訓練を単独又は関係機関と共同して実施する。

訓練の時期については，最も訓練効果のある時期を選定する。なお，訓練項目に応じ，関係各機関に対して参加を要請し，効果のある方法で訓練を行う。

ア 職員参集訓練

職員の非常配備体制の実効を確保し，各防災機関の連携を図るため職員参集訓練を実

施する。

① 訓練項目

指令伝達訓練，非常招集訓練，市本部運営訓練，図上訓練，現地訓練

イ 地震時初動体制訓練

地震発生は突発性という性格を有し，また地震火災は同時多発する可能性があるので，そのための緊急活動開始訓練を行う。

ウ 情報収集伝達訓練

市及び関係機関は，災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため，災害情報の収集，情報伝達等についての訓練を実施する。

エ 防災行政無線の通信訓練

防災行政無線の効率的運用を図るため，定期的に通信訓練を実施する。

オ 避難救助訓練

市及び防災関係機関は，避難その他救助の円滑な遂行を図るため，水防，消防等の災害防御活動と併せて，又は単独で避難救助訓練を実施する。

(2) 自主防災組織における防災訓練

ア 防災訓練項目

① 情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の市民に伝達する。

② 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

③ 避難訓練

各個人…避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し，定められた避難場所・指定避難所まで安全に避難できるようにする。

④ 給食給水訓練

炊き出し，ろ水器等により食料や水を確保する方法，技術を習得する。

⑤ 救出救護訓練

最低限必要な人工呼吸，心臓マッサージ，応急手当やAED（自動体外式除細動器）使用方法等のほか，備えつけの資機材の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡，搬送の方法等について習得する。

イ 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために，次のような点に配慮した訓練をする。

① 市あるいは消防機関が主催する総合防災訓練に積極的に参加する。

② 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) 教育機関における防災訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるために教育現場での防災訓練を行うものとする。

ア 学校等は、幼、小、中、高校に応じた訓練計画を策定し訓練を実施する。

イ 教職員は、学校等が避難場所等になることを想定した訓練に努める。

(4) ボランティア団体等との連携

県・市は、防災訓練を実施する際は、NPO・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図るものとする。

第5項 地域防災活動施設整備計画及び推進

1 基本方針

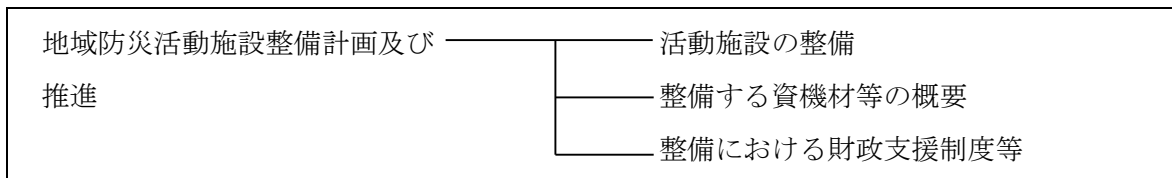
地震災害における自主防災組織の意義、役割は重要であり、地域の防災活動の拠点になる施設整備を進める。

《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定結果を踏まえ、その被害想定に対し適切に対応し得る地域防災活動施設の整備を拠点的に進める必要がある。

2 対策

●対策の体系



(1) 活動施設の整備

市は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して平時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実を図る。

(2) 整備する資機材等の概要

区分	概要
----	----

①情報連絡用	携帯用無線機，携帯用ラジオ
②初期消火用	可搬式小型動力ポンプ，大型消火器
③給食給水用	炊飯装置，緊急用ろ水装置
④救出救護用	チェンソー，エンジンカッター，ジャッキ
⑤防災教育用	ビデオ装置等
⑥その他	資機材倉庫等

(3) 整備における財政支援制度等

名称	補助者	対象事業	事業主体	財政措置
コミュニティ 助成事業	(財)自治 総合センタ ー	前記の①～⑥	市町村 自主防災 組織等	助成金額 30 万円 ～200 万円
自主防災組織活 性化事業	消防庁	前記の①～④	市町村	補助基準額 7,698 千円
防災対策事業 (防災基盤整備 事業)	消防庁	1 消防防災施設整備事業 防災拠点施設，初期消火資機 材，消防団に整備される施設， 消防本部又は消防署に整備され る施設，防災情報通信施設等の 整備 2 消防広域化対策事業 消防広域再編に伴い新・改築 する消防庁舎と一体的に整備さ れる自主防災組織等の訓練・研 修施設等の整備 3 緊急消防援助隊施設整備事 業 緊急消防援助隊の編成に必要な 車両・資機材等の整備	市町村等	防災対策事業債を 充当し，その充当 率は概ね 75% (特 に推進すべき事業 は事業費について は概ね 90%) とす る。その元利償還 金の 30% (特に推 進すべき事業につ いては 50%) に相 当する額について は，後年度，普通交 付税の基準財政需 要額に算入する。
防災対策事業 (公共施設等耐 震化事業)	消防庁	・地域防災計画上の避難所とさ れる公用施設 ・災害対策の拠点となる公共施 設及び公用施設 (庁舎含む)	市町村等	防災対策事業債を 充当し，その充当 率は概ね 90% とす る。

		・不特定多数の者の利用する公共施設（橋梁等の道路，歩道橋等の交通安全施設等を含む）等	その元利償還金の50%に相当する額については，後年度，普通交付税の基準財政需要額に算入する。
--	--	--	--

第6項 要配慮者等の安全確保計画

1 基本方針

要配慮者の状況を把握し，それに応じて防災知識の普及を図るとともに，特に避難行動要支援者については，平時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき，災害発生時の避難支援等に利用する。

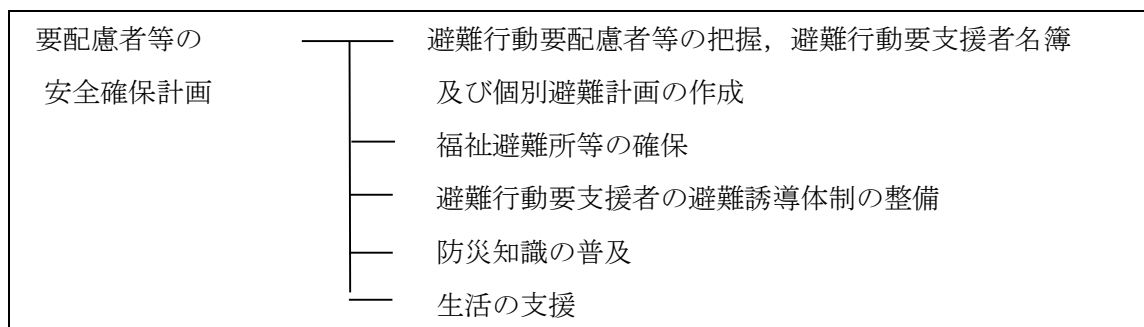
また，医療・福祉との連携の下で要配慮者の速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに，防災施設等の整備，防災拠点スペースの設置，福祉避難所の確保を行う。

さらに，社会福祉施設等においては，要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう，平素から，施設・設備の点検・整備，防災組織の整備，防災教育・訓練の実施等，防災対策の充実に努める。

地域においては，自主的な防災組織の設置・育成により，要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに，災害時に適切に避難行動をとることができるよう，日頃から地域と連携することで，要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際，女性の参画の促進に努める。

2 対策

●対策の体系



(1) 避難行動要配慮者等の把握，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

[市]

市は，市防災計画に基づき，防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下，平時より避難行動要配慮者に関する情報を把握するとともに，避難行動要支援者名簿を作成し，

災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿等情報の適切な管理に努める。

市は、市防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、市防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市は、市防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えい防止等必要な措置を講ずる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的運用が図られるよう努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から指定避難所等へ円滑に移

送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に関し、次の事項を記載する。

(ア) 避難行動要支援者名簿

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他連絡先
- f 身体等の状況や高齢者区分等避難支援等を必要とする事由

(イ) 個別避難計画

- a 支援区分の内容
- b 避難支援者
- c 居住建物
- d 避難支援者等関係者となる者
- e 緊急避難場所
- f 緊急時連絡先

イ 市は、市防災計画に定めるところより、避難支援等に携わる関係者に対して、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、個別避難計画を提供する場合には、避難支援実施者の同意も得る。

(ア) 消防機関

(イ) 県警察

(ウ) 民生委員・児童委員

(エ) 自主防災組織

(オ) 社会福祉協議会

ウ 市は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を避難行動要支援者名簿に登録する。

(ア) 介護保険の要介護認定3～5を受けている者

(イ) 身体障がい者手帳1・2級の第1種を所持する身体障がい者

(ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者

(エ) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者

(オ) 難病患者

(カ) その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難で、名簿への掲載を申請した者

エ 名簿及び計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、名簿作成にあたり、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等の名簿記載事項を関係部局から集約する。

オ 名簿及び計画の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。

カ 名簿及び計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

(ア) 名簿及び計画を提供する者の範囲は、避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限る。

(イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(ウ) 名簿及び計画は厳重に保管するよう指導する。

(エ) 名簿及び計画は複製しないよう指導する。

キ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるためには、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ク 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議、調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

ケ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

コ 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体への安全確保に配慮する。

サ その他、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

[市民]

避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、近隣住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。

(2) 福祉避難所等の確保

[市]

市は、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所、老人福祉施設及び障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病患者に対しては、県、周辺市町と連携し、福祉避難所の確保に努める。

さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や資機材の備蓄、及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

また、難病患者には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努める。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器(ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等)

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・ 介護用品、衛生用品
- ・ 飲料水、要支援者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・ 医薬品、薬剤
- ・ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・ 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 防災知識の普及

[市]

県の協力を得て災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、指定避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携を

とりながら、要配慮者本人やその家族、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知、研修等を行う。その際、こどもや外国人にわかりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いるなど、要配慮者のために必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

また、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。

さらに、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人への避難支援等が適切に行えるよう努める。

[社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等]

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練等の充実を図る。

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ、次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

ア 施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制

イ 地域住民とともに行う防災訓練、さらに社会福祉施設においては、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(4) 誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難行動要支援者の避難支援については、福祉部局で整備した避難行動要支援者台帳を基に策定した「笠岡市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、自主防災組織、自治会組織、消防署、消防団、消防支援協力員、福祉関係等と連携し支援に当たる。

(5) 生活の支援等

[市]

市は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等と連携し、地域の特性や実情を踏まえた避難行動要支援者の避難計画を定めるなど、災害時の要配慮者への避難支援や生活支援が実効性のあるものとなるよう努める。

[市民]

市民は、自治会、町内会、民生委員・児童委員、交流団体等の活動を通じて、避難行動要支援者を支援できる地域社会の醸成に努める。

市民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等避難行動要支援者の生活についての知識の修得に努める。

第7項 物資等の確保計画

1 物資の備蓄

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

2 物資の調達、供給活動

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう務める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的 に更新するなど、最新の状況を把握する。

3 体制の整備

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できない

という認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

県は、発災時において、広域物資輸送拠点を、被災した市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

4 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める必要がある。

第1 食料の確保

1 基本方針

円滑な食料の確保を図るため、家庭内・事業所内での食料備蓄を推進するとともに、南海トラフ地震の想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他市町村との相互応援協定等や、食品加工業者・外食産業等の協力体制を整備する等により、市の調達体制の整備を図る。

《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定により想定される被災者数に対応するための食料、生活必需品等の確保方法及び被災者への供給方法、手段等の供給体制を整備する必要がある。

2 対策

[市]

災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

ア 市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

イ 援助食料の集積場所の選定

ウ 住民，事業所等の食料備蓄の啓発

特に，災害時に孤立する可能性がある集落等では，個々の世帯での備蓄のみならず，自主防災組織等による備蓄を推進するなど，集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

エ 市民・事業所の食料備蓄の啓発

オ 緊急食料の調達，炊き出しの拠点施設となり得る給食センター等の公共施設を，災害時の備蓄を含めた応急給食施設に位置付け

[市民・事業所等]

市民・事業所等は，「最低3日間，推奨1週間」分の食料を備蓄するように努める。なお，備蓄に当たっては，乳幼児，高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに，災害時に孤立する可能性がある集落等では，個々の世帯での備蓄のみならず，自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど，地域防災力の強化に努める。

第2 飲料水の確保

1 基本方針

独自に給水計画を樹立し，市民の飲料水の確保を図るように努め，最低必要量（供給を要する人口×約3リットル/日）の水を確保するものとする。

供給の整備目標量は給水人口を6万人として，飲料水だけで3リットル×3日分（混乱期）＝540k1となり，これに1人1日20リットルとなる飲料水・生活用水も含んだ量で計算すると，20リットル×6万人×7日分（混乱期3日，復旧期4日）＝8,400k1となる。

また，市民・事業所等に対して個人備蓄を勧奨する。

2 対策

[市]

ア 水道復旧資材の備蓄を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。

マニュアルについては，以下のことを内容とする。

- ①臨時給水所設置場所の事前指定
- ②臨時給水所設置場所の一般市民への周知方法
- ③臨時給水所運営の組織体制（市本部・現地）
- ④各臨時給水所と市本部の通信連絡方法
- ⑤必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
- ⑥地図等応援活動に際し必要な資料の準備

ウ 給水タンク，トラック，ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに，配水池の容

量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡網の検討を行う。

エ 市民・事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

[市民・事業所等]

市民・事業所等は、備蓄として1人1日3リットルを基準とし、関係人数の「最低3日間、推奨1週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、ポリタンク等の衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第3 生活必需品の確保

1 基本方針

市においては、発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達に困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

2 対策

[市]

被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

ア 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握

イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査

ウ 特定物資の調達体制

エ 緊急物資の集積場所

オ 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

カ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

[市民・事業所等]

市民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づい

て、平時より食料・飲料水の他に、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油をしておく。

また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第4 個人備蓄

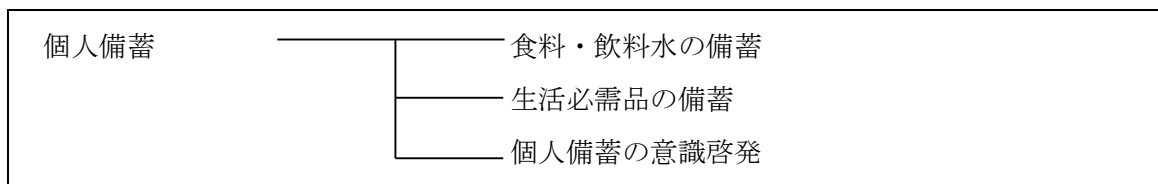
1 基本方針

大規模震災時には、市民・事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平時から、食料・飲料水の他に、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油をしておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

市は、広く市民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

2 対策

●対策の体系



(1) 食料・飲料水の備蓄

[市民・事業所等]

市民・事業所等は、3日分以上の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあっては、1人1日当たり3リットルを目安とする。

また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成並びに食物アレルギーに十分配慮するものとする。

(2) 生活必需品の備蓄

[市民・事業所等]

市民・事業所等は、災害発生時に必要となる携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油をしておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

(3) 個人備蓄の意識啓発

[市]

個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活

動を通じる等により、市民はもとより、社会福祉施設、事業所等に対しても意識啓発する。

新潟県中越地震を踏まえ、特に孤立が予測される地区に対しては、重点的に啓発を実施する。

[市民・事業所等]

市民・事業所等は、自主防災活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

第8項 津波災害予防計画

第1 津波に係る防災知識の普及

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえると、住民が津波について十分に認識しておくことが重要となる。このため、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1 津波からの避難行動に関する知識

我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること、津波警報等の視覚的な伝達のため、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）の導入が全国的に進んでいることなど。

2 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など。

3 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や避難所等自体の被災も有

り得ることなど。

4 家庭内での備蓄等

- (1) 住宅の耐震化，感震ブレーカーの設置，「最低3日間，推奨1週間」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，自動車へのこまめな満タン給油，負傷の防止や避難路の確保の観点から家具，ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による「自助」を基本とする家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難，指定避難所等での適正な飼養のための準備（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，避妊・去勢手術等），保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 警報等発表時や緊急安全確保，避難指示，高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (3) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決めなど
- (4) 避難行動への負担感，過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識，正常性バイアス等を克服し，避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取ること
- (5) 指定緊急避難場所，安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の避難場所，避難経路等の確認
- (6) 様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で災害時にとるべき行動，避難場所・避難所での行動，初期救助，消防水利設置場所の周知，消火方法など
- (7) ハザードマップ等により，住民が地域の災害リスクやその根拠を理解するための周知
- (8) 広域避難の実効性を確保するための，通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (9) 家屋が被災した際に，片付けや修理の前に，家屋の内外の写真を撮影するなど，生活の再建に資する行動

- 5 学校等においては，住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえ継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから，津波に関する防災教育は沿岸地域だけでなく内陸部でも行う必要がある。

市は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努め，学校においては，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また，公民館等の社会教育施設を活用するなど，自主防災組織や防災士等の地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに，学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

市は，この被害想定や津波浸水想定を踏まえて，指定緊急避難場所・避難所，避難経路を示すハザードマップ等を作成し，住民が地域の災害リスクやその根拠を十分理解できるよう工夫することで，広く住民に身近な地域の災害を認識させ，迅速な対応が図られるようその周知を

図る。

第2 津波を想定した防災訓練の実施

東日本大震災では、実際に避難場所・避難所に避難した住民のほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。このため、季節や時間帯等の様々な条件を考慮しつつ、定期的な防災訓練を居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第3 要配慮者への配慮

防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人、外国人、旅行者、セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ）などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の老若男女のニーズの違い等それぞれの視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

さらに、高齢者や障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

第2節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）

第1項 災害応急体制整備計画

1 基本方針

災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市、警察、消防やその他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集・伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、市本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。

また、あらかじめ民間事業者等に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の市本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平時から構築するよう努める。

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

2 対策

(1) 対応計画の作成

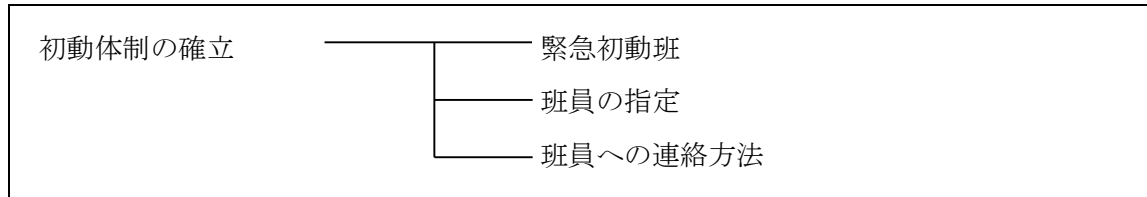
(2) 訓練等の実施

市は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

さらに、復興事前準備を講ずる。

第1 初動体制の確立

●対策の体系



(1) 緊急初動班

大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

ア 緊急初動班については危機管理監危機管理課が統轄する。

イ 緊急初動班は、本庁及びその出先機関で組織する。

ウ 緊急初動班は、笠岡市で震度4以上又は長周期地震動階級3の地震が発生した場合に自主参集する。

エ 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。

- ① 情報の収集並びに幹部等への報告
- ② 県への連絡
- ③ 非常体制への移行準備
- ④ 地震（震度4以上）に伴う津波情報等の対応

(2) 班員の指定

ア 班員は、職員の中から毎年度指定する。

イ 班員は、震度4以上又は長周期地震動階級3の地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務箇所に自主参集する。

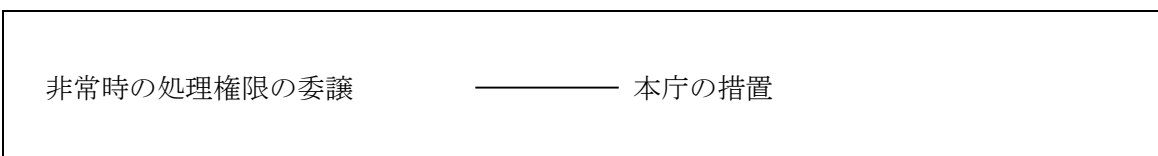
ウ 班員の担当業務等については職員震災対策初動マニュアルにおいて明確にし、毎年度訓練を通じて周知を図る。

(3) 班員への連絡方法

班員への連絡については、移動体通信等を活用した通報体制を整備する。

第2 非常時の処理権限の委譲

●対策の体系



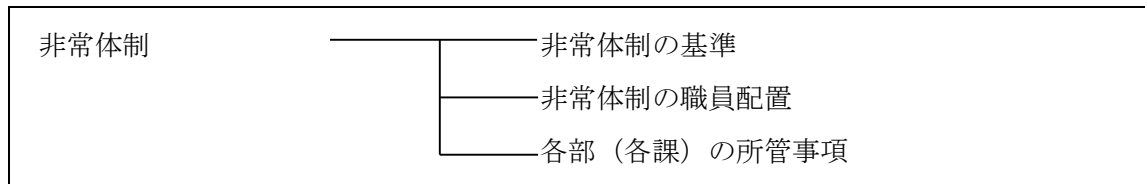
(1) 本庁の措置

災害初期において、市長をはじめ幹部不在の場合における市本部設置の判断や自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位をあらかじめ定める。

第1位 副市長 第2位 危機管理監 第3位 総務部長 第4位 建設部長
第5位 市民生活部長

第3 非常体制

●対策の体系



(1) 非常体制の基準

ア 笠岡市で震度5強以上の地震が発生した場合又は岡山県に津波警報（大津波警報を含む）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、非常体制（市本部の体制）を設置する。

イ 市本部の組織は、笠岡市災害対策本部条例及び笠岡市災害対策本部規程の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地にあつて市本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

(2) 非常体制の職員配備

ア 本庁及び出先機関の全職員が配備する。

イ 職員は、勤務時間外において震度5強以上や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったときは、直ちに勤務箇所に自動参集するものとする。

ウ 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの出先機関等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

エ 各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要によっては被災していない地域からの職員の応援等の措置を講ずる。

(3) 各部（各課）の所管事項

ア 笠岡市災害対策本部規程第6条の規定のほかに、震災対策に関する各部（各課）の所管事項を定める。

イ 各部（各課）の所管事項は、次のような点を踏まえ定めるものとする。

（ア）地震対策に関する法令の改正に対応する事項

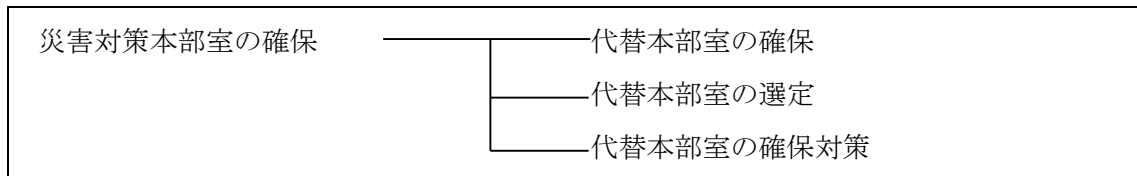
（イ）国の事業に対応する事項

(ウ) 地震・津波対策編による新規・改正に対応する事項

(エ) 広域応援体制の実行に対応する事項

第4 災害対策本部室の確保

●対策の体系



(1) 代替本部室の確保

地震により庁舎（本庁等）が損壊等の被害を受け、市本部機能に支障が生じたときは代替本部室を確保するものとする。

(2) 代替本部室の選定

代替本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。

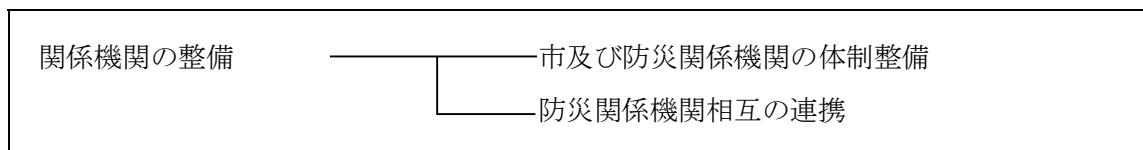
- ア 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり長期使用が可能な施設であること。
- イ 通信手段及び非常電源の確保が図れること。
- ウ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

(3) 代替本部室の確保対策

市庁舎が損壊した場合に備え、出先機関の拠点機能の強化充実を図り、また、広域防災拠点施設に併せて市本部室のバックアップ機能の整備を図るものとする。

第5 関係機関の整備

●対策の体系



(1) 市及び防災関係機関の体制整備

ア 市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図るものとする。

イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ウ 県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関

する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

エ 県及び市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平時から連携の強化を図るものとする。

ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実戦型の訓練及び研修等を通じて、訓練・研修等を通じて構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

国は、県及び市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平時から国、地方公共団体関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、県及び市町村は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努める。併せて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大

などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

イ 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。

ウ 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

エ 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、市本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

カ 県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

キ 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

ク 市は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、近隣市町及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集・分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、

緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。

ケ 市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、輸血用血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

コ 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

サ 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。

シ 市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画推進センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

ス 県及び市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

セ 県及び市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

ソ 市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の強化に努める。

タ 市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

第6 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報による配備等

市は、津波警報等、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい

のある人等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

また、強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、

住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

津波は、海底を震源とする地震で起こり、日本近海又は外国沿岸の地震により県内沿岸に津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）が発表されたときは、次により配備する。

ア 津波注意報発表時，津波警報発表時

本 庁 危機管理課，総務部，建設部

出先機関 白石島出張所，北木島出張所，真鍋島出張所

イ 大津波警報発表時

職員全員配備

ウ 勤務時間外の職員配備

職員は，勤務時間外に津波警報等（大津波警報，津波警報）の発表をテレビ，ラジオ等で知ったときは，勤務箇所に自動参集する。

第2項 情報の収集連絡体制整備計画

1 基本方針

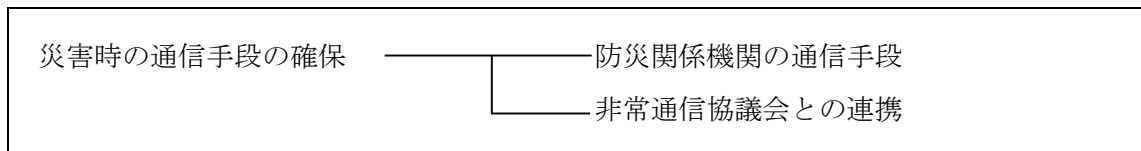
災害時における情報の収集・伝達は，防災情報ネットワークを中心とし，災害時の損傷を考慮し補完機能（バックアップ）を高めるとともに，市本部と県をはじめ防災関係機関との連絡体制を整備する。

また，県は，被害情報を収集し，各種防災情報を提供するためのシステムを整備するとともに，県及び市は，その効果的，効率的な活用が図られるよう努めるものとする。

2 対策

第1 災害時の通信手段の確保

●対策の体系



(1) 防災関係機関の通信手段

ア 各防災関係機関はそれぞれの通信設備の耐震化，通信網の多ルート化，無線を活用したバックアップ対策等を講じ通信手段の整備，拡充を図る。

イ 市は，地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに，各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

ウ 迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

エ 災害時に有効な携帯電話・衛星通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

オ 県及び市は、非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。

カ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。

- ① 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
- ② 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進
- ③ 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
- ④ 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
- ⑤ 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等
- ⑥ 特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する

キ 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。

ク 市は、被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

ケ 市は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

[市]

市は、市民等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の整備を図り、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による

防災体制を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

ア 非常災害時に、市本部が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス協会などの生活関連機関とが相互に通信できる地域防災無線の整備を図る。

イ その他市民への情報の伝達手段として有効なWeb サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送、有線放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

ウ アマチュア無線による情報収集のボランティア協力体制を整備する。

エ インターネット・パソコン通信を利用した情報連絡体制を整備する。

オ 沿岸ライブカメラを活用して、住民に情報提供を行う。

カ 緊急地震速報の普及・啓発

県及び市は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

[防災関係機関]

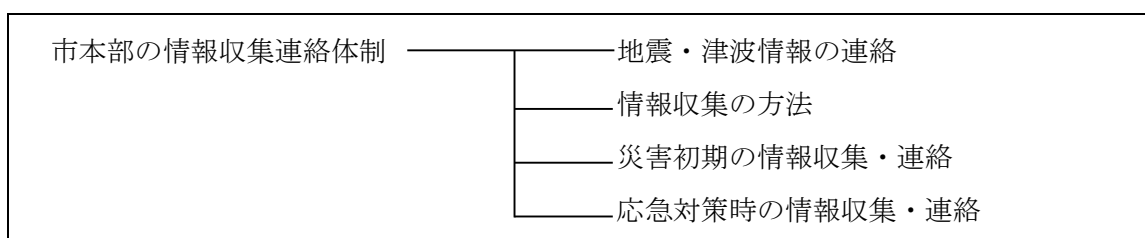
防災関係機関は、無線機器を基本にそれぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

(2) 非常通信協議会との連携

非常災害時の通信手段を確保するため、非常通信の運用について非常通信協議会との連携を図る。

第2 市本部の情報収集連絡体制

●対策の体系



(1) 地震情報の連絡

県は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により受信した緊急地震速報を県防災行政無線により市へ伝達する。

市は、J-A L E R Tと同報系デジタル防災行政無線を自動連動させることなどにより、J-A L E R Tにより受信した緊急地震速報を住民等に迅速に伝達する。

（2）情報収集の方法

- ア 被害情報の収集は、情報連絡員、各部各班、消防団、その他からを原則とするが、市は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。
- イ 防災関係機関は市本部に情報連絡員を派遣し情報交換の緊密化を図る。
- ウ 県、県警察及び岡山市消防のヘリコプターを活用した情報収集を行う。
- エ 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等を派遣し、情報を収集する。
- オ 自衛隊の偵察出動による情報を収集する。
- カ 市は、沿岸ライブカメラや高所カメラを活用し、情報収集を行う。

（3）災害初期の情報収集・連絡

- ア 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで重要であり、情報連絡員、各部各班等からの報告のみでなく、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊と情報収集・連絡を図る。
- イ 初期には、まず次に関する被災状況の情報収集に当たる。
 - ・人命にかかる被害、医療機関等の状況
 - ・道路の状況
 - ・生活関連（電気、水道、ガス）の状況
 - ・被害規模状況の把握のための情報

（4）応急対策時の情報収集・連絡

- ア 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、県、市及び防災関係機関がＬアラート（災害情報共有システム）等を通じて相互に連絡し情報交換を図る。
- イ 被害情報については、各部からの報告を総務班が取りまとめ、備中県民局を経由して県及び関係機関に連絡する。
- ウ 県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

第3項 救助、救急、医療体制整備計画

第1 救助

1 基本方針

震災時には、広域的あるいは局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関や県警察、自衛隊等の防災機関と関係医療機関との密接な連携の下に、災害時における救助の体制の確立に努めることとする。

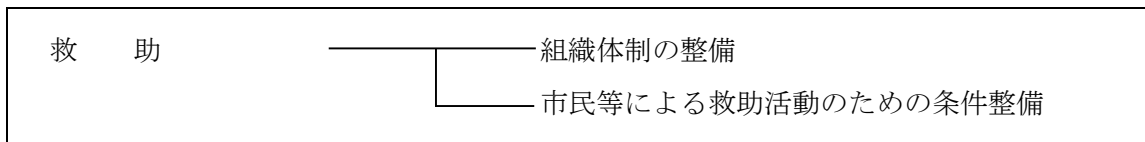
また、市民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、市民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定 of 建物被害・人的被害想定結果を参考に、迅速に救助・救急活動が実施できるように必要な体制を整備する。

2 対策

●対策の体系



(1) 組織体制の整備

県及び消防機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

[消防機関，県警察]

消防機関，県警察は、災害時に救助隊を迅速に組織，派遣するためのマニュアルを作成する。

(2) 市民等による救助活動のための条件整備

一般市民，自主防災組織，事業所等に対し，救助・救護の意識啓発並びに知識の普及及び訓練を行うとともに，各分団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。また，市民自ら身近な救助活動が確実にできるよう，自主救護能力の向上を推進する。

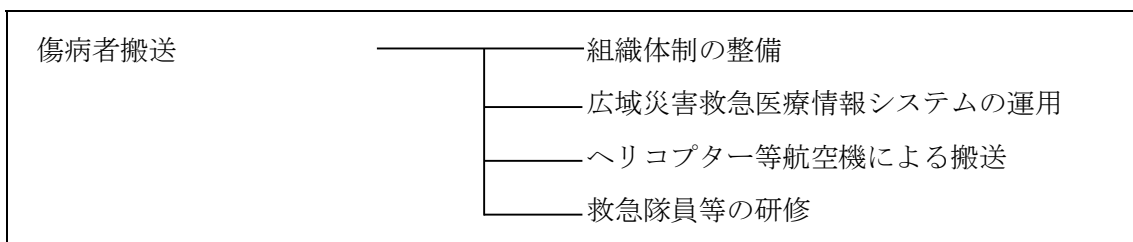
第2 傷病者搬送

1 基本方針

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられるため、消防機関，医療機関，保健所等との連携，災害時医療情報の収集・伝達体制を確立するとともに，緊急傷病者搬送を行うためのヘリコプター等の搬送体制の整備を図る。

2 対策

●対策の体系



(1) 組織体制の整備

消防機関及び関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

市、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用する。

(3) ヘリコプター等航空機による搬送

ア ヘリコプター等航空機の確保

緊急搬送用のヘリコプターについては、県等と連携してその確保に努める。

イ ヘリポートの整備

地域内にヘリコプター搬送が可能となる臨時ヘリポートの整備・開設に努める。

また、孤立地区対策のため、ヘリポート適地の確保について研究を行う。

(4) 救急隊員等の研修

[消防機関]

消防機関は、災害時におけるトリアージ技術や応急手当の方法等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

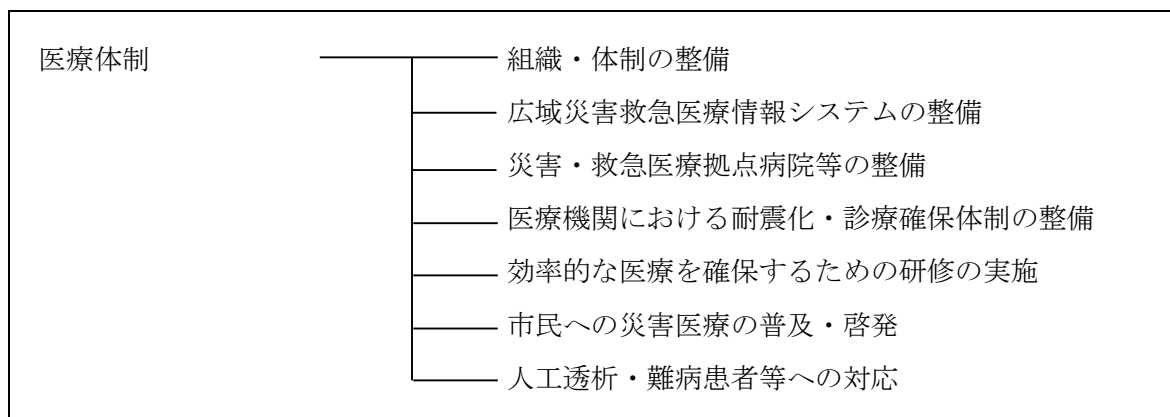
第3 医療体制

1 基本方針

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制の確立のため、県が整備する広域災害救急医療情報システムとは別に、バックアップ機能となる無線を整備し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進するものとする。

2 対策

●対策の体系



(1) 組織・体制の整備

県において、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMA T指定機関との「おかやまDMA Tの派遣に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPA T）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「DPA T」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。

また、県消防防災ヘリコプターの活用、ドクターヘリの基地病院や岡山市等ヘリコプター保有事業者等との連携による傷病者等の搬送体制の整備を図る。さらに、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等を確保する等運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

（2）広域災害救急医療情報システムの整備

市内の医療機関、消防機関、医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、県が実施する広域災害救急医療情報システムとの調整を取り上げながら市内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

[医療機関]

医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平時から最新の医療情報を入力する。さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、衛星通信を用いた通話や通信が利用できる環境を整備するように努める。

（3）災害・救急医療拠点病院等の整備

[県]

県において、災害時に医療提供の拠点となる、基幹災害拠点病院（県内で1病院）並びに地域災害拠点病院（県内11病院）を指定し、順次整備することにより被災した地域の医療供給が継続できる体制を確保する。

<資料1-44 災害拠点病院>

[医療機関]

災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努めるものとする。

（4）医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

[医療機関]

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努める。

- ア 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
- イ 貯水槽、非常用発電等の整備
- ウ 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
- エ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施

オ 業務継続計画（BCP）の策定

カ 人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定

キ 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

（5）医療機関による相互支援の推進

多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時には、患者の積極的な受け入れや搬送等に協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

（6）効率的な医療を確保するための研修の実施

[医療機関]

各医療機関は県等の研修会への積極的な参加等により、医療関係者の資質の向上に努める。

（7）市民への災害医療の普及・啓発

県、市、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、一次救命処置（BLS）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、市民への普及・啓発を行う。

また、併せて駅・ショッピングセンター等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

（8）人工透析・難病患者等への対応

災害時における対応を迅速に行うため、県において、医療機関における受診状況等の実態把握並びに患者団体との連携に努めることになっているため、市は県に協力する。

第4 医薬品等の確保体制の整備

[県]

県は、医薬品卸売業者、薬剤師会等と連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。

また、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣、医薬品等の供給調整及び救護所における医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。

[市・医師会]

初動医療活動に必要な医薬品及び医療資機材について、医師会、薬剤師会及び病院等の連携、協力を得て確保する体制を整備する。

<救急医薬品等の確保供給体制>

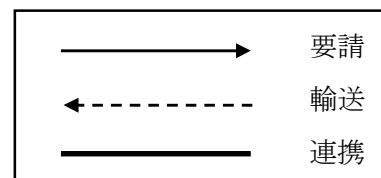
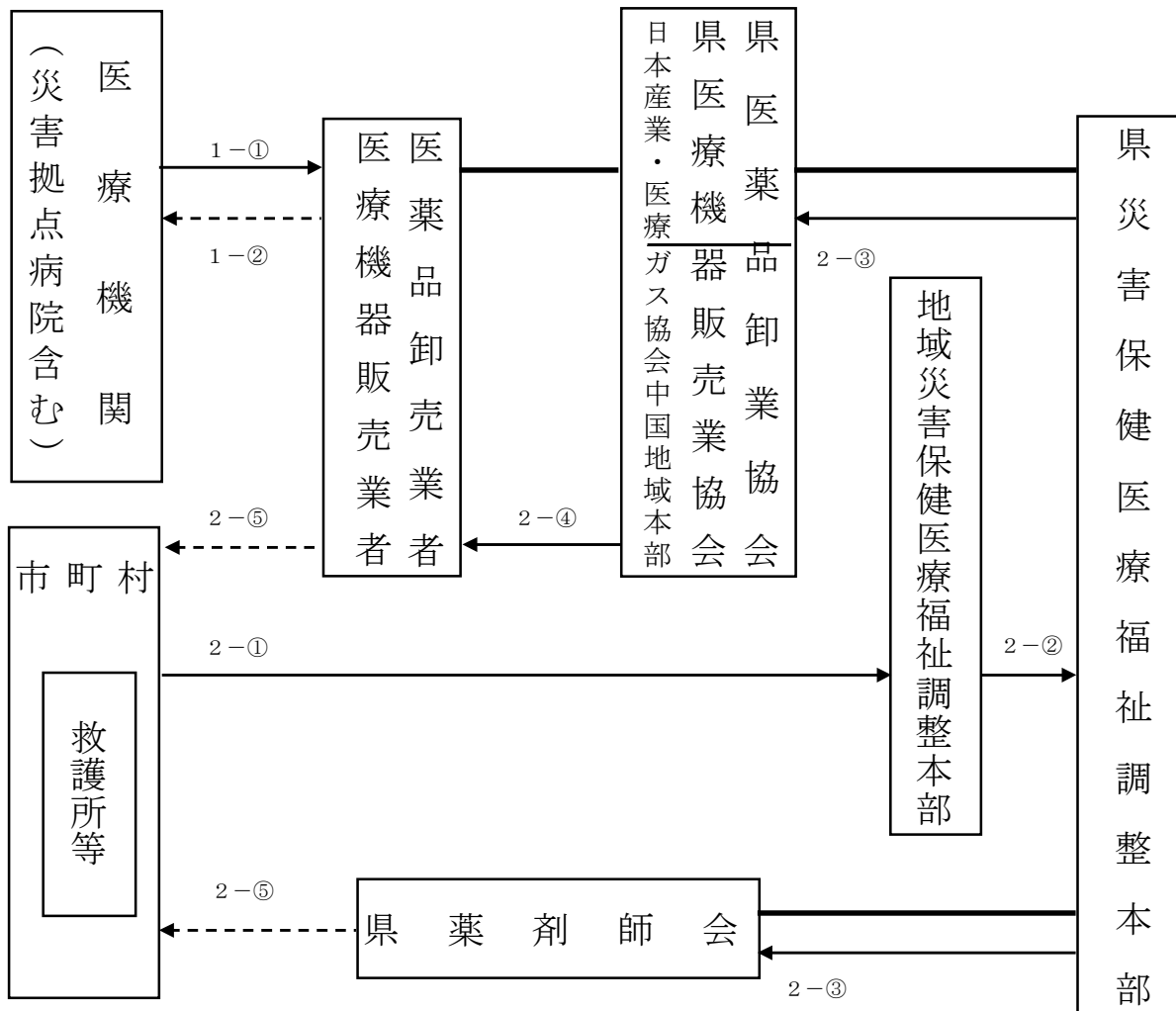
[1] 被害が局所的な場合

1 医療機関

- 1-① 通常取引のある医薬品卸売業者等に要請
- 1-② 医薬品卸売業者等から医療機関へ

2 市町村

- 2-① 地域災害保健医療福祉調整本部に要請（岡山市は県災害保健医療福祉調整本部へ）
- 2-② 県災害保健医療福祉調整本部へ
- 2-③ 関係団体へ
- 2-④ 医薬品卸売業者等へ
- 2-⑤ 医薬品卸売業者等から市町村へ
- 県薬剤師会から市町村へ



[2] 被害が甚大な場合

1 医療機関

- 1-① 通常取引のある医薬品卸売業者等に要請
(医薬品卸売業者等での対応が困難な場合は、医薬品卸売業者等と所属団体に調整を行う)
- 1-② 医療機関へ

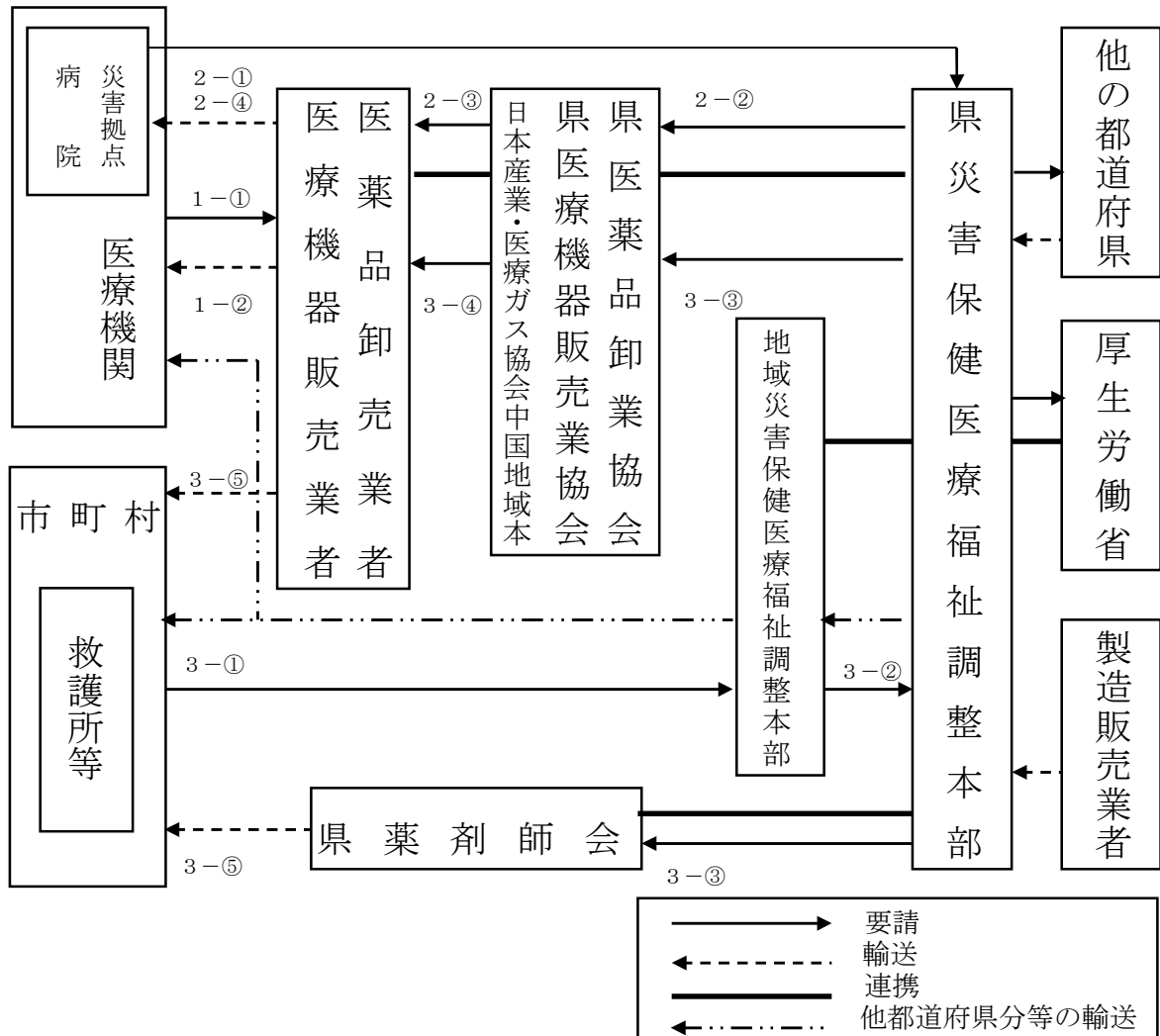
2 災害拠点病院

- 2-① 「1 医療機関」のルートのほか、災害拠点病院から県災害保健医療福祉調整本部への要請も可
- 2-② 関係団体へ
- 2-③ 医薬品卸売業者等へ
- 2-④ 医薬品卸売業者等から市町村へ

3 市町村

- 3-① 地域災害保健医療福祉調整本部に要請（岡山市は県災害保健医療福祉調整本部へ）
- 3-② 県災害保健医療福祉調整本部へ
- 3-③ 関係団体へ
- 3-④ 医薬品卸売業者等へ
- 3-⑤ 医薬品卸売業者等から市町村へ
県薬剤師会から市町村へ

※必要に応じて、県災害保健医療福祉調整本部から厚生労働省、他都道府県へ要請
→ 他都道府県ルート（ - - - - ）で輸送



第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

1 基本方針

市は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、国、県及び市は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

地震発生時に避難する一次避難地、広域避難地及びこれら避難地に至る避難路は、あらかじめ指定し、標識等によりわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて市民への周知徹底に努める。また、避難地及び避難路の重点的な整備を図る。

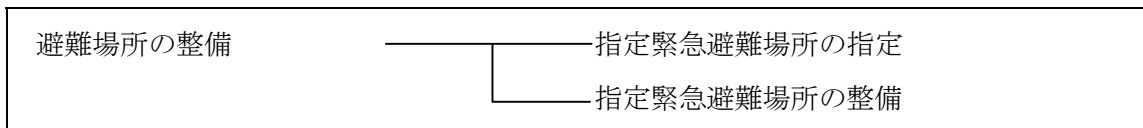
《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県の被害想定により、家屋の倒壊が予測される地域を考慮して避難地及び避難路等の整備を進める必要がある。

2 対策

第1 指定緊急避難場所の整備

●対策の体系



(1) 指定緊急避難場所の指定

避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、

日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、沿岸地域にあつては、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設とする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であることを留意する。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

（2）指定緊急避難場所の整備

市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。また、指定緊急避難場所として指定した場所には住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう、出入口部分の整備やその開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第2 避難路の整備

●対策の体系



（1）避難路の指定

市は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

（2）避難路の整備

市街地における道路は、交通施設のみならず消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能をもつ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊、変圧器落下及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等を各所にわかりやすく表示し速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第5項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 基本方針

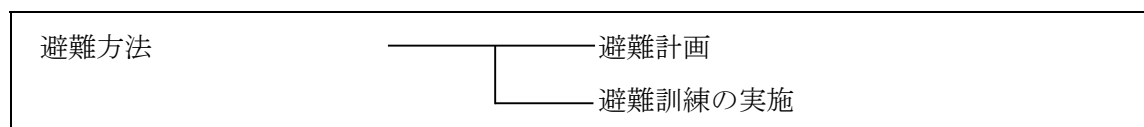
震災時においては、同時多発の火災、津波、がけ崩れが予測されるため、市民の早期避難のために、総合的な避難計画・訓練に努める。

《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県の被害想定により、被害が予想される地域を中心とした避難計画の策定及び想定される被災数に応じた避難所の確保を図る必要がある。

2 対策

●対策の体系



（1）避難計画

指定緊急避難場所、指定避難場所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮するとともに、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難

誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

[地域住民]

町内会等においては、平時から自主防災組織等による、避難計画を自主的に見直し、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。

[多数が利用する施設等の管理者]

大型小売店、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。

なお、避難誘導マニュアル等の策定に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

(2) 避難訓練の実施

発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で地域住民の参加を得て避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

[地域住民]

地域住民は、市等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるものとする。

[多数が利用する施設等の管理者]

大型小売店、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練の実施に努める。

第2 指定避難所の設置

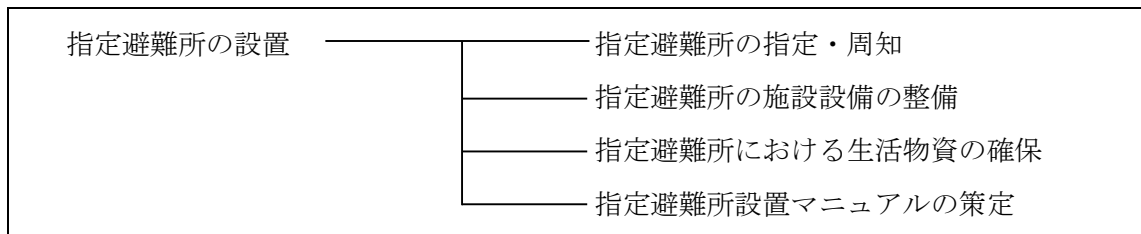
1 基本方針

市長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講ずるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

2 対策

●対策の体系



(1) 指定避難所の指定・周知

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよ

う、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、避難者の生活環境を確保するためにあらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、設備の整備に努める。県及び市は、感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

市内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、または、近隣市町村への委託や近隣の民間施設の借上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。

また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

（3）指定避難所における生活物資等の確保

緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。

（4）指定避難所設置マニュアルの策定

災害時における指定避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。

ア 避難所の開設・管理責任者、体制

イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）

ウ 市本部への報告、食料・毛布・仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ 防災関係機関への通報連絡体制の確立

オ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

カ 感染症対策を踏まえた運営方法

キ その他開設責任者の業務

なお、学校施設については、教育活動の継続・再開に向けて、災害時に避難所として開設する部分とそれ以外の部分を区分しておくことを目的に、別途「学校施設利用計画」を策定

する。

（5）福祉避難所の開設

市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

第3 運営体制

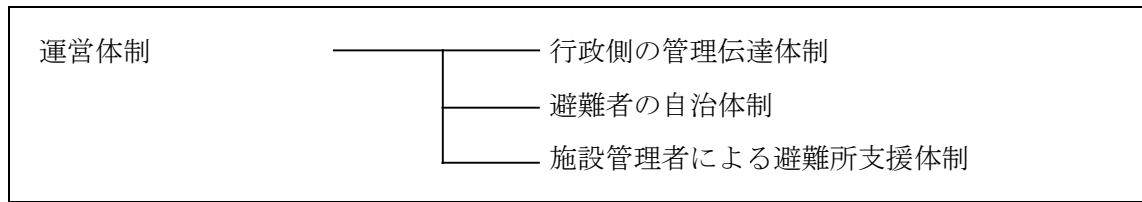
1 基本方針

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な組織運営が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、適切な対応を行う。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

2 対策

●対策の体系



（1）行政側の管理伝達体制

災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

（2）避難者の自治体制

指定避難所での避難者に対する正確な情報の伝達や円滑な食料、飲料水等の配布に努める。

清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。さらに、指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での老若男女のニーズの違い等それぞれの視点等に配慮した運営に努める。

（ア）避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項

（イ）避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

（ウ）避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

（エ）避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

（オ）その他避難所生活に必要な事項

（カ）平常体制復帰のための対策（事前周知、自治組織との連携、避難者の生活と授業環境の確保のための対策、避難所の統合・廃止の基準・手続等）

（3）施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、市や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第6項 災害救助用資機材の確保計画

1 基本方針

震災時には、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救出が急務であることから、警察、消防の救出能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、建設業協会やリース業者などの関係団体との連携により確保する。さらに、備蓄倉庫等にも救助用資機材の整備を進めていくこととする。

また、平時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

2 対策

自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上に関する協定の締結に努めるものとする。

[県警察、消防機関]

ア 県警察及び消防機関は、ファイバースコープやエアーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図ることとする。また、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空自を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備にも留意する。

イ 県警察は、警察署・交番・駐在所の災害警備用装備資機材の整備充実を図ることとする。

第7項 建設用資機材の備蓄計画

1 基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保などの点から、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用することとし、市においては、初期活動に

必要となる最小限の資機材の備蓄に努める。

2 対策

ア 備蓄

備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意し、初期活動に必要と思われる資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。

イ 調達

市内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握したうえで、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう備蓄計画と併せた総合的な資機材の確保対策を図る。

第8項 地域防災活動拠点整備計画

1 基本方針

県及び市はそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

また、その整備に当たっては、高速道路のサービスエリア、「道の駅」の有用性を検討するとともに、防災拠点化を行うべきものについては、必要な防災設備の整備等に努める。

2 対策

県において広域活動のための拠点の整備が進められるのに併せ、市域内に県の施設と円滑な活動が図られるよう、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

ア 物資等の集積基地

イ 救急、救援の活動基地

ウ 災害ボランティア等の受入れ施設

エ ヘリポート施設

第9項 緊急輸送活動計画

1 基本方針

市は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努め、広

域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

2 対策

救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者にとっては生命線であり、必ずこれを確保し、着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1) 拠点施設の耐震化

市は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。

(2) 道路啓開の迅速化

道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

市は、陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

(4) その他の環境整備等

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第10項 消防等防災業務施設整備計画

1 基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防及び自衛隊における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

2 対策

(1) 警察

- ア ヘリコプターテレビシステムの実を図る。
- イ ヘリコプターの活動拠点を県内各地域に設置する。
- ウ 災害時における警察の主な任務である救出救助及び交通規制に要する災害警備用装備資機材の整備に努める。
- エ 警察災害派遣隊等の災害警備用装備資機材整備に努める。

(2) 消防

- ア 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。
 - ① 防火水槽，耐震性貯水槽の整備
 - ② 池，河川等の自然水利の活用を図る措置
 - ③ プール，下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置
 - ④ 道路横断用のホース保護具等の整備
- イ 消防ヘリコプターの活動拠点を市内に設置する。
- ウ 大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車，救急自動車等の車両の整備を図る。
- エ 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。
- オ ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

(3) 自衛隊

- ア 自衛隊が行う救援活動の資機材の整備，充実を図る。
- イ ヘリコプター利用に備えて，ヘリポートの確保に努める。

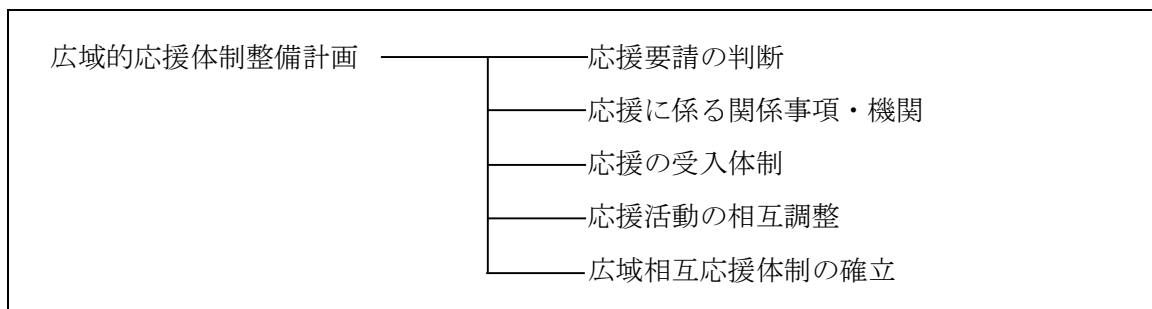
第11項 広域的応援体制整備計画

1 基本方針

市及び防災関係機関は，大規模災害が発生した場合に，円滑な広域応援活動が行えるよう，各関係機関等とあらかじめ相互応援協定を締結するなどして，広域的な応援体制を確立しておく。

2 対策

●対策の体系



(1) 応援要請の判断

ア 応援要請は市長が判断をすることを原則とする。

イ 地震被害は市町村域を超えて同時多発するため、事態によっては広域的他都市への応援要請ができるよう体制を図る。

(2) 応援に係る関係事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

ア 県内相互応援

① 市長は、知事に県内応援の要請をする。

② 岡山県下消防相互応援協定（平成20年4月1日）により応援要請を行う。

イ 県内消防区域応援

① 市長は、知事に大規模災害等が発生し、被災地の消防によって防ぎよが困難な事態であると市長が判断した場合、県内消防広域応援の要請をする。

② 岡山県と県内市町村との消防広域応援協定（平成31年3月20日）により応援要請を行う。

<条例協定等2-4 岡山県下消防相互応援協定>

<条例協定等2-61 岡山県と県内市町村との消防広域応援協定>

ウ 自衛隊派遣要請

① 知事に派遣要請の要求を行う。

② ①によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知する。

この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知する。

エ 県外からの応援

① 自治体の応援

知事に応援隊の要請を行う。

② 警察の応援

警察災害派遣隊等の応援を受ける。

③ 消防の応援

緊急消防援助隊等の応援を受ける。

(3) 応援の受入体制

ア 自治体応援の受入れは、県又は市が行う。

イ 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

・警察…警察災害派遣隊等

・消防…緊急消防援助隊等

ウ 自衛隊の受入れは、基本的には市が行う。県は、状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。

エ 外国からの支援受入れは、県が行う。

(4) 応援活動の相互調整

ア 警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡を取り合い災害情報等の共有に努める。

イ 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行う。

ウ 消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運行の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等、航空機により行うため、必要がある場合は、県災害対策本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整班を設置し、航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。

(5) 広域支援体制の確立

市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災の可能性から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、国は、県及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

県及び市は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、県及び市は、「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

第12項 行政機関防災訓練計画

1 基本方針

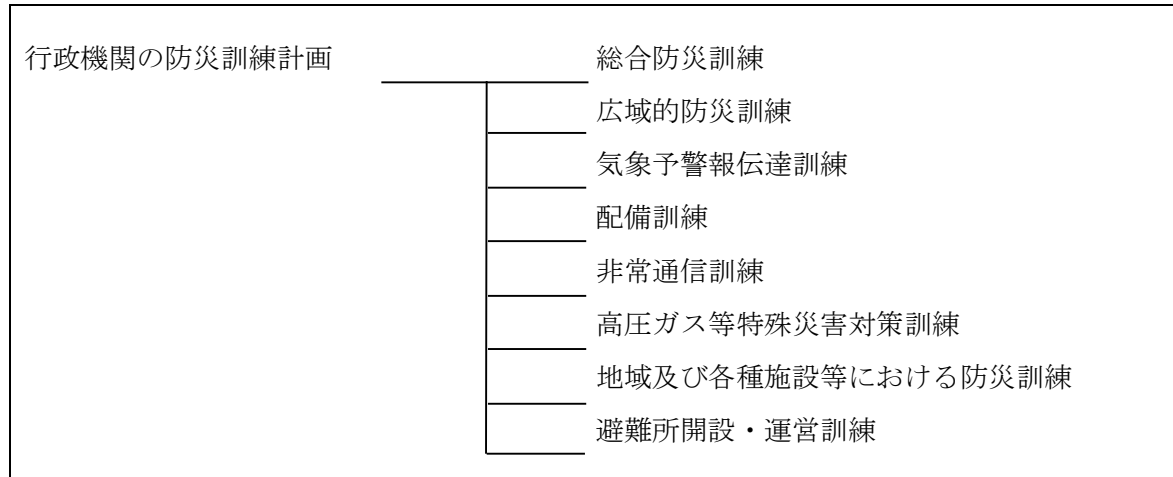
地震・津波災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、地域防災計画や防災活動マニュアルを作成することにより、関係の防災機関と連携を保ち、迅速かつ効果的な対応に向けて各種訓練を通じて習熟を図る。なお、訓練のシナリオに緊急地震速報を

取り入れるなど、地震・津波災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

2 対策

第1 行政機関の防災訓練計画

●対策の体系



(1) 総合防災訓練

大規模地震を想定のうち、防災関係機関並びに地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

(2) 広域的防災訓練

災害時の相互応援協定に基づき、隣県又は広域的に次の防災訓練を実施する。

- ・ 支援要請訓練
- ・ 情報連絡訓練
- ・ 応援隊等の応援・受援訓練
- ・ 広域支援本部設置・運営訓練
- ・ 支援における必要な物資・資機材の確保訓練

(3) 気象予警報伝達訓練

気象予報及び警報を市（出先機関を含む）及び全職員に伝達し、情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。

(4) 配備訓練

- ア 毎年度1回以上、緊急初動班員の配備及び情報収集・伝達等の訓練をする。
- イ 職員の配備、呼び出し等の訓練を行う。

(5) 非常通信訓練

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活躍する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施し、職員の習熟を図る。

(6) 高圧ガス等特殊災害対策訓練

県・市は、消防及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

（7）地域及び各種施設等における防災訓練

ア 地域による訓練

自主防災組織及び自治会等を単位とする訓練並びに複数の組織の連合による訓練を消防本部、消防団、警察署等の協力のもとに実施する。

① 訓練項目

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練

イ 学校施設等の防災訓練

小学校、中学校、幼稚園及び保育所（園）等において、年1回以上訓練を行う。

① 災害に際して、落ち着いて速やかに行動できるように訓練の必要性を理解させ、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を習得させる。

② 訓練を通じて、防災意識の高揚を図る。

③ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

ウ 社会福祉施設、病院等の防災訓練

収容者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関はこれらの訓練に協力、指導する。

①訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等

エ 職場における訓練

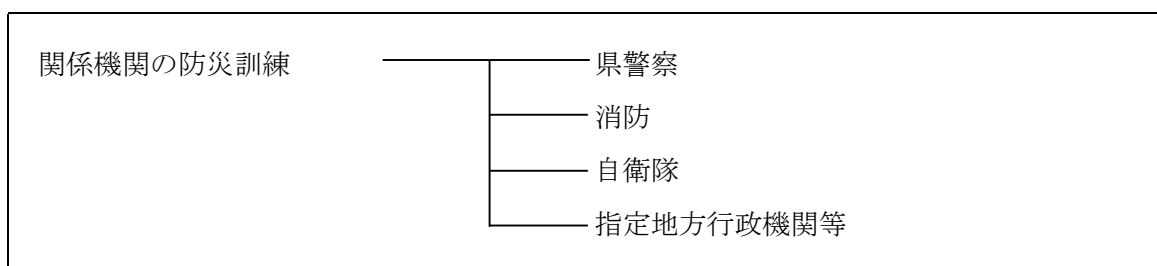
企業、事務所における訓練を消防本部、警察署が協力して実施する。

（8）避難所開設・運営訓練

県及び市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

第2 関係機関の防災訓練

●対策の体系



(1) 県警察

- ア 災害警備実施計画に基づく，一般部隊（救出救助部隊等）の実践的な訓練を実施する。
- イ 警察災害派遣隊等に関連する実践的な訓練を実施する。

(2) 消防

- ア 岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。
- イ 緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。
- ウ 消防職員の非常招集訓練等を行う。

(3) 自衛隊

派遣要請があった場合に救援活動が迅速かつ適切に行えるよう，総合防災訓練に参加するほか部隊での訓練を実施する。

(4) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関は，それぞれの機関が所掌する防災業務の訓練を実施する。

第13項 津波避難計画

1 避難及び避難情報等の伝達

東日本大震災では，15,000人以上にも及ぶ尊い命が犠牲となったが，その内の90%以上が溺死であり，津波による被害がいかに甚大なものであったことが分かる。津波に対しては，市民の命を守ることを最優先に避難を中心とした対策に取り組む必要がある。

2 基本方針

迅速かつ確実な住民等の避難行動を確保することを基本とし，住民の命を守ることを最優先に，沿岸市町及び県，防災関係機関が連携し，津波警報等の迅速な情報伝達や指定緊急避難場所等，安全な避難場所への的確な避難誘導の実施体制の確保を図る。

3 対策

- ◎ 住民の避難誘導
- 避難情報の伝達
 - 津波避難誘導体制の確保
 - 安全な避難の確保

(1) 避難情報等の伝達

市は，迅速・的確な避難のため，地域の特性等を踏まえ，津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに，県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ，Lアラート（災害情報共有システム）の活用や，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J-ALERT），テレビ（ワンセグを含む。），ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能，SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含

む。）、緊急警報放送、インターネット、スマートフォンアプリ、津波フラッグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。

さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示の伝達内容等についてあらかじめ検討し、その際には高齢者や障がいのある人、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する者への情報伝達体制の整備に留意する。

（2）津波避難誘導體制の確保

ア 避難指示発令基準

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとし、その設定・見直しに当たっては、県や気象台等との連携に努める。また、国及び県は、市町に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。

イ 津波避難誘導計画

市は、津波発生時において住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難誘導計画を地域ぐるみで策定するとともに、その内容を市民等へ周知徹底するよう努める。

また、計画の策定に当たっては、避難手段としては、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の状況、避難路の状況等の地域性を考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、円滑な避難が可能な経路や交通量抑制策等をあらかじめ警察と十分調整し、各地域で合意形成を図るなど、具体的な方策を検討する。

ウ 避難支援体制

避難行動要支援者名簿を活用した効果的な避難支援や迅速な安否確認、その他要配慮者への対応並びに消防職団員、水防団員、警察官、市職員など津波災害時において防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するための津波到達時間内での防災対応及び避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準をあらかじめ定めて、市民等に周知する。さらに、広く住民参加を促しながら避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の適切な見直しを行う。

（3）安全な避難の確保

ア 指定緊急避難場所等の指定

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災

害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを津波災害に対する指定緊急避難場所として指定する。

やむを得ず津波による被害のおそれのある施設を指定緊急避難所に指定する場合は、建築物の対浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとするが、津波に対する安全性等に違いがある場合には、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

さらに、津波浸水予測図、津波到達時間及び地形的条件などを勘案し、避難が困難と想定される地域等において、沿岸市町は、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビルの指定に努めることとし、その指定に当たっては、あらかじめ施設管理者と調整し、外部階段の設置や避難路の確保等、迅速な避難に必要な対策を講ずる。

イ 多数が利用する施設の安全対策等

市及び施設管理者は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するとともに、区域内への海拔標示や誘導標識等の整備を効果的に実施し、住民や一時滞在者等の避難の意識が高まるよう努める。

第14項 公的機関等の業務継続性の確保

1 現状と課題

県、市町村、その他防災関係機関は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害においては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対応する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障を来した事例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

2 基本方針

市、その他防災関係機関は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

3 対策

市、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備

備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第3節 地震・津波に強いまちづくり

第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画

1 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって、設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されていると言える。

一方、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性をも損ねるため、社会通念上容認されにくい現状がある。

しかし、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を最小限に食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。

特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要であり、その対策を行うほか、老朽化した社会資本についても長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素が係わり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、「岡山県建築物等耐震対策基本方針」により対策を講ずる。

また、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域、準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図り、さらに安全なまちとする必要がある。

公園、緑地等公共空地は、避難場所として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり、積極的な整備を図る。整備に当たっては、土地区画整理事業、市街地再開発事業など面的な整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。

また、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、防災まちづくりの方針を笠岡市都市計画マスタープランに位置付ける。

また、市は、岡山県が作成した地震防災緊急事業五箇年計画に基づき各種施設の緊急的な整備を図り、市土の安全性向上に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。

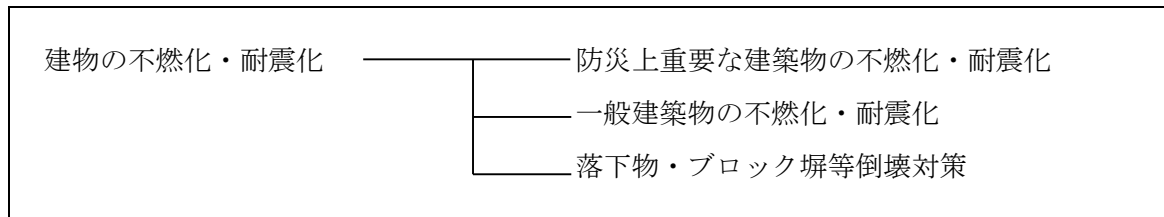
《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定結果より、一定数の建物の倒壊被害が生じるおそれや出火のおそれが想定されることから、都市計画の推進をはじめ、道路拡張、公園の確保等による防災空間の整備等を促進し、市街地全体の耐震化、不燃化等の実現が求められる。

2 対策

第1 建物の不燃化・耐震化

●対策の体系



(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災拠点建築物の不燃化や「岡山県建築物耐震対策等基本方針」、 「岡山県耐震改修促進計画」及び「笠岡市耐震改修促進計画」を踏まえた耐震化を図る。

これらの建築物については、市防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

(2) 一般建築物の不燃化・耐震化

一般の建築物についても不燃化，耐震化について広く市民の認識を深めるため，これらの重要性について普及，啓発に努める。

特に，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定められている劇場，百貨店等多数の者が集まる特定既存耐震不適格建築物については，その所有者に対して，建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

(3) 落下物・ブロック塀等倒壊対策

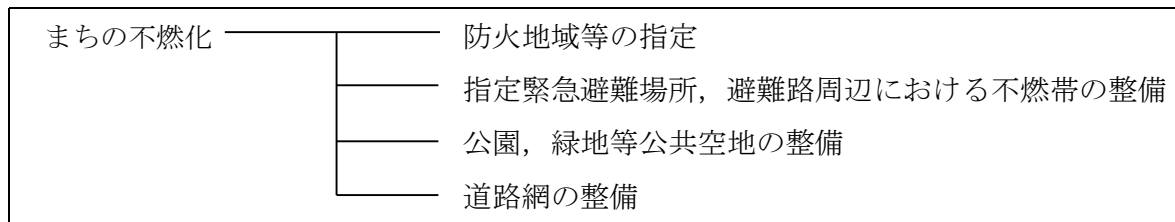
避難や救助活動上の重要なルートを中心に，建築物の所有者又は管理者に対して，窓ガラス，外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い，落下物発生のおそれのある建築物については，改修を指導する。

また，崩落のおそれのある天井材等の非構造部材，大規模な吊り天井などを有する建築物については，所有者又は管理者に対して改修を指導する。

さらに，ブロック塀及び家具の転倒防止対策，エレベーターにおける閉じ込め防止等，その安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発するとともに，危険なブロック塀等に対しては改修等を指導する。

第2 まちの不燃化

●対策の体系



(1) 防火地域等の指定

防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、防災の効果を高めることを目的として制定されたものであり、市は、必要に応じて、防火地域、準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。

(2) 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所、避難路だけではなく避難地の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、市は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

(3) 公園、緑地等公共空地の整備

公園、緑地等都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時においては、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、市は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。

(4) 道路網の整備

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。。

(5) 計画的な防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、笠岡市都市計画マスタープランや笠岡市立地適正化計画等に基づき、防災まちづくりを推進する。

第2項 公共施設等災害予防計画

第1 道路

1 基本方針

道路は日常の社会経済活動だけでなく地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。このため、今後の道路整備において耐震性の高い施設整備を行い安全性を高めるとともに、災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、阪神・淡路大震災や東日本大震災クラスの地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の抜本的解消を図る。

また、警察においても、大規模な震災が発生した場合に、交通信号機等の機能障害を最小限にとどめるため、施設の耐震化と電源・制御回線の確保のための対策を推進する。

2 対策

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施することや、地震等の災害発生時には踏切の遮断機が下りたままになることを防ぎ、緊急車両の通行をスムーズにするために改良を実施すべき踏切道を指定し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、改訂道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

第2 河川

1 基本方針

河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の耐震化を図る。

2 対策

堤防、水門、樋門等の河川管理施設で耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。

第3 砂防関係施設

1 基本方針

砂防関係施設が老朽化等により機能低下をきたしている箇所について、補修、補強等整備を促進し、地震による土砂災害を防止する。

2 対策

砂防関係施設は、主に砂防堰堤と溪流保全工及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。

砂防関係施設管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防関係施設は地震に対して、その機能が保持できるよう補強対策を進める。

市は、事業の進捗を促進し、事業遂行に協力する。

第4 ため池

1 基本方針

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点ため池」という。）のうち、耐震性が不足しているものについて、機能障害箇所を事前に把握したうえで、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点ため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、市や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

2 対策

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて県の行う危険度等の基礎的調査に基づき、土地改良区等への安全管理の徹底を指導するとともに、防災重点ため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、日常の維持管理の徹底や監視体制の強化を指導するとともに、地域住民への適切な情報提供を図って防災知識の啓発に努め、住民等と連携して訓練などを行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。

さらに、震度4以上の地震が発生した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

第5 港湾施設、漁港施設

1 基本方針

港湾施設については、大規模地震災害時において市民の避難や緊急物資の輸送を円滑に進めるとともに、震災に伴う地域経済活動への影響を低減させ、また、離島におけるライフラインの確保のため、震災に強い港湾施設の整備を促進する。

2 対策

大規模地震対策の補完港として笠岡港における耐震強化岸壁の整備の促進を図る。

大規模地震対策施設は緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路が塞がれたり、泊地が埋没することのないような施設配置を十分検討する。

さらに、耐震強化岸壁の背後用地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における市民の避難や緊急物資の輸送に利用できるような広場や緑地を確保し、避難場所や防災拠点としての機能強化を図る。また、市街地と結ぶ道路・鉄道と連携した交通機能の確保にも配慮が必要である。

島しょ地域においては、災害発生時における迅速な避難、復旧活動が行えるよう、既存係留施設の改良等により港湾・漁港施設の防災力を向上させる。

第6 海岸保全施設

1 基本方針

海岸保全施設については、岡山沿岸海岸保全基本計画に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、地震・液状化を考慮した海岸保全施設の計画的な整備を推進する。

2 対策

全般的に老朽化した施設や高潮・波浪に対する防護水準を満たさない施設については、施設整備を推進し、地震及び津波による被害の低減を図る。

また、日常のパトロール等による目視点検や必要に応じて耐震点検を行うなど、震災対策の必要な箇所の把握に努める。震災対策が必要と確認された施設については、緊急度の高いものから順次、所要の対策を講ずる。

第7 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

1 基本方針

庁舎、学校、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

2 対策

市及び施設管理者は、災害時に応急対策、救援・救急活動の拠点となるこれらの防災拠点建築物の耐震性を向上させる。

市防災計画に基づき適切な場所に免震構造等耐震性能に優れた建築物を建設する。また、旧

耐震基準により建設された建築物について、耐震診断の実施に努め、必要があれば耐震改修を行う。

第8 文化財

1 基本方針

文化財の保護のため、市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

2 対策

- ア 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- イ 文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- ウ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- エ 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

第3項 ライフライン（上下水道等）施設予防計画

第1 上水道施設

1 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行うとともに、施設の老朽度合い、震度分布図、津波浸水想定など、地形・地質の状況を勘案して必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進することが必要である。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

2 対策

ア 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて検討する。

イ 老朽管の更新

铸铁管や硬質塩化ビニル管については、耐震性の確保の観点から耐震性を有しない管

種であるため、ダクタイル鋳鉄管等耐震性を有する管種への計画的な布設替えを行う。
また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

ウ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設や福山市との間に整備した緊急時連絡管によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。

市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

エ 訓練・研修等の実施

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

オ 資機材の整備等

民間事業者等との協定締結などにより発災後における上水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

第2 下水道施設

1 基本方針

下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、施設が被災した場合でも最低限の下水道機能等が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。

また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。

2 対策

ア 下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

イ 下水道BCPの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、市下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。

ウ ハード面の整備

- ① ポンプ場、終末処理場の特殊性から災害における施設の損壊や停電等によるポンプ場、処理場の運転停止を防止するため、施設の耐震化や浸水防止対策の改善を図るとともに、電気及び機械設備の保守点検に万全を期する。
- ② 管きょについては、損壊や溢水を防止するため、耐震化を推進すると共に、清掃及び保守点検に努める。

エ ソフト面の整備

- ① 災害発生時に備え、下水道の巡視体制を整える。また、危険個所や被害を受けやすい場所等を把握する。
- ② 災害時に必要な資器材を整備し、応急措置の手順等を整えると共に他の自治体及び民間との協力体制を整える。
- ③ 下水道の破損個所の把握等、災害時における情報収集・伝達手段を整備する。
- ④ 災害時に対応できる組織・体制を確立する。

オ 下水道施設の防災施設としての活用

雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を策定する。さらに、河川水等を下水道（雨水渠）に引き込み、防火用水として利用する。

カ 資機材の整備等

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

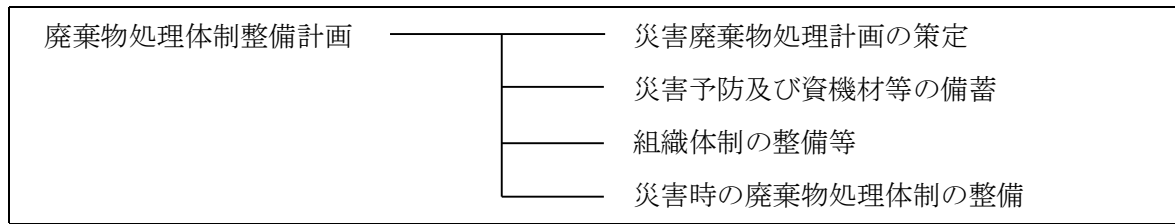
第4項 廃棄物処理体制整備計画

1 基本方針

笠岡市災害廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等などの災害対策を講ずるとともに、設備の整備に際しては、災害時に、廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるよう努める。

2 対策

●対策の体系



(1) 災害廃棄物処理計画の策定

自らが被災市町村となることを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要事項を平時に計画として取りまとめるとともに、支援市町村となることも想定し、必要となる事項を計画としてまとめ、これらを併せて災害廃棄物処理計画とする。

なお、今後新たに発生する大規模災害による知見等を踏まえて必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

(2) 災害予防及び資機材等の備蓄

ア 施設整備等

既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。

また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

イ 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整え、トイレカーやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

(3) 組織体制の整備等

迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、協定締結を含め、災害時の協力・支援体制を整備する。迅速かつ的確に情報収集し、関係機関連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備

ア 仮設トイレ等し尿処理

指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

イ 避難所ごみ等

指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

ウ 災害廃棄物

① 発生量・処理可能量の推計（津波堆積物を含む。）

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となるため、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

② 処理スケジュール・処理フロー

災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計をもとに、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

③ 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

④ 仮置場、仮設焼却炉

想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

⑤ 損壊家屋の解体・撤去

道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

⑥ 最終処分

必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平時に検討しておく。

⑦ 広域的な処理処分

円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方や契約書（被災側・支援側）の様式等を平時に検討・準備する。

⑧ 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、様々な相談・問い合わせが寄

せられることが想定されるため、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

第5項 危険物施設等災害予防計画

1 基本方針

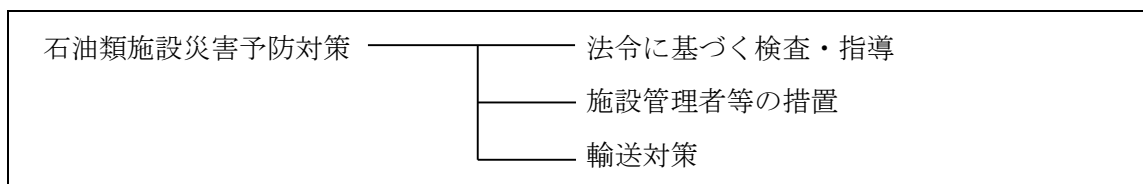
危険物施設は、過去の震災の経験を生かし、消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が年々強化されており、耐震性を考慮して設計、施行が行われ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮されている要因以外のものや、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、これらの実態把握に努めるとともに、石油類、高圧ガス、火薬類及び放射性物質の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

2 対策

第1 石油類施設災害予防対策

●対策の体系



(1) 法令に基づく検査・指導

消防機関は、消防法並びに危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

- ア 製造所等に対する立入・保安検査をする。
- イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

- ア それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。
- イ 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。
- ウ 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

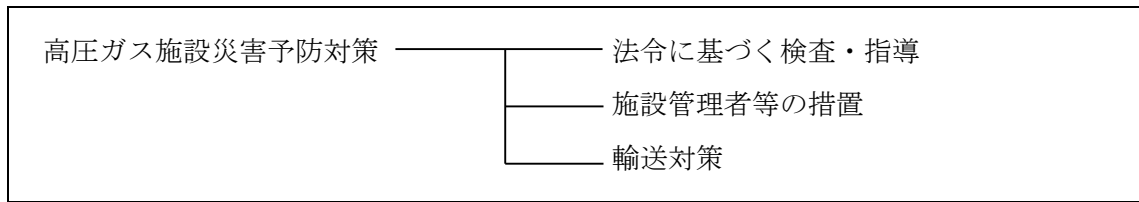
(3) 輸送対策

[消防機関，県警察]

消防機関及び警察は、石油類の輸送に係る事故対策を強化するため、石油類輸送車両合同取締等を実施する。

第2 高圧ガス施設災害予防対策

●対策の体系



(1) 法令に基づく検査・指導

[中国四国産業保安監督部，県，消防機関]

中国四国産業保安監督部，県及び消防機関は，高圧ガス保安法並びに関係保安規則に基づき，次の事項を実施する。

- ア 高圧ガス設備等の保安検査，立入検査を実施する。
- イ 各種の講習会，研修会を通じて法令の周知，取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策

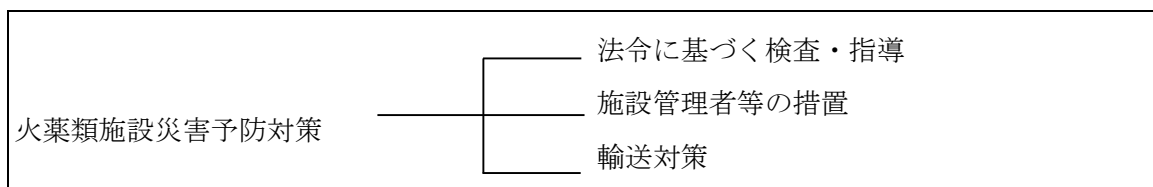
[県，県警察，消防]

県，県警察，消防機関は，高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため，次の事業を実施する。

- ア 高圧ガス移動防災訓練
- イ 高圧ガス輸送車両合同取締

第3 火薬類施設災害予防対策

●対策の体系



(1) 法令に基づく検査・指導

[中国四国産業保安監督部，県]

中国四国産業保安監督部及び県は，火薬類取締法に基づき，次の事項を実施する。

- ア 火薬類製造所及び火薬庫等の保安検査，立入検査を実施する。
- イ 各種の講習会，研修会を通じて，法令の周知，取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策

[県警察]

警察は、火薬類の輸送に係る対策を強化するため、火薬類輸送車両取締等を実施する。

第4 放射性施設災害予防対策

[消防庁，原子力規制委員会，県，県警察，消防機関]

関係機関は、医療用，工業用等の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため，次の措置を実施し，連携して災害予防対策を推進する。

- ア 防災体制の整備
- イ 通信連絡体制の整備
- ウ 環境監視体制の整備
- エ 救助体制の整備
- オ 防護用資機材の整備

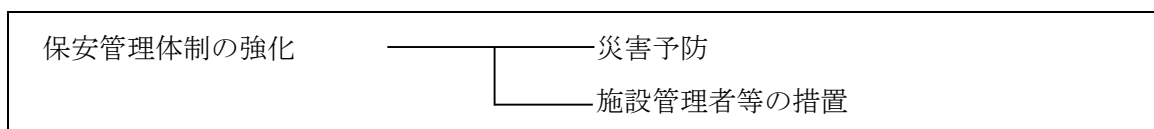
第6項 有害ガス災害予防計画

1 基本方針

ばい煙又は特定物質あるいは有害ガス（以下「有害ガス等」という。）の発生又は漏洩により，人体や環境に危害が及ばないような予防措置が必要であるため，大気汚染防止法，岡山県環境への負荷低減に関する条例及び笠岡市公害防止条例で定める有害ガス等の予防対策を推進する。

2 対策

●対策の体系



(1) 災害予防

有害ガス等に係る施設に対し，事故防止について維持，管理の指導等を行う。

（立入検査ができるのは，県，岡山市，倉敷市のみである。）

(2) 施設管理者等の措置

- ア 施設管理者等は，施設の点検及び保安体制の強化に努める。
- イ 各種排出される有害物質等に対応した検知機又は自動測定装置等の整備等による監視体制の強化を図る。
- ウ 災害発生時における付近住民への周知方法を確立する。
- エ 防災衣服，防災マスク及び吸着剤等を整備する。
- オ 施設の緊急停止等

第7項 流出油等災害予防計画

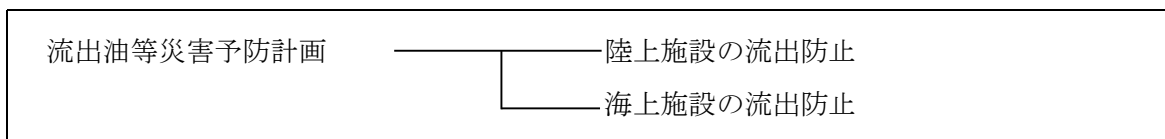
1 基本方針

地震によるオイルタンク等の損傷、異常潮位による接岸中のタンカー事故によって石油等が海上に流出すると、漁業、生物、環境等に著しい被害を及ぼす。

また、広範囲に流出した油の回収には、非常な労力と時間を要することから、陸上施設及び船舶からの流出予防対策を推進する。

2 対策

●対策の体系



(1) 陸上施設の流出防止

[施設管理者]

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。
- イ 流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。
- ウ 応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。

(2) 海上施設の流出防止

[施設管理者]

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 接岸による送油時の異常事態に対する操作マニュアルを作成する。
- イ 初期拡大防止のためのオイルフェンス、油処理剤、油回収装置等の緊急配備体制を確立する。

第8項 津波災害予防計画

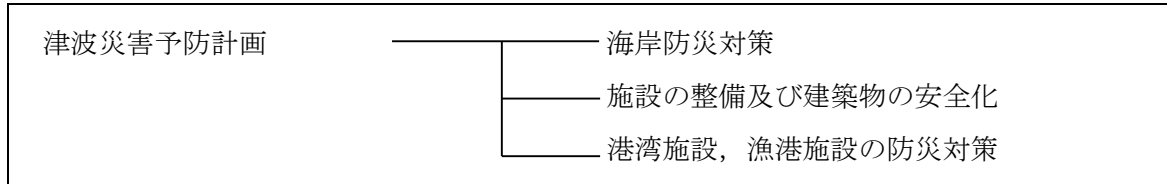
1 基本方針

南海トラフ等大規模地震で発生する津波のシミュレーション等を含む、今後の津波に対する研究成果等によれば、本市までの津波到達時間（地震発生後、海岸線における津波による水位変化（+ 20cm）が生じるまでの時間）は約3時間程度となっているものもあるが、想定条件の元で計算された事例結果であり、想定より早まる可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることにも留意して、津波の発生のおそれがある場合には、速やかに避難行動をとる必要がある。これらの状況を踏まえて、津波による被害が生

じるおそれのある地域における住民の生命を守るため、津波防災の地域づくりを進め、海岸保全施設の整備を行うなど、ソフト対策及びハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を実施する。

2 対策

●対策の体系



(1) 海岸防災対策

[県, 市]

海岸管理者は、津波による著しい被害が生じるおそれのある地域における市民の生命、財産を保護するため、予想される津波に対応できる堤防の新設・かさ上げ、水門・樋門等の補強を図る。

(2) 施設の整備及び建築物の安全化

[県, 市]

ア 施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるよう、立地、構造等の安全性の基準を考慮して整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

イ 避難関連施設の整備

指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険度が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては、さらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて、市民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所として利用可能な高速道路の盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、

津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定緊急避難場所としての指定等により、津波発生時に確実に避難できる体制の構築に努める。

市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差や液状化の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

ウ 建築物の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。津波災害警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

また、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

(3) 港湾施設、漁港施設の防災対策

[県、市]

港湾管理者及び漁港管理者は、津波による被害が想定される港の外郭施設の構造及び配置に関して、必要に応じ、以下の項目について慎重な検討を行い、計画、設計を行う。

- ・防波堤の構造における津波力の検討
- ・港の両端部や海岸線と港湾施設によってつくられる隅角部での津波の遡上増大現象の検討
- ・外郭施設の高天端化による津波エネルギーの低減化対策

第9項 地盤災害予防計画

1 基本方針

地震による地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講ずるよう指導する。

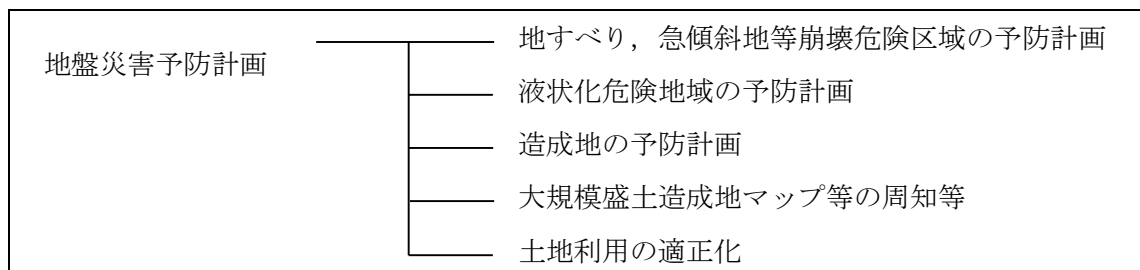
《岡山県被害想定結果からの課題》

急傾斜地崩壊危険区域においては、崩壊の危険性が高く想定される箇所をはじめとした崩壊防止対策の実施が必要とされる。

また、沿岸低地部においては、緩軟弱な地層が厚く占め、地震時には振動が大きく増幅されて液状化の危険性が高く想定されることから、液状化対策の推進が求められる。

2 対策

●対策の体系



(1) 地すべり，急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

[県]

ア 地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市及び関係住民の同意のもと地すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域（地すべり）に対して、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

<資料1-9 土砂災害警戒区域>

イ 急傾斜地等崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地等崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

県、市その他関係機関は、土砂災害警戒区域（急傾斜）について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対しがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

<資料1-8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所>

<資料1-40 土砂災害警戒区域等指定箇所>

(2) 液状化危険地域の予防計画

[県，市]

ア 液状化危険地域の把握

緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。特に、沿岸部の特徴としては時代とともに干拓が進み、昭和南海地震など過去に発生した大規模地震で液状化した地域では、再び液状化が起こるということに留意する必要がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成し、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努める。

イ 液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。その際、沿岸部で過去に液状化が起こった地域で住宅を建設する場合には、あらかじめ液状化判定を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良やしっかりとした基礎杭の施工などの液状化対策を行うことが望ましい。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため、必要に応じ耐震補強の実施に努める。

さらに、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。

なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

(3) 造成地の予防計画

[市]

宅地の造成に関しては、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく指導、監督等を行い、災害の防止を図るとともに、巡視等により無断開発や危険箇所を発見した場合には、是正を指導し、災害発生の防止に努める。

<資料1-10 宅地造成等規制法による指定区域>

(4) 大規模盛土造成地マップ等の周知等

[県（土木部）、市町村]

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(5) 土地利用の適正化

ア 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、市民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

イ 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、都市再生特別措置法、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令などにより、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

計 画 事 項
第1節 応急体制
第1項 応急活動体制
第2項 地震・津波に関する警報等の種別
第3項 地震・津波情報の伝達計画
第4項 被害情報の収集伝達計画
第5項 災害救助法の適用計画
第6項 広域応援
第7項 自衛隊災害派遣要請計画
第8項 津波災害応急対策計画
第2節 緊急活動
第1項 救出計画
第2項 資機材動員計画
第3項 救急・医療計画
第4項 避難及び避難所の設置・運営計画
第5項 道路啓開
第6項 交通の確保計画
第7項 消火活動に関する計画
第8項 水防活動に関する計画
第9項 危険物施設等の応急対策計画
第10項 災害警備活動に関する計画
第11項 緊急輸送計画
第12項 物資等の受入，集積，搬送，配分計画
第13項 ボランティアの受入，活用計画
第3節 民生安定活動
第1項 要配慮者支援計画
第2項 被災者に対する情報伝達広報計画
第3項 風評・パニック防止対策計画
第4項 食品供給，炊き出し計画
第5項 飲料水の供給計画
第6項 生活必需品等調達供給計画

	第7項 遺体の捜索・処理・埋葬計画
	第8項 災害時廃棄物等応急処理計画
	第9項 防疫及び保健衛生計画
	第10項 文教対策計画
第4節 機能確保活動	
	第1項 ライフライン（上下水道等）施設応急対策計画
	第2項 住宅応急対策計画
	第3項 公共施設等応急対策計画

第1節 応急体制

第1項 応急活動体制

1 基本方針

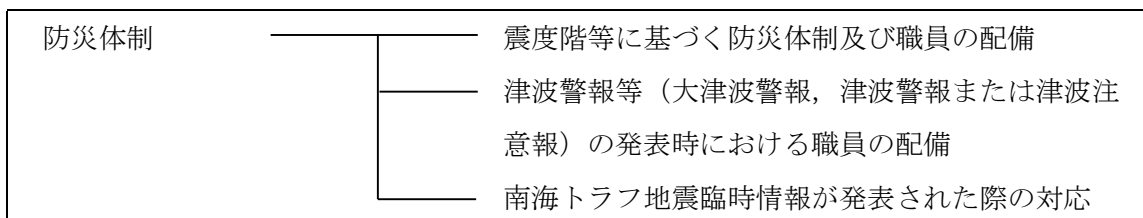
大規模地震や津波が発生した場合においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、初動体制として、職員参集による緊急初動班の配備、業務を定め、さらには、必要に応じ、市本部を円滑に設置し、運営できる措置を講じておく。

また、被害状況の把握に努め、市民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

2 対策

第1 防災体制

●対策の体系



震度階等に基づく防災体制及び職員の配備

配備体制は、次のとおりとする。

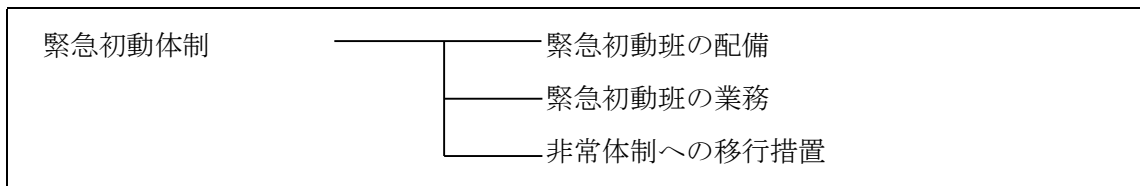
防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外
警戒体制	震度4以上又は長周期地震動階級3	危機管理課 政策部 総務部 市民生活部 こども・健康福祉部 建設部 産業部	緊急初動班員及び状況により主管部局長等から応急対応を命ぜられた職員
非常体制 (市本部の設置体制)	震度5強以上又は長周期地震動階級4 津波警報 大津波警報	職員全員	自動参集

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応

対応時点	対応
①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され調査を開始し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）を発表した時点	注意体制 ・危機管理課員が、主として情報収集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。
②想定震源域内のプレート境界において、M7以上M8未満の地震（一部割れ）、又は通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価され、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）を発表した時点	警戒体制
③想定震源域内のプレート境界において、M8以上の地震が発生（半割れ）したと評価され、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）を発表した時点	非常体制
後発地震が発生しない場合の対応	<p>④プレート境界でM8以上の地震が発生（半割れ）時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、1週間が経過した場合、国は警戒措置を解除し、さらに1週間、後発地震に対して注意する措置をとる旨、呼びかける。住民は、避難を解除しつつ、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える。市は国、県に準じて対応する。 ・臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、2週間が経過した場合、国は注意措置を解除し、通常の生活に戻る旨、呼びかける。市は国、県に準じて対応する。 <p>⑤M7以上M8未満の地震（一部割れ）又はゆっくりすべり発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時情報（巨大地震注意）の発表後、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）が経過した場合、国は注意措置を解除し、通常の生活に戻る旨、呼びかける。市は国、県に準じて対応する。 <p>⑥南海トラフ地震関連解説情報の発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時発表される南海トラフ地震関連解説情報による今後の地震発生の見込み等を参考に、市内での被害が小さいと想定される場合は、配備体制を縮小する。

第2 緊急初動体制

●対策の体系



(1) 緊急初動班の配備

緊急初動班員は、勤務時間外に市内で震度4以上又は長周期地震動階級3の地震発生情報、又は勤務時間内外を問わず市内で津波注意報が発表された場合には勤務箇所に自主参集する。

(震度4以上の地震又は岡山県に津波注意報が発表された旨の放送(テレビ、ラジオ、メールなど)があったとき)

(2) 緊急初動班の業務

緊急初動班の統括者(危機管理課長又はその代位者)は、班員を指揮し次の業務を行う。

ア 被災状況等の情報収集

イ 市幹部への情報連絡並びに県への報告

ウ 非常体制へ移行する措置

(3) 非常体制への移行措置

ア 本庁

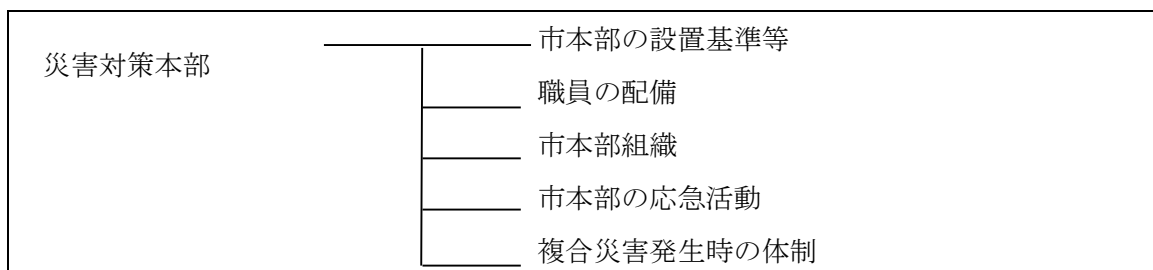
(ア) 緊急初動班総括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁を求め、市本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断をおおぐ。

第1位 市長、第2位 副市長、第3位 危機管理監、第4位 総務部長

(イ) 被害の状況により市本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

第3 災害対策本部

●対策の体系



(1) 市本部の設置基準等

ア 市本部は、次の場合に設置する。

- ・市内で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・長周期地震動階級4の地震発生情報が発表されたとき

- ・津波警報（大津波警報含む）が発表されたとき
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- ・その他市長が必要と認める場合

イ 市本部を設置したとき及び廃止したときには、消防機関等関係機関に報告する。

（2）職員の配備

ア 本庁及び出先機関の全職員は、勤務時間外に市内で震度5強以上の地震情報や長周期地震動階級4の地震発生情報や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったときは、勤務箇所に自動参集する。

イ 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの出先機関等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

ウ 各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要によっては被災していない地域からの職員の応援等の措置を講ずる。

（3）市本部組織

ア 市本部組織は、笠岡市災害対策本部条例及び笠岡市災害対策本部規程の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地にあつて市本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

イ 市本部には次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。警察、消防、自衛隊、医療機関、電気、水道、ガス、海上保安部、その他必要な機関

（4）市本部の応急活動

ア 市本部が設置されたときは、各部・各課はあらかじめ定められた業務（笠岡市災害対策本部規程の別表1～別表2）を所掌する。

イ 市本部は、県の現地災害対策本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

（5）複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、市本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

市本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

第2項 地震・津波に関する警報等の種別

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合、又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4が予想されるものを特別警報に位置づけている。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 地震情報

気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度や長周期地震動階級のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

3 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

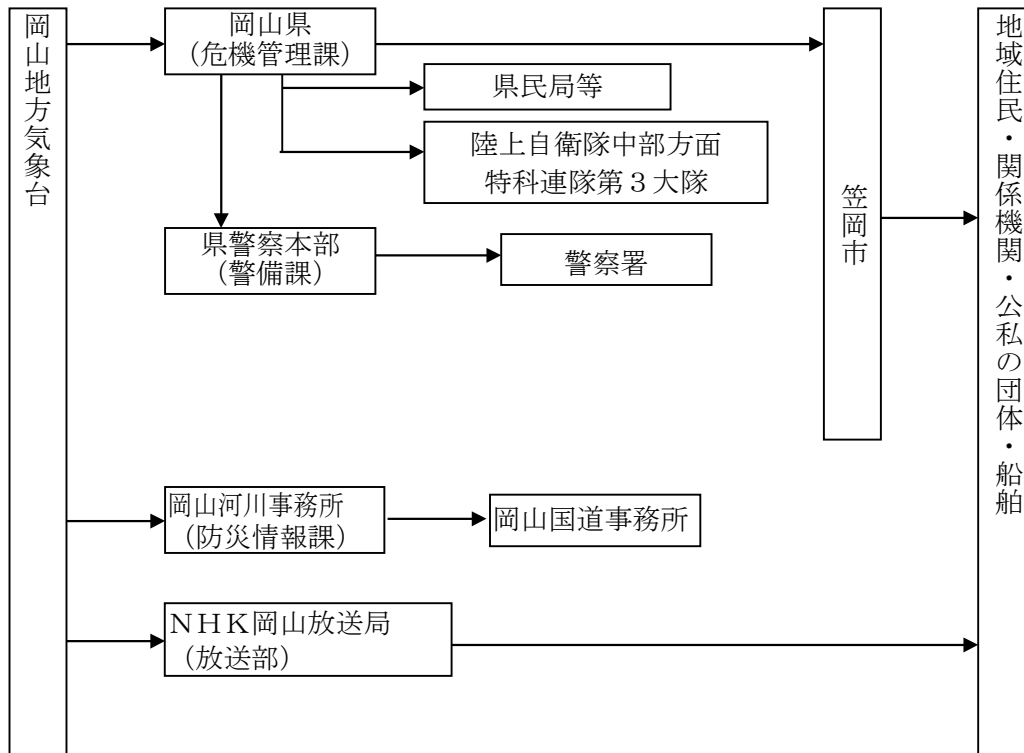
4 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

第3項 地震・津波情報の伝達計画

第1 地震情報の伝達系統

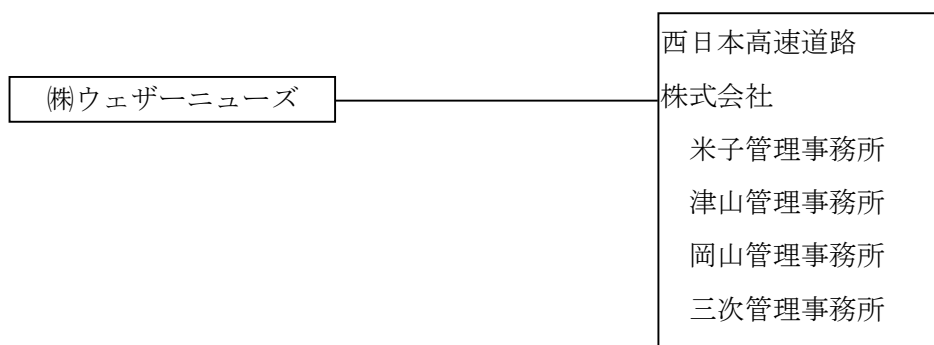
(1) 岡山地方気象台からの伝達



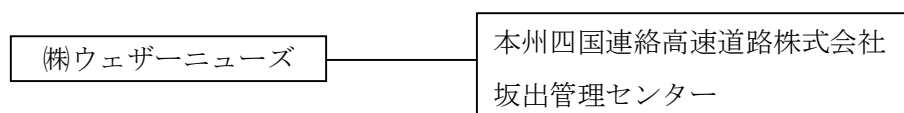
(注) 県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

(2) その他機関の伝達 (参考)

ア 西日本高速道路株式会社の伝達

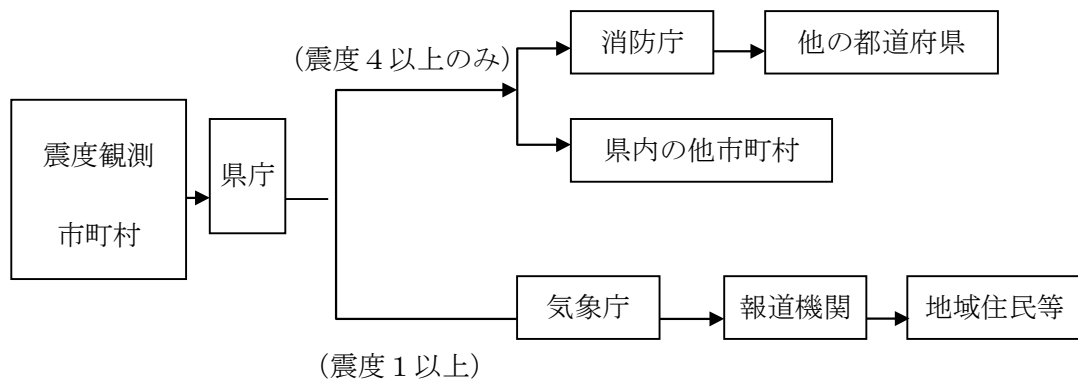


イ 本州四国連絡高速道路株式会社の伝達

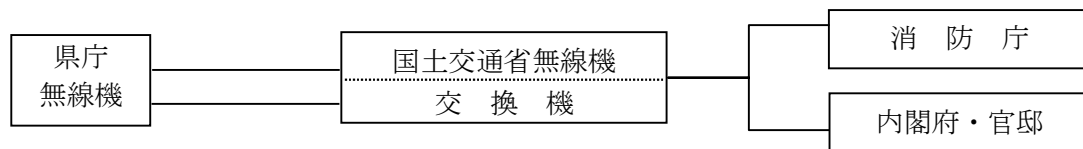


(3) 国への地震情報の伝達

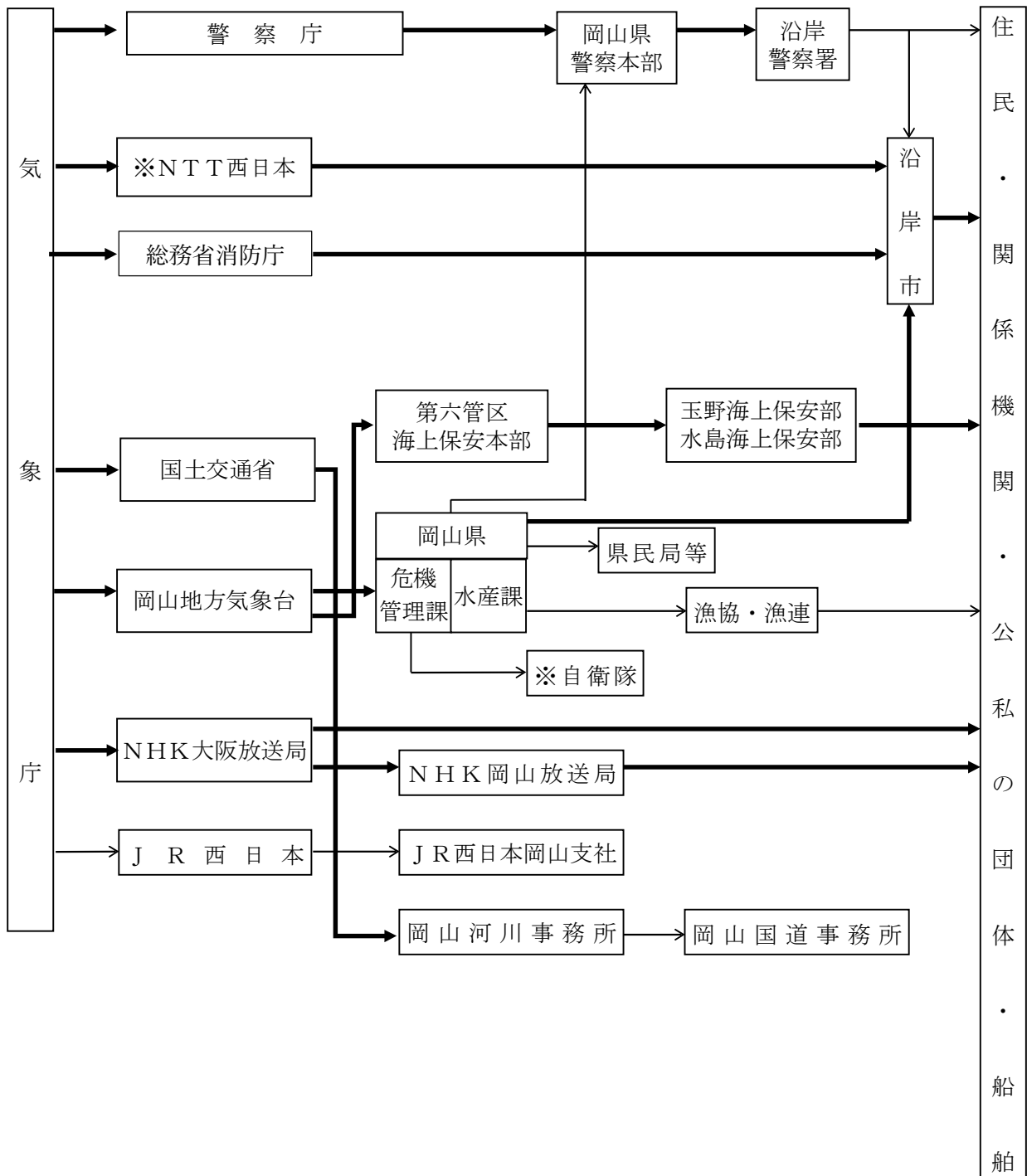
ア 震度情報ネットワーク



イ 防災無線ネットワーク



第2 津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）の伝達系統



- (注) ア ※印は、津波警報等(大津波警報・津波警報)の発表及び解除のみ伝達する。
- イ 太線は法定等による伝達ルートを示す、細線はサブルート等を示す。
- ウ 県から漁協等に対する連絡ルートは、別途具体的に定める。

第4項 被害情報の収集伝達計画

1 基本方針

災害時には通信回線の被災状況を把握のうえ、適切な通信手段を確保し情報の収集を図る。

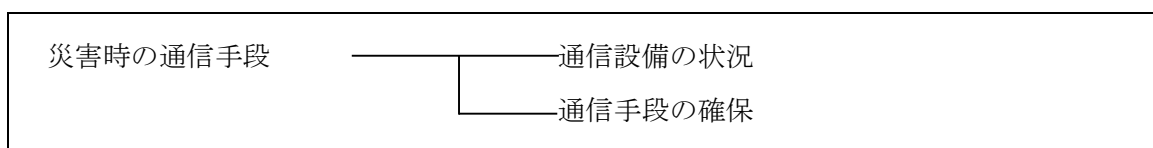
被害情報は災害初期と引き続く応急対策時に区分して収集し、その情報を県の関係機関に伝達する。

また、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。

2 対策

第1 災害時の通信手段

●対策の体系



(1) 通信設備の状況

防災関係の無線通信設備の状況は、資料編資料1-33及び1-35のとおり。

(2) 通信手段の確保

ア 災害発生直後は直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

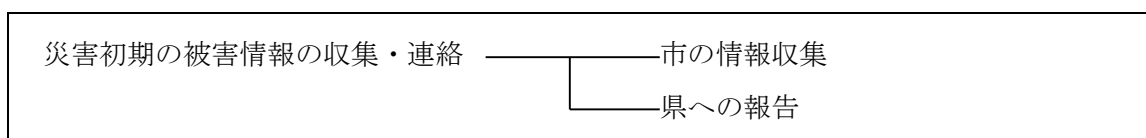
- ① 防災行政情報ネットワークによる地上系・衛星系・移動系通信回線
- ② 笠岡市消防団消防無線
- ③ 携帯電話，衛生通信等移動通信回線
- ④ 民間等の通信設備の優先利用，優先使用（災害対策基本法第57条，第79条）
- ⑤ 非常通信の実施
- ⑥ 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け，無線連絡の確保を図る。

イ 通信手段の確保に併せ，その機能維持等の要員を配置する。

- ① 通信施設の機能確認，維持及び施設の復旧に要する要員
- ② 通信統制，通信運用の指揮等に要する要員

第2 災害初期の被害情報の収集・連絡

●対策の体系



(1) 市の情報収集

ア 災害発生時に職員からの報告や市民からの情報収集をするほか，県，警察，消防，自衛隊，医療の司令機関，道路管理者，海上保安部，ライフライン事業者から被害情報を収集する。

イ 災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。

- ① 人命にかかる被害、医療機関等の被害状況
- ② 道路の被害状況
- ③ 生活関連（電気、水道、ガス）の被害状況

ウ 市本部が設置されていない時点の情報収集は危機管理課及び総務課又は緊急初動班が行う。

(2) 県への報告

ア 被害について把握できた範囲で直ちに県へ報告する。また、市本部を設置した場合にも連絡する。

イ 市は、地震により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 市は、被害状況等を県に報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合にあっては、直接消防庁に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

エ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市は県への速やかな連絡に努めるものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

オ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

カ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市はそれぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、被災市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

キ 市は、当該市内において「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報につい

て消防庁に対しても直接報告する（被害の有無を問わない）。

第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

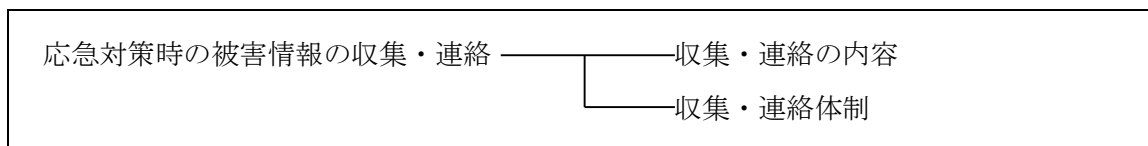
ク 震度6弱以上の地震を観測した市町村については、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。

回線別		区分	平日（9:30～18:15）	左記以外
			※消防庁応急対策室	※消防庁宿直室
N T T回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話		（発信特番）-69-048-500-90-49013	（発信特番）-69-048-500-90-49102
	F A X		（発信特番）-69-048-500-90-49033	（発信特番）-69-048-500-90-49036

※電話での第一報可

第3 応急対策時の被害情報の収集・連絡

●対策の体系



(1) 収集・連絡の内容

ア 応急対策時には、救急活動並びに防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況と被害状況を市本部に随時報告する。

イ 活動状況については、次のような事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。

[市→県]

市本部等設置状況，応急活動状況，応援の必要性

[県→市]

県が実施する応急対策の活動状況

[県→指定地方行政機関等]

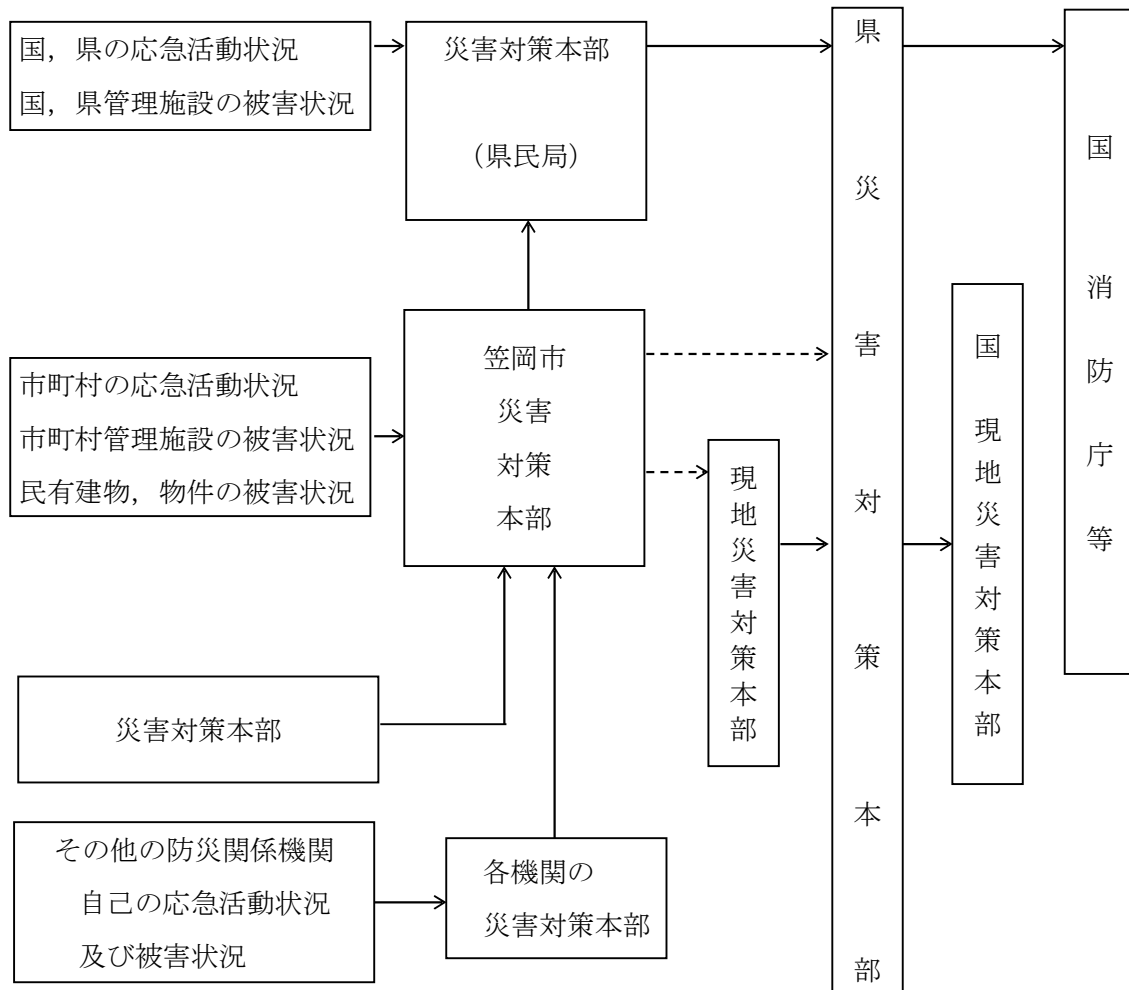
県本部等設置状況，応急活動状況

ウ 県災害対策本部及び市災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

(2) 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによるものとする。

ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。



※ 災害発生状況等報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

（---> は、総合情報防災システムによる情報の流れ）

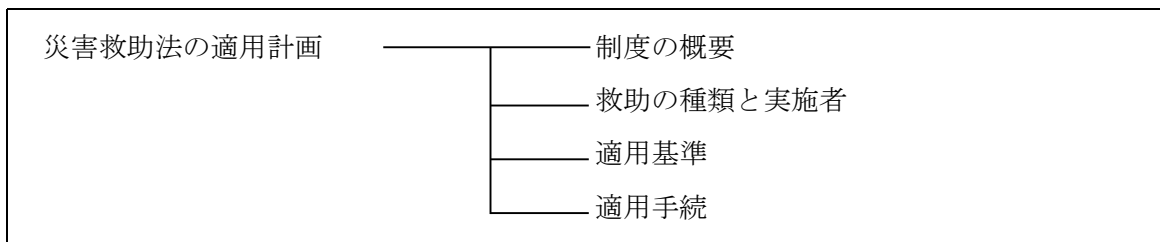
第5項 災害救助法の適用計画

1 基本方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合は、知事に対し災害救助法の適用に係る情報提供を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

2 対策

●対策の体系



(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市長に委任する。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
医療及び助産	知事
応急仮設住宅の供与	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の搜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

災害救助法の適用基準の該当の有無については、次の基準により判定する。

該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続をとる。

ア 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60 (笠岡市が該当)
50,000 人以上	100,000 人未満	80
100,000 人以上	300,000 人未満	100
300,000 人以上		150

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照

イ 県下の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上である場合。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項(同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

(4) 適用手続

市長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害

救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜中間情報の提供を行うものとする。

第6項 広域応援

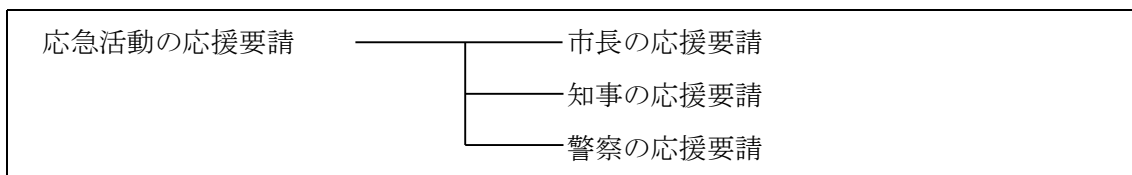
1 基本方針

大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生を想定し、人命の救出・救助をはじめとする応急活動が緊急かつ的確に行えるように広域応援の要請措置について明確化するとともに整備を図る。

2 対策

第1 応急活動の応援要請

●対策の体系



(1) 市長の応援要請

ア 知事に対する応援要請

市長は、市域に係る災害応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応援措置の実施を要請することができる。

(災害対策基本法第68条関係)

要請事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援要請 又は応急措置の 実施の要請	(1) 災害の状況及び応援（応急措置の実施） を要請する理由 (2) 応援を必要とする期間 (3) 応援を希望する職種別人員，並びに物 資，資材，機械，器具等の品名及び数量 (4) 応援を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容 (必要とする応急措置内容) (6) その他必要な事項	災害対策基本法 第68条

イ 県内市町村へ応援要請

市長は災害の状況によって、必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長に対し応援を求めることができる。

また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

(災害対策基本法第67条関係)

応援要請の内容、事項等

応援要請の内容	要請時明らかにすべき事項
(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供	ア 被害の状況
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供	イ 応援の種類
(3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供	ウ 応援の具体的な内容及び要量
(4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣	エ 応援を希望する期間
(5) 被災者の一時収容のための施設の提供	オ 応援場所及び応援場所への経路
(6) 被災傷病者の受入れ	カ 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(7) 死体の火葬のための施設の提供	
(8) ごみ、し尿等の処理のための施設の提供	
(9) ボランティアの受付及び活動調整	
(10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

ウ 指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請

市町村長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。(災害対策基本法第68条の2関係)

エ 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊(陸

上自衛隊日本原駐屯地第13特科隊)派遣の要請をするよう求める。

なお、知事への要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊等に通知することができる(災害対策基本法第68条の2関係)

オ 消防の応援要請

① 消防活動の応援については、岡山県下消防広域応援基本計画(平成8年5月1日)により応援要請を行う。

② 県内の消防力のみで対処できない場合は、災害の規模により緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(2) 知事の応援要請

ア 指定行政機関等に対する応援要請

知事は、県内における災害応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長等に対し応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。当該応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、当該応援又は災害応急対策を実施する。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。(災害対策基本法第74条第4項関係)

イ 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次の要項により他の都道府県知事等に対し応援を求めることができる。(災害対策基本法第74条関係)

① 中国地方並びに中国・四国地方の災害時の相互応援に関する協定に基づく要請をする。

② 災害規模によっては、さらに他の都道府県に対し応援を要請する。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合には自衛隊の災害派遣を要請することができる。(自衛隊法第83条関係)

エ 消防の応援要請

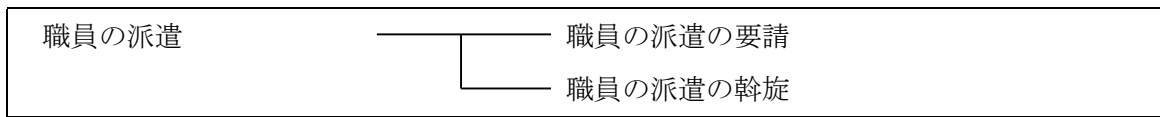
知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を要請する。

(3) 警察の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づく、警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

第2 職員の派遣

●対策の体系



(1) 職員の派遣の要請

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関等の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

ウ 派遣要請事項

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

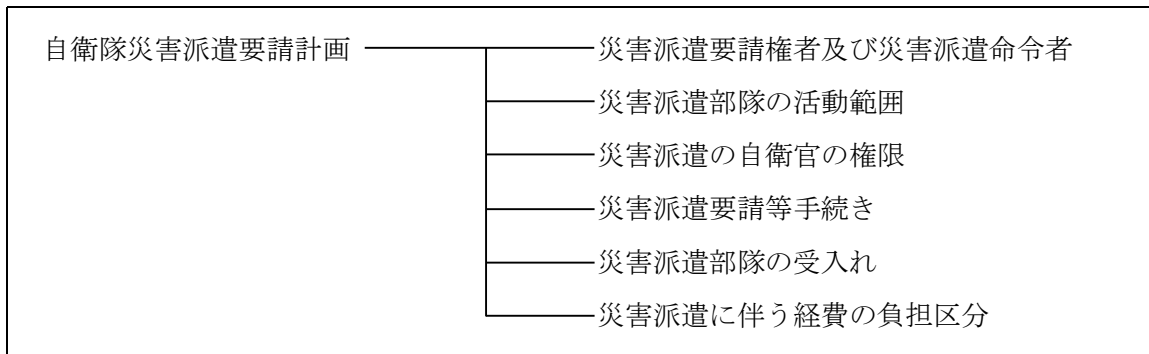
第7項 自衛隊災害派遣要請計画

1 基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防災基本計画に基づき、努めて防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定める。

2 対策

●対策の体系



(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

ア 災害派遣要請権者

知 事

第六管区海上保安本部長

大阪空港事務所長

イ 災害派遣命令者

陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊長

海上自衛隊呉地方総監

航空自衛隊西部航空方面隊指令

(2) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と密接に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

ア 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

イ 避難者の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して捜索活動を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開，除去に当たる。

キ 応急医療，救護及び防疫

被災者に対し，応急医療，救護及び防疫を行うが，薬剤等は通常，関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者，医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合，航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

ケ 給食及び給水

被災者に対し，給食及び給水の支援を行う。

コ 入浴支援

入浴支援を行う。

サ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき，被災者に対し生活必需品等を無償貸付し，又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

ス その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては，要請によって所要の措置をとる。

(3) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は，災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，市長等，警察官及び海上保安官がいない限り，次の措置をとることができる。

なお，当該措置をとったときは，直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規程
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び撤去命令	63条3項	
	イ 他人の土地，建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償 82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管 64条9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償 84条

	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条の3	
自衛隊法	ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置	94条	警察官職務執行法 4条及び6条
	イ 警察官がその場にはいない場合の救助等のための立入		
	ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助		海上保安庁法 16条

(4) 災害派遣要請等手続き

ア 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

- ① 知事等は、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。
- ② 自衛隊を派遣しようとする場合には、次の事項を明らかにする。
 - ・災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ・派遣を希望する期間
 - ・派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・その他参考となるべき事項

イ 市長の派遣要請の要求

- ① 市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- ② 市長は、①によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を通知しなければならない。
- ③ 知事は、市長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。
- ④ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

	年	月	日
知 事 あて			
	市町村名		
災害派遣に関する要請			
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
2 派遣を必要とする期間			
	自	年	月
	日時から		
	至	年	月
			日災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 派遣を希望する区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）			
(1) 連絡場所及び連絡職員			
(2) 宿舎			
(3) 食料			
(4) 資材			
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文書（2部）を提出する。			

注：用紙の大きさはA4とする。

ウ 撤収要請依頼

- (ア) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。
- (イ) 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日

知 事 あて

市町村名
自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、次のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時
年 月 日

2 派遣要請依頼日時
年 月 日

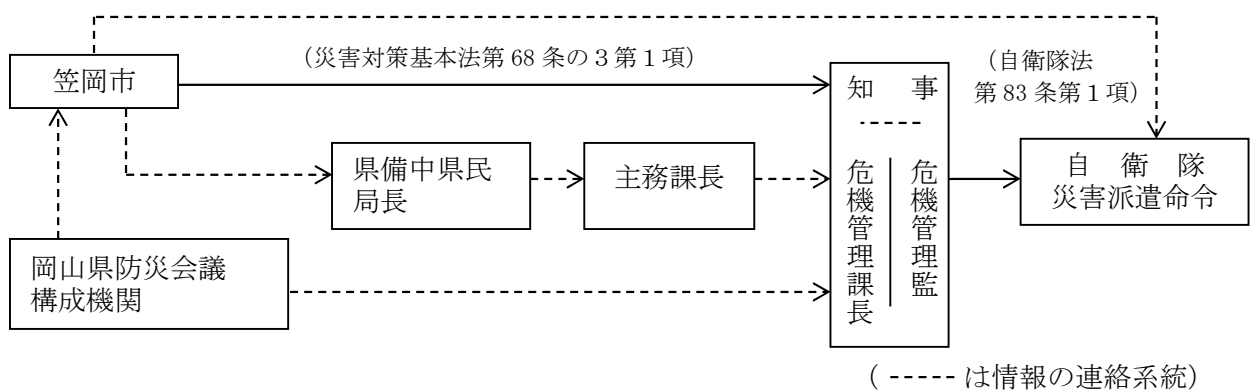
3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

注：用紙の大きさはA4とする。

エ 災害派遣要請等手続系統

(災害対策基本法第68条の2第3項)



オ 連絡方法

(ア) 岡山県危機管理課

N T T 電話 086-226-7293 (直通)

F A X 086-225-4559

防災行政無線

電話 77-6100-2222, 2220, 2217, 2214, 2213

F A X 77-6100-2228

集中配備室

N T T 電話 086-223-9455 (直通)

226-7372 (直通)

F A X 086-226-0093

防災行政無線

電話 77-6100-2226, 2261, 2263, 2264

F A X 77-6100-5726~5729

(イ) 自衛隊 (日本原駐屯地司令)

N T T 電話 0868-36-5151 (内線 237 夜間等は 302)

F A X 0868-36-5151 (内線 238)

防災行政無線 77-6440-031 (交換室)

77-6440-038 (宿直室)

77-6440-039 (3科・F A X併用)

カ 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。

(ウ) 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(エ) その他災害に際し、上記(ア)から(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) 災害派遣部隊の受入れ

ア 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

県は、広域災害時には、次の点に留意する。

- (ア) 派遣部隊の移動が迅速に行われるための的確な道路情報を連絡する。
 - (イ) 大型輸送機の使用に備えて岡山空港、岡南飛行場の離着陸の対応措置をとる。
- イ 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。
- (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
 - (イ) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - (ウ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - (エ) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

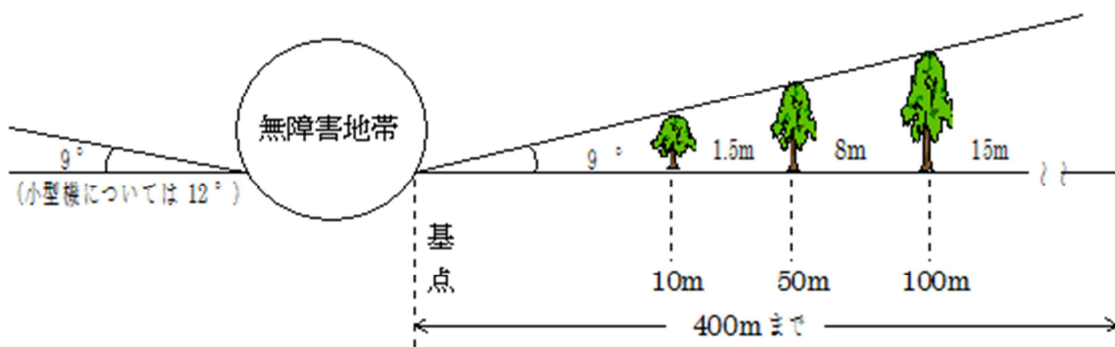
連隊規模 約 15,000 m²

師団等規模 約 140,000 m²

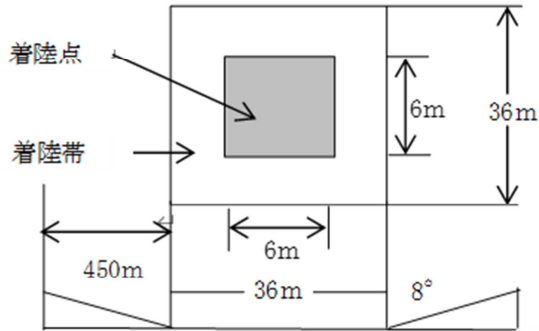
- (オ) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合には、次の点について準備する。

- ① 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。
 なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

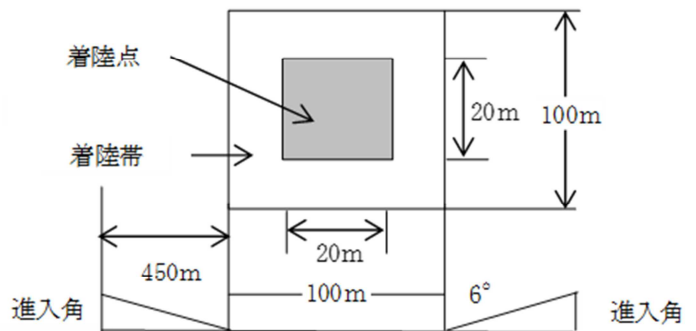
[離着陸地点及び無障害地帯の基準]



(a) 中型機(UH-1：多用途)の場合

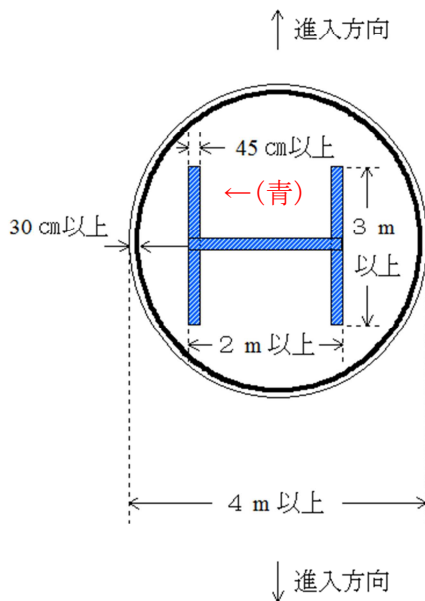


(b) 大型機(CH-47：輸送用)の場合



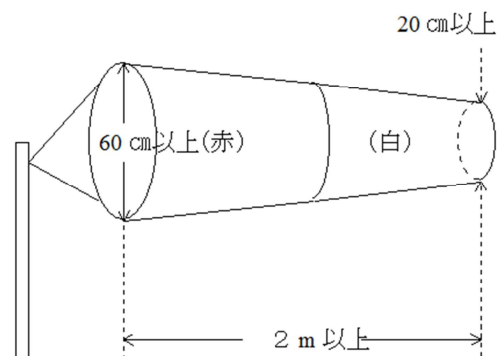
② 着地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a 記号の基準



・石灰で標示，積雪時は墨汁，
絵具等で明瞭に標示。

b 吹き流しの基準



・生地は繊維
・型は円形帯

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

- ③ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ④ 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ⑤ ヘリポート付近の市民に対しては、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。
- ⑥ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑦ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

(6) 災害派遣に伴う経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。

(ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

(ウ) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費

(エ) 県等が管理する有料道路の通行料

イ 負担区分について、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

<資料1-14 ヘリポート適地一覧表（笠岡市内ヘリポート適地位置図）>

第8項 津波災害応急対策計画

1 的確な津波からの避難指示の伝達

市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合でも、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

2 津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達）

県は、気象庁から連絡を受けた津波警報等を、直ちに市町村、関係機関等へ伝達する。

市は、津波警報等、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット

ト、津波フラッグ等のあらゆる手段の活用を図る。

3 消防職団員，警察官，市職員等の活動

市は、消防職団員，警察官，市職員，民生委員・児童委員など，防災対応や避難誘導・支援等に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

第2節 緊急活動

第1項 救出計画

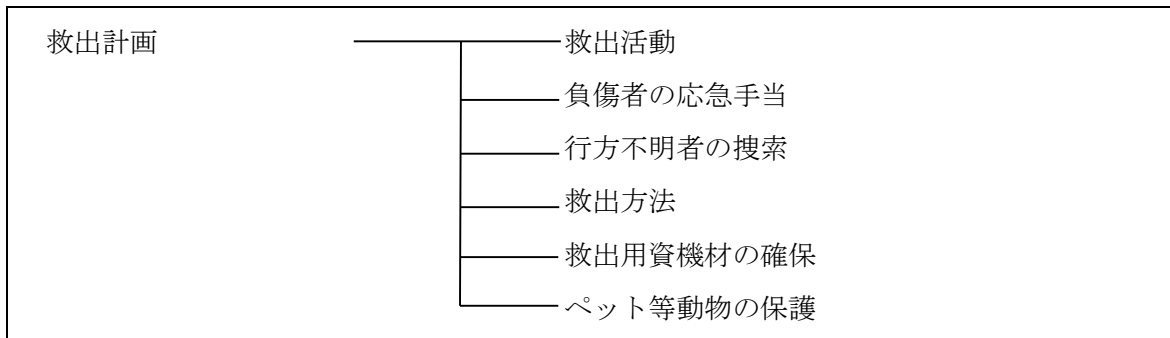
1 基本方針

震災時には、広域的あるいは局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救出を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊あるいは地域住民の協力によって、生命、身体が危険となった者を早急に救出し、医療機関に搬送することとする。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努めるものとする。さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、市は県と連携を図りながら飼育動物の保護から収容に至る必要な措置が行えるよう努める。

2 対策

●対策の体系



(1) 救出活動

[市]

救出活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた近隣市町村は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救出活動を行う。

[県]

市の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救出活動の全県的な調整を行う。

[消防機関、県警察、海上保安部等]

災害現場で活動する消防機関、県警察、海上保安部及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、市民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救出活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察等に応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

(2) 負傷者の応急手当

[消防機関，自衛隊]

消防機関及び自衛隊は、救出した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送することとする。

[救護班]

日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

[市民]

市民は、講習又は訓練・研修等により習得した止血，人工呼吸，心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより，救護等に協力する。

(3) 行方不明者の搜索

[市]

市は，県警察，消防機関，医療機関等と連絡を密にして，行方不明者等の情報収集に努める。特に，行方不明者の数については，搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また，行方不明者の搜索に当たっては，各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

[市民，事業所等]

市民，事業所等は，救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに，搜索活動に協力するものとする。

(4) 救出方法

[市，消防機関，県警察等防災機関]

救出に当たっては，救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが，延焼火災が発生し，同時に多数の救出が必要となる場合は，火災現場付近を優先に救出活動を行い，また，延焼火災がなく，同時に多数の救出が必要となる場合は，多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救出活動を行うこととする。

また，生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため，救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等，現場の特性に応じた効果的な救出活動に努める。生命又は身体に対する重大な危険が切迫し，位置情報取得が不可欠であると認められる場合，救助の目的のため，携帯電話事業

者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

(5) 救出用資機材の確保

[市]

救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達することとする。

[県]

必要に応じて、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から機材を借り上げ、市を支援するものとする。

[消防機関，県警察等防災機関]

必要な救出用資機材については、原則として各救助関係機関で調達することとするが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力するものとする。

(6) ペット等動物の保護

[県（保健医療部）]

県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への相談対応等について、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。

また、特定動物の収容は、許可施設と連携をとりながら対応する。

さらに、放浪している家庭動物の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。

[市]

市は、県と連携を図りながら、飼い主とはぐれるなどした放浪動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討を進める。

第2項 資機材動員計画

1 基本方針

市においては、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、県、中国地方整備局、岡山国道事務所、西日本高速道路（株）などの関係機関が相互に補完しあう体制の整備についても検討を進める。

さらに、県、市においては、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

2 対策

[市]

市については、市において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の動員を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

[県]

県においては、被災地域やその程度などを勘案し、県下の備蓄資機材の動員について、最も効果的な方法を検討するとともに、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等の締結を行い、迅速かつ確実な資機材の動員を図る。

また、県下の被害状況によっては、中国地方整備局、岡山国道事務所、西日本高速道路（株）及び自衛隊などとの連携により、相互に資機材の動員を行い、早期の復旧を図る。

第3項 救急・医療計画

第1 医療体制

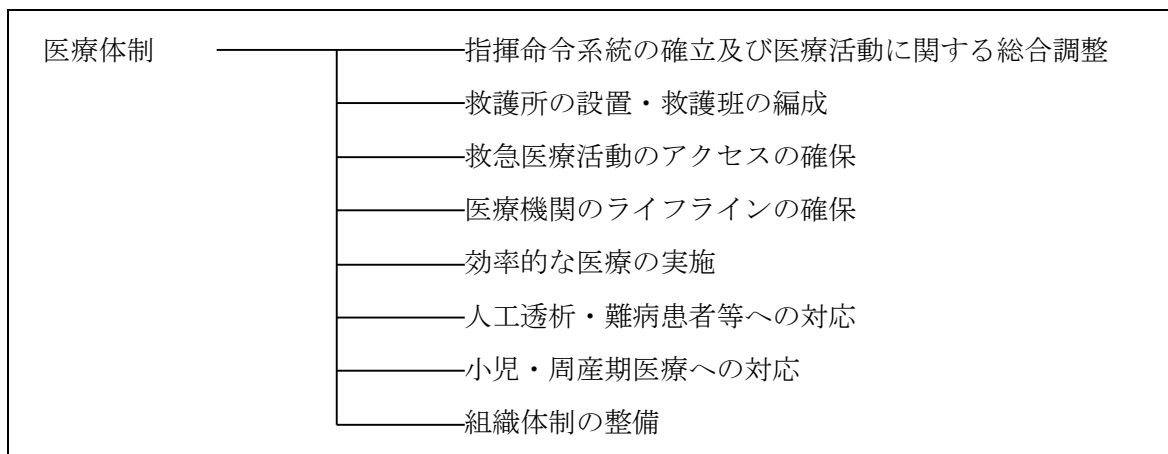
1 基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、そういった医療機関の活動をバックアップするため、災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、保健との連携を図りながら、早期に情報の収集・提供及び医療活動の総合調整等を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

2 対策

●対策の体系



(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

[市及び消防機関]

市及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

- ア 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請

[県]

県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、県本部の下に、県災害保健医療福祉調整本部をできるだけ速やかに設置し、保健との連携を図りながら、医療活動に関する調整を行う。

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、

日本薬剤師会，日本看護協会，日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T），日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T），民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て，指定避難所等，救護所も含め，被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし，その調整に当たり，災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは，県に対して適宜助言及び支援を行う。その際，県は，医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう，被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

また，県は，D M A T等及びドクターヘリに関する派遣の調整により，医療活動の総合調整を行う。その際，災害医療コーディネーター，災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは，県に対して適宜助言及び支援を行う。

医療における県災害保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。

- ア 保健医療活動チームの派遣調整
- イ 保健医療情報の収集，整理，分析及び提供
- ウ 傷病者等の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- エ 医薬品等の供給に関する総合調整
- オ 医療ボランティアの統括

さらに，災害急性期にD M A Tの派遣を要請した場合及びD P A Tの受入・派遣を決定した場合等において，県災害保健医療福祉調整本部の下に，D M A T県調整本部及びD P A T県調整本部を必要に応じて設置し，D M A T及びD P A T活動の調整を行う。

また，県災害保健医療福祉調整本部の下に，地域災害保健医療福祉調整本部を設置し，保健との連携を図りながら，管内の医療活動に関する総合調整を行う。地域災害保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。

- ア 保健医療活動チームの派遣調整
- イ 保健医療情報の収集，整理，分析及び提供
- ウ 傷病者等の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- エ 医薬品等の供給に関する総合調整
- オ 医療ボランティアの統括

（2）救護所の設置・救護班の編成

[市]

市は，傷病者の発生状況を把握し，指定避難所等に救護所を設置する。

また，必要に応じて，地域災害保健医療福祉調整本部に対して救護班の派遣を要請する。

[消防機関]

消防機関は，傷病者の発生状況等により，必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してD M A Tの派遣を要請する。

[県]

県は，県災害保健医療福祉調整本部において，市，消防機関からの派遣要請又は自らの判

断に基づき、次により救護班を速やかに派遣する。

また、避難所の設置が長期と見込まれる場合は、必要に応じて避難所救護センターを設置し、精神科、歯科を加える等避難者の状況に応じた医療活動を行う。

ア 県災害保健医療福祉調整本部は、次により救護班の派遣を行う。

- ・日本赤十字社岡山県支部，岡山県医師会，災害拠点病院，岡山県看護協会への要請
- ・中四国8県，他都道府県，国（厚生労働省），自衛隊への要請
- ・医療ボランティア

イ 地域災害保健医療福祉調整本部は、県災害保健医療福祉調整本部，地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。

[県医師会]

県医師会は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

[DMAT指定機関]

DMAT指定機関は、県との協定に基づくDMATの派遣等を行う。

[DPAT構成員所属機関]

DPAT構成員が所属する機関は、県との協定等に基づき、DPAT構成員をDPAT業務に従事させる。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

[公益社団法人岡山県看護協会]

岡山県看護協会は、県との協定に基づく災害支援ナースの派遣等を行う。

[医療機関]

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、概ね次により救護班を編成し、医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。

- ア 医師，看護師，連絡要員等
- イ 関係医療用資機材一式
- ウ 救急自動車
- エ 通信連絡手段の携行

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

[県]

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、国・県・市の道路管理者及び県警察等と連携のうえ、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は公用車等の手配を行う。

また、県本部においては、機動力のあるヘリコプターや大量輸送が可能な船舶の活用を検討

し、ヘリコプターによる空輸について自衛隊又は協定に基づく他府県、民間航空事業者等に、海上輸送について海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。

(4) 医療機関のライフラインの確保

[市]

市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

[県]

県は、市からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。

[医療機関]

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替を行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

(5) 効率的な医療の実施

[医療機関]

医療機関は、あらかじめ策定したBCPやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

- ア 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。
- イ 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。
- ウ 被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。
- エ 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

なお、医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

ア 救護所

(ア) 患者の応急処置

(イ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

イ 病院・診療所

(ア) 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）

(イ) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請

(ウ) 被災地への救護班の出動

(エ) 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらにその旨をBCPに記載する。

ウ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院，地域災害拠点病院）

(ア) 上記イの病院の役割

(イ) 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話，無線等により，重症患者の被災地外への早期転送（ヘリ搬送を含む）を行う。

なお，隣接する災害拠点病院は，その機能を相互に補完して対応するものとする。

(6) 人工透析・難病患者等への対応

[県及び市]

県及び市は，広域災害救急医療情報システムの活用等により，患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに，水，医薬品等の確保については，水道事業者，医薬品卸業者等に対して，医療機関への優先的な供給を要請する。

(7) 小児・周産期助産医療への対応

[県及び市]

県及び市は，広域災害救急医療情報システムの活用等により，的確な医療情報の収集・提供を行う。

第2 医薬品等の供給

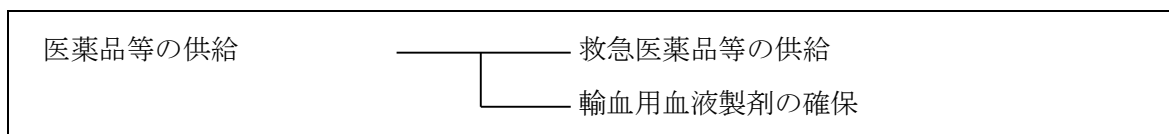
1 基本方針

救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給するものとする。

医療用血液については備蓄が困難なため，的確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備する。

2 対策

●対策の体系



(1) 救急医薬品等の供給

[県]

県災害保健医療福祉調整本部は，必要となる医薬品等の供給に支障をきたさないよう，県内の医薬品等の需給状況を把握するとともに，必要に応じ医療機関等の要請に基づき，医薬品卸売業者及び薬剤師会備蓄センター等に医薬品等の輸送を要請し供給する。

また，県災害保健医療福祉調整本部は，県内で医薬品等の不足が生じることが予想される

場合は、速やかに中国4県及び厚生労働省に支援要請する。他の都道府県等から輸送された医薬品等は、県薬剤師会・県病院薬剤師会の協力のもとに、仕分け・管理を行い供給する。

地域災害保健医療福祉調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療福祉調整本部に医薬品等の調達を要請する。

災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部に対して、適宜助言及び支援を行う。

[医薬品等備蓄施設]

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療福祉調整本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。

[医療機関等]

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

(2) 輸血用血液製剤の確保

[県（保健医療部）、市、赤十字血液センター]

県、市及び県赤十字血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。

[岡山県赤十字血液センター]

岡山県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、県、市、県医師会及び県病院協会等との通信手段の確保に努め、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。また、岡山県赤十字血液センターは、必要に応じ中四国ブロック血液センターと連絡を取り円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。その際、輸血用血液製剤緊急輸送車両の確保等のため、県及び市との連携に努める。

さらに、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

[県（保健医療部）]

県は、的確な情報収集に努め、市及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な血液の確保・供給に努める。また、県は、広域的な需給調整を行う際など、県赤十字血液センターの取組を支援する。

[医療機関]

医療機関は、岡山県赤十字血液センター等に連絡し、血液の確保に努める。

第3 傷病者搬送

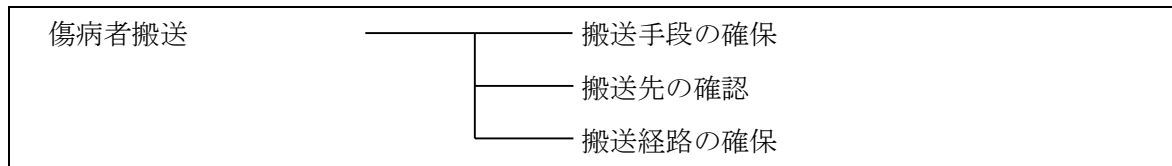
1 基本方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況あるいは道路の損壊状況等の情報を踏

まえたうえで、迅速かつ的確に行うこととする。

2 対策

●対策の体系



(1) 搬送手段の確保

[市]

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部あるいは消防機関から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

[県]

県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請することとする。

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合などは、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。また、状況により他県のヘリコプターの支援を要請し、迅速な搬送の実現に努める。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、所有の救急自動車により傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて、日本赤十字社本社等に航空機の派遣を要請する。

[消防機関]

傷病者の搬送は、原則として消防機関で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、市及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請することとする。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

[医療機関]

医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療福祉調整本部に調整を要請する。

(2) 搬送先の確認

[県]

県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、医療従事者、警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。

[消防機関]

消防機関は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

[国，県，市等道路管理者]

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合、国，県，市等は所管する道路の啓開を迅速に行うこととする。

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動を行う。

[県公安委員会，県警察]

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県警察は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。

第4項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 基本方針

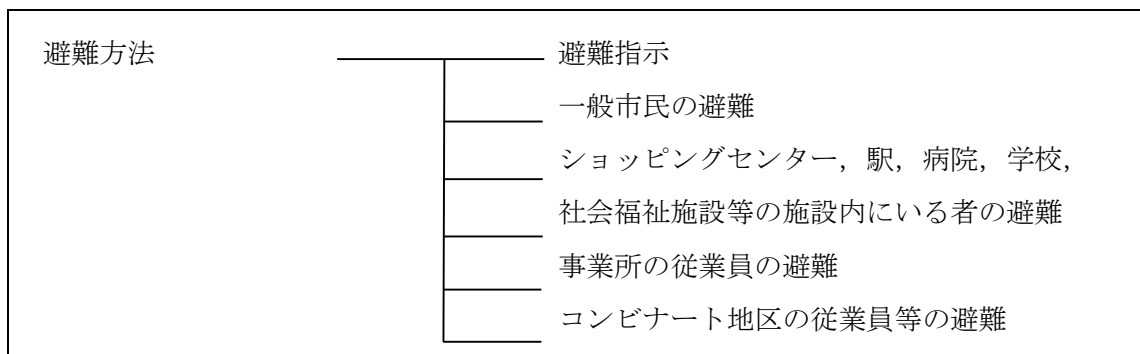
避難は、地域住民が自主的に、又は指示に基づいて行うが、要配慮者にあつては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。

指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講ずる。

また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

2 対策

●対策の体系



(1) 避難指示

[市]

ア 指示の基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の市民等に対し避難の指示をする。

なお、市長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ・避難指示の理由
- ・避難の指示が出された地域名
- ・避難経路及び避難先
- ・避難行動における注意事項

ウ 指示の伝達方法

避難の指示を発令したときは、市長は直ちに指示が出された地域の市民に対して、サイレン、放送、広報車等により、伝達するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

エ 避難指示の解除

市は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

[県（危機管理課）]

知事は、県内の災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を行う。また、報道機関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って住民に呼びかけを行う。

[県警察・海上保安部]

警察官又は海上保安官は、市長の指示による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示した旨を市長に通知する。

(2) 避難誘導及び一般市民の避難

[市]

市は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

また、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで

避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難所等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。さらに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める

市は、住民に感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

[県]

県は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

[地域住民]

地域住民は、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、町内会ごと等の集団で避難を行うよう努める。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員、海上保安官（海上に限る）等に連絡する等必要な措置を講ずる。

(3) ショッピングセンター、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

ショッピングセンター等の管理者は、当該施設内にいる者について、事前に作成している避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者や行方不明者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

(4) 事業所の従業員の避難

災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めるとともに、地域に発生した災害の拡大防止活動に協力する。

(5) コンビナート地区の従業員等の避難

石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する特別防災区域内の従業員等の避難は、事業所の防災規定の定めるところによるものとするが、区域内の避難所への避難が困難な場合は、「第2 避難所の設置」で規定する避難所に避難する。

指示の基準

実施者	実施の基準	根拠法
市長	災害時、市民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、必要と認める地域の市民等に対し避難の指示をする。 これらの場合、市長は、直ちに知事（県本部長）に報告する。	災害対策基本法第60条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条
警察官 又は 海上保安官	市長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。 この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示した旨を市長に通知する。	災害対策基本法第61条
知事又は その命を受けた職員	著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の市民に対し、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫しているものに対し、避難の措置を講ずる。	自衛隊法第94条
水防管理者 (市長)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の市民に対し、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第29条
県知事による 措置の代行	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難の指示の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第60条第5項

第2 指定避難所の設置

1 基本方針

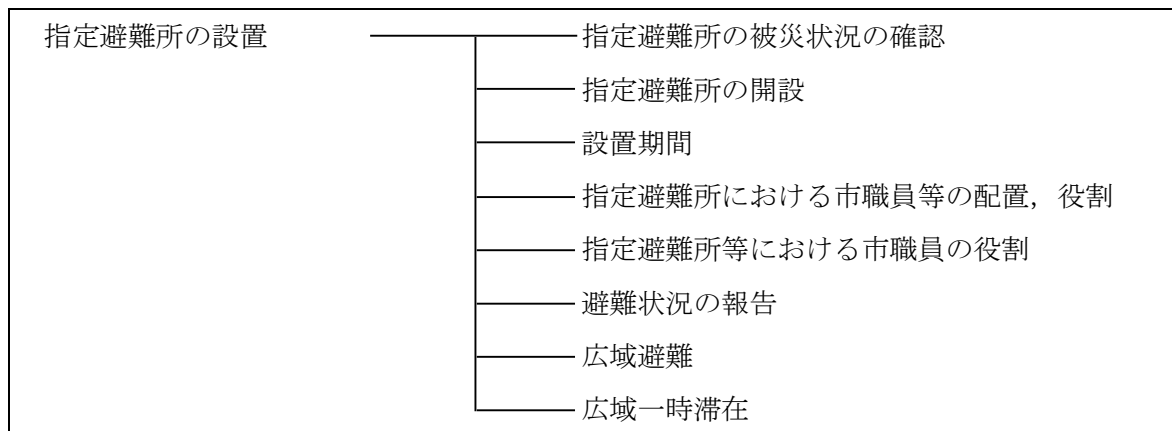
地震が発生し、市民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した避難所の開設が困難な場合も考えられるため、避難所の被災状況確認、避難所開設及び市民への周知等を速やかに行う。

また、指定避難所の収容力の不足が想定される地域において、指定避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。さらに、災害の規模等によっては、市の区域外へ

の広域避難又は広域一時滞在が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく。

2 対策

●対策の体系



(1) 指定避難所の被災状況の確認

地震発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行うこととする。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じてあらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市は、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

避難所の開設は、災害救助法適用時においても、その実施について知事から市長に委任される場合がある。

(3) 設置期間

災害救助法及び同法施行令による救助の期間は、地震発生の日から7日以内とする。

ただし、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、やむを得ない場合は、知事は、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。

(4) 指定避難所における市職員等の配置、役割

ア 指定避難所への市職員等の配置

市が設定した指定避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（うち1名を責任者として避難所班長が指名）を配置する。

イ 指定避難所内事務所の開設

避難所責任者は、避難住民の収容を終えた後、指定避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお指定避難所開設以降は事務所には要員を常時配置しておく。

(5) 指定避難所等における市職員の役割

ア 市職員

指定避難所に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

(ア) 被災者の収容

(イ) 被災者に対する食料、飲料水の配給

(ウ) 被災者に対する生活必需品の供給

(エ) 負傷者に対する医療救護

イ 指定避難所の所有者又は管理者

市が設定した指定避難所を所有し又は管理する者は、指定避難所の開設及び避難した市民に対する応急の救護に協力する。

(6) 避難状況の報告

市本部は、指定避難所を開設した場合、速やかに市民に周知するとともに、県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

ア 避難所開設の日時、場所、施設名

イ 収容状況及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県に依頼する。

(7) 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

(8) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第3 避難所の運営体制

1 基本方針

避難所生活では対応すべき事柄が多岐に渡ることから、市は指定避難所の運営は自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。

指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに保健師等による巡回相談等も行う。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用病候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織の3者で協議していく。

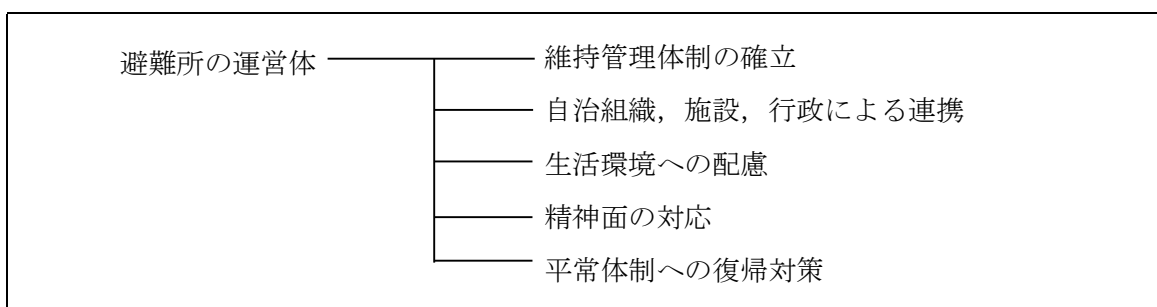
なお、県及び市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に

じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

2 対策

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

●対策の体系



(1) 維持管理体制の確立

市はマニュアルに基づき指定避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。当該職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築する。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、指定避難所の運営に当たっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

① 運営上の留意点

ア 避難者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする被災者について移送などの措置をとる。

イ 収容者に対し、避難指示の内容や理由、気象、被害状況、救助活動などを説明し、収容者の安心に努める。

ウ 収容者の健康維持や生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に配慮する。

エ 収容者のニーズの把握，調整を行う。特に，高齢者や障がいのある人等災害弱者のニーズには十分配慮する。

オ 自主防災組織及びボランティア団体等は，避難所の運営に関して市に協力するとともに，役割分担を明確にし自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努める。

カ 避難所の安全確保と社会秩序維持のため，必要により警察官を配置する。

② 運営の手順

ア 避難者名簿の作成

避難者名簿は，避難所運営のための基礎資料となる。

避難所責任者は，避難所を開設し，避難した市民等の受入れを行った際には，まず避難者名簿を配り，避難した市民等に対して，各世帯単位に記入するよう指示する。

避難者収容記録簿は，集まった避難者名簿を基にして，できる限り早い時期に作成し，事務所内に保管するとともに市本部へ報告する。

イ 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りは，可能な限り地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は，適当な人員（20人程度をめどとする。）で編成し，居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して，以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

居住区域の代表者（班長）の役割は次のとおりとする。

- (ア) 市（市本部）からの指示，伝達事項の周知
- (イ) 避難者数，給食数，その他物資の必要数の把握と報告
- (ウ) 物資の配布活動等の補助
- (エ) 居住区域の避難者の要望，苦情等の取りまとめ
- (オ) 消毒活動等への協力
- (カ) 施設の保全管理

ウ 食料，生活必需品の請求，受取，配給

避難所責任者は，避難所全体で集約された食料，生活必需品，その他物資の必要数について，避難所班長に報告し，救援物資班長へ調達を要請する。

また，到着した食料や物資を受け取ったときは，物品受払簿に記入のうえ，各居住区域ごとに配給を行う。

エ 避難者の市外への移送

市本部長は，被害が甚大なため，市の避難所に避難者を収容できないと認められる場合には，県知事に対して，避難者の受入れが可能な他市町村又は隣接県への移送を要請する。

(2) 自治組織，施設，行政による連携

指定避難所運営上の諸課題に対応するため，避難者自治組織，維持管理責任者，施設管理者は定期的な協議の場を設けるものとする。

(3) 生活環境への配慮

指定避難所の運営に当たっては，避難者の生活環境を確保するため，次のような措置を講ずる。

- ・ 避難所開設当初から状況に応じて，プライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること，栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように，炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所，調理器具や食料を確保することに努めるとともに，快適なトイレの設置状況，し尿処理状況，健康のための入浴施設の設置状況の把握に努め，必要な対策を講ずる。また，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，ごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，洗濯等の生活に必要な水の確保，福祉的な支援の実施など，必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 市は，指定避難所における感染症対策のため，避難者の健康管理や避難所の衛生管理，十分な避難スペースの確保，適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 市は，被災地において感染症の発生，拡大がみられる場合は，防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して，感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。また，自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し，保健福祉担当部局は，防災担当部局に対し，避難所の運営に必要な情報を共有する。
- ・ 市は，それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供する。
- ・ 指定避難所等の運営における意思決定の場への女性や子育て家庭の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に，男女別の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品，女性用下着の女性による配布，男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保，キッズスペースや学習スペースの設置など，性別や子育て家庭，子ども・若者のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- ・ 市は，指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため，女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する，トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する，照明を増設する，性暴力・DVにつ

いての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- ・ 被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。
- ・ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ・ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ・ 市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。
- ・ 市は在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- ・ 市は車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難者の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮を求める。

(4) 精神面の対応

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

また、県の構築する相談支援体制を活用し、また、学校を避難所とする場合には担当の医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートする。

(5) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

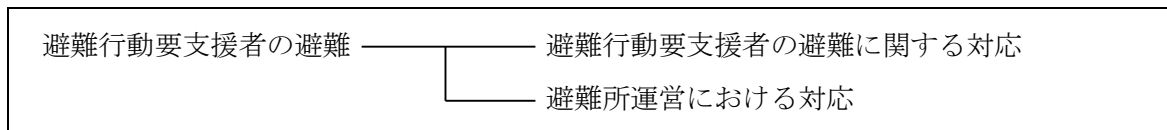
第4 避難行動要支援者の避難

1 基本方針

避難行動要支援者の避難については、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等の協力を得ながら、また、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努め、円滑に行われるように対応する。

2 対策

●対策の体系



(1) 避難行動要支援者の避難に関する対応

在宅の避難行動要支援者については、平時から在宅福祉サービス等を利用している要配慮者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。このため、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等の協力を得ながら、支援に当たる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、支援を迅速に実施する。

- ア 在宅サービス利用者
- イ 一人暮らし高齢者
- ウ 高齢者世帯
- エ 障がいのある人
- オ 難病患者
- カ 外国人住民

等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

避難行動要支援者を発見した場合には、

- ア 一時避難場所等への移動
- イ 社会福祉施設への緊急入所

などの措置をとる。

特に、在宅の障がいのある人については、平時からその実態把握に努めるとともに、住所地別、障がい種別ごとに名簿を整備しておく。

(2) 避難所運営における対応

避難所の運営において、避難行動要支援者に対し次の措置を行うよう指示する。

- ア 担当職員、保健師、民生委員・児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。

- イ 避難者の障がいや身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設へ速やかに移送する。
- ウ 高齢者、重度心身障がいのある人、乳幼児等に配慮した食料や衛生用品等を供給する。
- エ 避難者の障がいや身体の状態等に応じた各種ヘルパー、手話通訳者等を派遣する。なお、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。
- オ 男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第5項 道路啓開

1 基本方針

地震発生直後の緊急活動を行うために必要である道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議のうえで、あらかじめ市防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

2 対策

●対策の体系



(1) 緊急輸送道路の選定基準

[国・県・市・西日本高速道路株式会社]

ア 選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

- (ア) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等で震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- (イ) 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
- (ウ) 県本庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市町村役場を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
- (エ) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港・港湾等）を結ぶ道路であること。
- (オ) 主要公共施設（病院、血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。
- (カ) 道路幅員は、原則として二車線以上であること。

イ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の3つに区分する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、備中県民局所在地の市、重要港湾、空港及び広域的物流拠点等を連絡する道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、重要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署等）を連絡する道路

(ウ) 第3次緊急輸送道路

その他の道路

(2) 緊急輸送道路の指定

[国，県，市，西日本高速道路株式会社]

県及び市は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路（株）、県警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議のうえ、それぞれが管理する幹線道路を中心として、(1)に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3) 緊急輸送道路の啓開

[国，県，市，西日本高速道路株式会社，県警察]

ア 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路（株）及び本州四国連絡高速道路（株）において構成する「岡山県道路情報連絡会」を活用し、国及び関係機関との情報共有を図る。

ウ 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

エ 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、状況に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て必要な措置をとる。

第6項 交通の確保計画

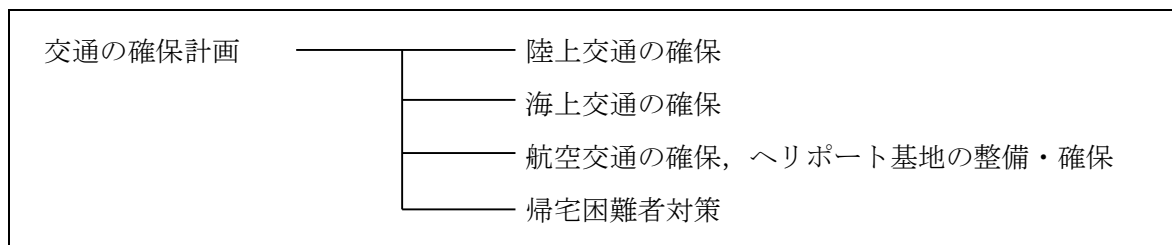
1 基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、市民に対する災害発生時の対応について啓発を行う。

2 対策

●対策の体系



(1) 陸上交通の確保

[県, 県公安委員会]

緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平時の緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出により、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

[県公安委員会, 県警察]

ア 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

(ア) 緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。

(イ) 緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。また、道路上に障害物がある場合は、道路管理者・重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

(ウ) 警察災害派遣隊等の支援が必要な場合は、派遣を要請する。

(エ) 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

イ 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認

緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出制度について周知及び適正な運

用を図るとともに、災害時における届出確認事務の迅速、適正な処理に努める。

ウ 交通広報

(ア) 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、交通情報板等を活用するとともに日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。

(イ) 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用してドライバーに対する現場広報を実施する。

(ウ) 市民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

[県, 県警察]

ア 交通整理要員及び関係資機材の確保

県, 県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘導資機材の確保等、必要な措置を講ずる。

イ 県警察は、道路交通機能の確保のため主要交差点への交通信号機用非常電源装置の設置など信号機滅灯対策を推進する。

[県, 市]

救援物資搬送車両の方法・制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい）するとともに、被災地域には小型貨物により効果的な搬送を行う。

[道路管理者等]

ア 管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

イ 道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

ウ 応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

オ 知事は、エの措置に関し、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

[自衛隊及び消防本部]

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

[鉄道事業者]

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の避難等を行うとともに応急復旧に努める。独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

[市民等]

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動して置くこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

イ 避難のために車両を使用しない。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

(2) 海上交通の確保

[海上保安部]

水島海上保安部及び福山海上保安署は、航路標識の破損、水路水深の異常等が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに、関係機関へ通報し、関係者への周知に努める。

また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要に応じ、船舶交通を規制又は禁止する。

[県]

県は、海上保安部等の関係機関と連携をとり、県内の海上交通確保に必要な輸送路の選定等の調整を行う。

また、市又は港湾及び漁港の管理者から、油等の流出による海上災害への対応、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。

[港湾及び漁港の管理者]

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾・漁港について障害物の除去、応急修理等の輸送確保のための応急措置を講ずる。

(3) 航空交通の確保、ヘリポート基地の整備・確保

[県、市、防災関係機関等]

県・市・防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

また、孤立地区対策のため、ヘリポート適地の確保について研究を行う。

(4) 帰宅困難者対策

[県、市、防災関係機関等]

県、市、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要がある。そのため、公共交通機関が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導體制の整備を促すとともに、必要に応じ、駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。さらに、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し平時から協力を要請しておく。

また、学校等においては、保護者への児童生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。

第7項 消火活動に関する計画

1 基本方針

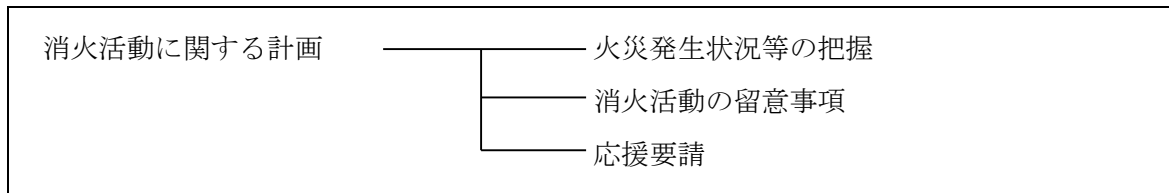
地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

消防本部は、津波警報下での安全・適格な消防活動の実施のため、県や市の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

2 対策

第1 消火活動に関する計画

●対策の体系



(1) 火災発生状況等の把握

市長又は消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織等の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

市長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- イ 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。
- ウ 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- オ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- カ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携を図る。
- キ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え自主防災組織等と連携のうえ、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合には、次により応援要請を行う。

[市長等]

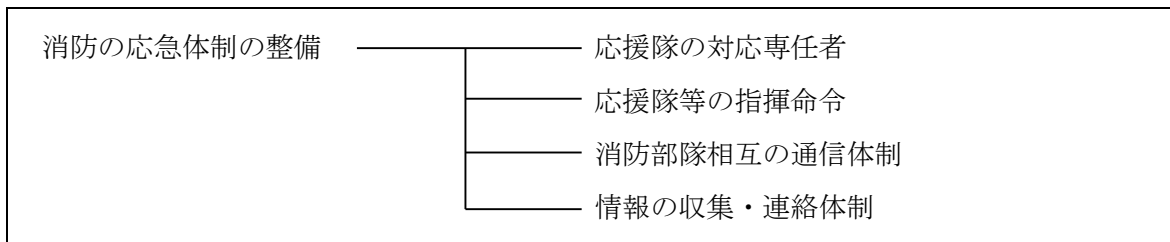
市長等は、岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

[県知事]

知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請する。

第2 消防の応急体制の整備

●対策の体系



(1) 応援隊の対応専任者

ア 応援隊の受入れにつき、県本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。

イ 専任者の任務についてはおおむね次のとおり。

(ア) 緊急消防援助隊等の対応

(イ) 応援ルート及び集結場所の選定

(ウ) 応援隊に関する各種連絡

(2) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、市長又は消防長がとる。

(3) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における活動波、主運用波及び統制波の使用周波数の運用を定める。

(4) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第8項 水防活動に関する計画

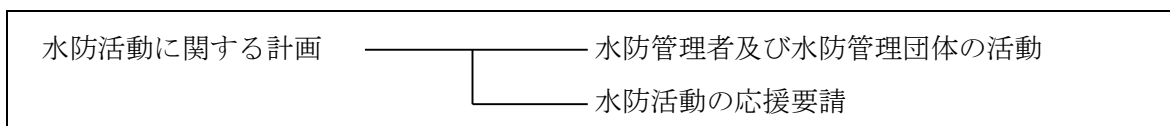
1 基本方針

地震による津波及び洪水に対する水防活動は、次のとおりとする。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画書の定めるところによる。

2 対策

●対策の体系



(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難のため立退きを指示することができる。

なお、立退きの指示を行った旨を警察署長に通知する。

イ 水防管理者、水防団長又は消防長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

ウ 河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

(2) 水防活動の応援要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

第9項 危険物施設等の応急対策計画

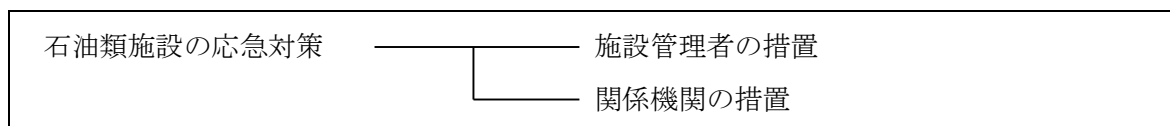
1 基本方針

地震により危険物施設が損壊あるいは火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、防災関係機関の予備施設管理者において応急的保安措置を講ずる。

2 対策

第1 石油類施設の応急対策

●対策の対応



(1) 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講ずる。

イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

ウ 県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

[県]

ア 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

イ 化学消火薬剤等の必要な資機材を確保する措置をする。

[県警察]

ア 被災者等の救出救助を行う。

イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

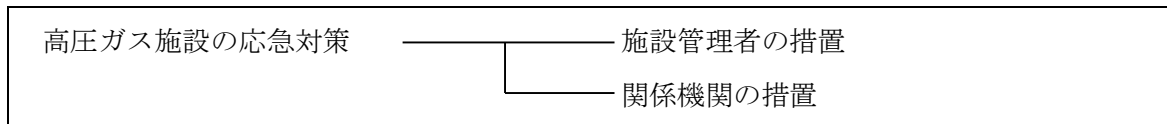
ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

[市・消防機関]

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。
- イ 警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第2 高圧ガス施設の応急対策

●対策の体系



(1) 施設管理者の措置

- ア 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置をする。
- イ 県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

[県]

- ア 施設管理者に対し、高圧ガス製造施設の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。
 - イ 施設管理者に対し、製造等を一時禁止し、又は制限する。
 - ウ 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。
- ※ア及びイは、コンビナート等保安規則に関する部分に限る。

[県警察]

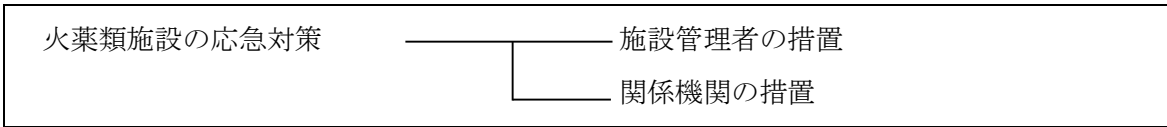
- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
- ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

[市・消防機関]

- ア 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く。）に対し高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。
- イ 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く。）に対し製造、移動等を一時禁止し制限する。
- ウ 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。
- エ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- オ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第3 火薬類施設の応急対策

●対策の体系



(1) 施設管理者の措置

- ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、かつ見張人をつける。
- イ 火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口を密閉し防火の措置を講ずる。
- ウ 県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

[県]

- ア 施設管理者に対し、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命令する。
- イ 施設管理者に対し、製造、移動等を一時禁止し、又は制限する。

[県警察]

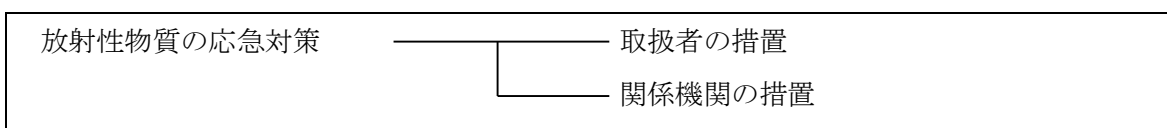
- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
- ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

[市、消防機関]

- ア 施設管理者に対し、危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。
- イ 警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第4 放射性物質の応急対策

●対策の体系



(1) 取扱者の措置

- ア 事故の状況により、原子力規制委員会及び消防庁並びに県内関係機関へ通報する。
- イ 次の応急措置を実施する。
 - (ア) 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
 - (イ) 消火及び当該放射性物質への延焼防止
 - (ウ) 放射性物質の安全な場所への移動
 - (エ) 立入制限区域の設定及び立入制限
 - (オ) 汚染の拡大防止及び除染
 - (カ) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

(2) 関係機関の措置

[県]

- ア 取扱責任者等に必要な措置を通知し、他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。
- イ 国の関係省庁等へ防災活動の要員及び資機材の応援を要請する。

[県警察]

- ア 放射性物質事故情報の収集とその活用
- イ 被災者等の救出救助及び屋内待避の措置
- ウ 被災地域住民の避難等広報及び避難誘導
- エ 警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置
- オ 迂回路の設定等に必要な交通規制

[市, 消防機関]

- ア 事故の状況により次の応急措置を実施する。
 - (ア) 消火及び当該放射性物質への延焼防止
 - (イ) 警戒区域の設定による立入制限
 - (ウ) 避難若しくは避難の勧告、指示等
 - (エ) 汚染の拡大防止及び除染
 - (オ) 医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
 - (カ) 地域住民等に対する広報

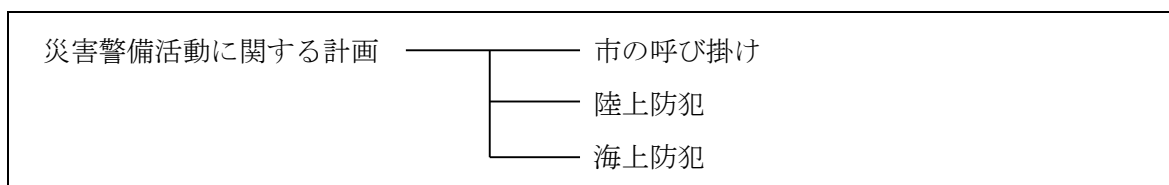
第10項 災害警備活動に関する計画

1 基本方針

被災地域においては、社会的な混乱や人心の動揺等により不測の事態が生じるおそれがあるので、社会秩序を維持するため必要な措置を図る。

2 対策

●対策の体系



(1) 市の呼び掛け

市長は、市民がとるべき下記事項の呼び掛けを行う。

- ア 地域のパトロール
- イ 不法行為者の通報

ウ 県警察等関係機関への協力

(2) 陸上防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置をとる。

- ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒
- イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- ウ 被災地に限らず災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する情報提供
- オ 必要な地域への移動交番の設置
- カ 鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導
- キ その他治安維持に必要な措置

(3) 海上防犯

水島海上保安部及び福山海上保安署は、巡視船艇を配備し、周辺海域における犯罪の予防、取締り、その他治安維持に関する業務に当たる。

第11項 緊急輸送計画

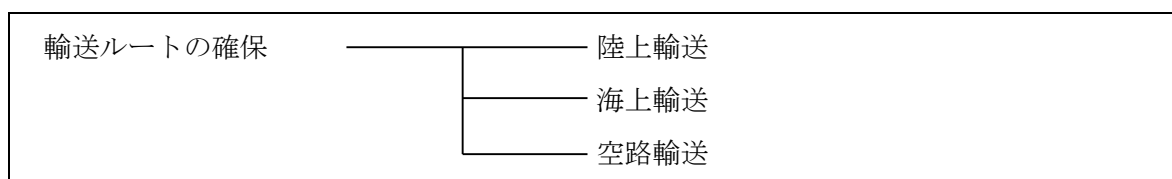
1 基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講ずる。また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

2 対策

第1 輸送ルートの確保

●対策の体系



(1) 陸上輸送

[道路管理者等]

- ア 各道路管理者は高速道路、国道、県道、市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い緊急車両の通行の確保を図る。
- イ 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て早急を実施する。
- ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者が

いない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

[県警察]

ア 県警察は、被災地直近はもとより広範囲な交通規制を行い、必要に応じ、隣県警察の協力を得る。

イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等

(ア) 知事と県公安委員会は、緊急通行車両の確認事務の調整を図り、標証等を確保しておく。

(イ) 県公安委員会は、平時から緊急通行車両の確認及び事前届出制度による規制除外車両の審査を行う。

ウ 道路管理者等に対する放置車両等の移動等の要請

緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 海上輸送

陸上の状況によっては海上輸送が有効になる場合があり、適切な運航を図る必要がある。

[港湾等の管理者]

港湾等の管理者は、港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧等を行う。

[県]

県有船舶を活用した輸送措置を図る。

[市]

市は、旅客船及び貨物船事業者の協力を得て輸送する措置を図る。

(3) 空路輸送

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要がある。

[県]

岡山空港及び岡南飛行場の利用に備え航空管制等の必要な調整を図る。

[市]

ヘリコプター基地の確保を図る。

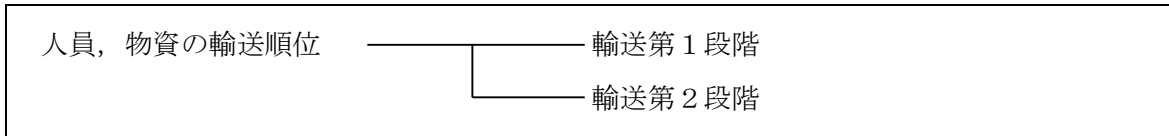
第2 災害対策本部の輸送ルート調整

(1) 県及び市本部は、輸送ルートに関する情報を収集し適切な輸送ルートを判断のうえ、防災関係機関等に情報提供又は指示をする。

(2) 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等にも関連するので、その情報は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。

第3 人員，物資の輸送順位

●対策の体系



(1) 輸送第1段階

交通規制の地点においては，一般車両の被災地への進入を抑制をするなど緊急通行車両を優先させ，輸送の円滑化を図る。輸送第1段階では，特に次の輸送に配慮するものとする。

- (ア) 人命の救助等に要する人員，物資
- (イ) 応急対策に必要な人員，資材

(2) 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して必要な車両の通行措置を図る。

- (ア) 物資（食料，飲料水，衣服，寝具等）
- (イ) 応急復旧等に必要な人員，物資

第12項 物資等の受入，集積，搬送，配分計画

1 基本方針

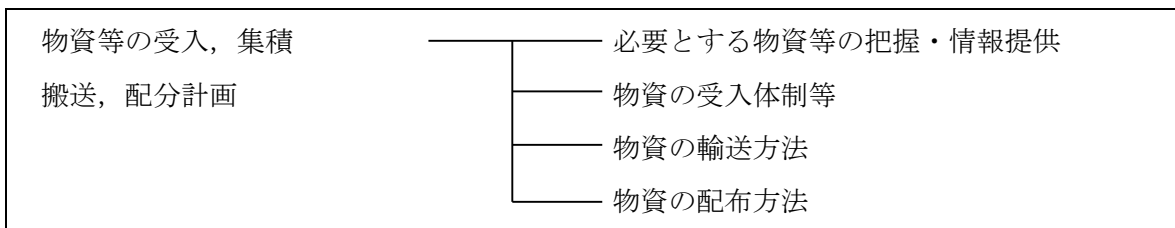
被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意する。また，避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ，夏季には冷房器具，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮する。

物資の受入地は被災地外に設け，そこで仕分け等をした後，必要に応じて市内へ搬送することとし，受入地での受入・仕分等の作業及び受入地から市内の集積場所までの搬送については県で対応し，当該集積場所からの作業については，市で対応する。

搬送には，陸海空のルートを検討することとし，特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

2 対策

●対策の体系



(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

[市]

指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資あるいは自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。また、指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、市で調整のうえ、県に報告し、物資の有効活用を図る。

[県]

県は、国の新物資システム（B-PLo）を活用するなどにより、被災市町村の情報を速やかに把握し、県内で調達できない物資の種類及び数量並びに県内の受入地を国に連絡し、調達を要請する。

また、県は、被災市町村における備蓄物資等が不足する場合、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

[地域]

避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡する。

なお、避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡する。

(2) 物資の受入体制等

[市]

市は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の地域内輸送拠点を指定しておく。

また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく。

なお、管内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、地域内輸送拠点を確保する。指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を配送する。

[県]

物資の受入拠点（広域物資輸送拠点）は次のとおりとし、当該拠点が被災するなど、使用が困難となった場合には、代替拠点のうちから被災地域の状況（被災状況、道路の啓開状況、市町村の受入拠点の状況、物資の流通状況など）に応じ、効率的な支援が可能となる場所を県が

指定する。

広域物資輸送拠点：岡山県総合展示場コンベックス岡山，岡山空港貨物ターミナルビル第2棟

代替拠点：物資の保管等に関する協定に基づく民間物流倉庫

指定した受入地には，職員を配置し，物資の受入作業及び品目ごとに数十人分単位での仕分け作業を行い，順次集積場所へ搬送する。配送作業の円滑化のため，必要に応じて県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送方法

[市]

道路・橋梁等の被害状況等に基づき，集積場所及び輸送ルートを設定し，県に図面等により報告する。

なお，ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図ることとし，その離着陸場の設置に当たっては，マニュアルに従い安全面での支障がないようにする。

集積場所から指定避難所への輸送については，笠岡運送事業協同組合等に協力を要請するとともに，公用車，バイク等の輸送手段の確保に努める。また，海上輸送拠点については次のとおりとする。

海上輸送拠点：伏越港

[県]

受入地から集積場所への道路を緊急交通路として指定を受けられるよう事前に手続をしておき，災害発生時は迅速に緊急交通路の指定を受けて一般車両の通行を規制する。輸送に当たっては，県トラック協会に協力を要請するとともに，必要な場合は，公用車によっても対応する。

陸上ルートが遮断された場合等にあつては，海上ルートやヘリコプターの利用等による輸送を検討することとし，海上保安部，漁業関係者，海運事業者及び自衛隊への協力要請，民間航空事業者との協定等により輸送体制を確保する。

また，海上輸送拠点及び航空搬送拠点は次のとおりとする。

海上輸送拠点：水島港，岡山港，宇野港

航空搬送拠点：岡山空港，岡南飛行場

(4) 物資の配布方法

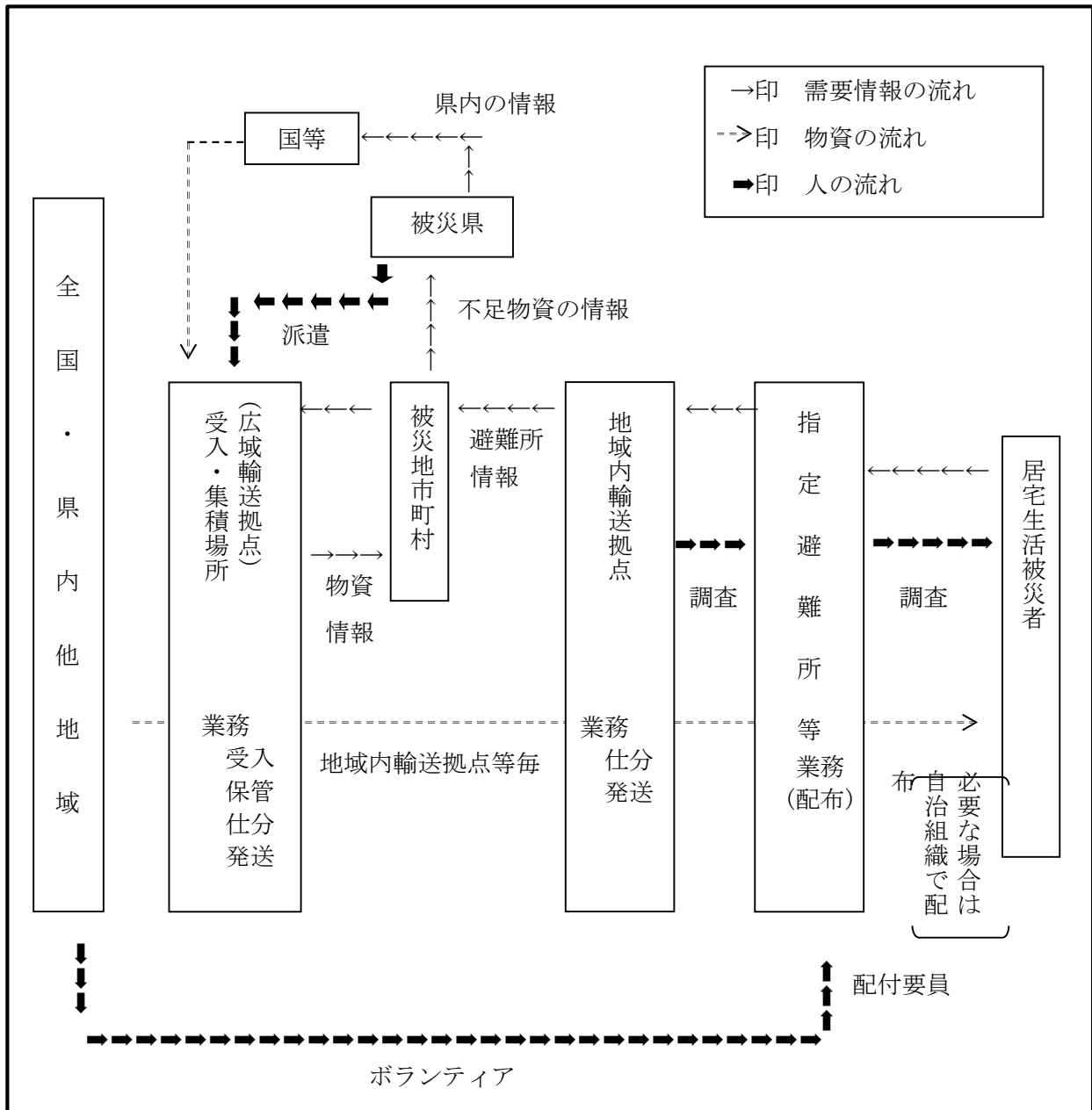
[市]

指定避難所へ搬送された物資は，各指定避難所の維持管理責任者の指示により，各自治組織を通じて配布する。なお，配布に当たっては，要配慮者を優先する。

また，積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等，自宅等指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め，広報車や地域組織を通じる等により，物資を指定避難所に取りに来るように情報伝達し，配布するとともに，指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては，地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

[地域]

指定避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、物資を届ける等の支援を行う。物資等のルート



第13項 ボランティアの受入，活用計画

1 基本方針

災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。県、市町村及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティ

アの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。

2 対策

[市]

市本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

[県]

県本部に総合ボランティア班を設け、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、市、市社会福祉協議会、災害中間支援組織及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等情報を交換しながら生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は募集したボランティアにより、被災者の支援活動を行う。

なお、ボランティアの募集・受付及び派遣に当たっては、県本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行うものとする。

[社会福祉協議会]

県・市社会福祉協議会は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

- ① 県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設

置し、次の業務を行う。

- ア ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- イ 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
- ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他府県社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- エ 県本部や市本部との連絡調整
- オ その他県災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること。

② 市の社会福祉協議会は市災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ ボランティアの受付及び登録
- ウ ボランティアのコーディネート
- エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- カ ボランティア活動の拠点等の提供
- キ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

③ 被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

[災害中間支援組織]

災害中間支援組織は、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

[専門分野のボランティアの受入及び派遣の調整]

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入・派遣に係る調整等を行う。

[ボランティアの健康に関する配慮]

- ① 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

- ② 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。
- ③ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

3 その他

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3節 民生安定活動

第1項 要配慮者支援計画

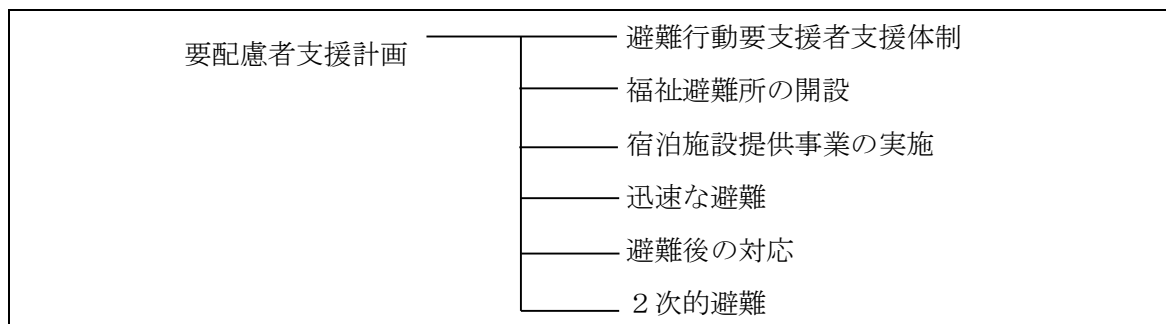
1 基本方針

被災後は、全ての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。

県及び市は、要配慮者の特性に応じた自家発電のできる避難先及び福祉避難所を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるような支援をすることとする。

2 対策

●対策の体系



(1) 避難行動要支援者体制

[市]

市は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援を行うチームを組織し、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

[県]

県は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援班を組織し、市の応援要請に基づいて他市町村又は他県に応援を要請するとともに、避難行動要支援者支援の総合的な調整を行う。

(2) 福祉避難所の開設

[市]

市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉

避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

[県]

県は、市の福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

[社会福祉施設]

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り要配慮者を受入れる。

(3) 宿泊施設提供事業の実施

[市]

市は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する場合は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

[県]

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

(4) 迅速な避難

[市]

市は、消防機関、県警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援

や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携のもとに、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

[県]

県は、市及び被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や、市町村、他府県等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、次のような支援を行う。

- ア 県内外の他施設への緊急避難について情報収集、提供
- イ 県内市町村又は各施設への避難受入、要員派遣の依頼
- ウ 他府県への応援要請

[社会福祉施設]

社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

[市民]

地域住民は、要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

(5) 避難後の対応

[市]

市は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置をとる。

- ア 地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
- イ ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。
- エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣に配慮し、必要な措置をとる。
- オ 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。
- カ 指定避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障がいのある人用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。
- キ 避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。
- ク 避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設・医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業

者に対して優先的復旧の要請を行う。

[県]

県は、市の要請に基づいて、要配慮者の生活に必要な物資の提供や人材の確保等について市を支援するとともに、必要に応じて他市町村、県内の他施設、関係団体及び他県に対し、応援を要請する。

また、社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

[社会福祉施設]

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市、県に応援を要請する。

[市民]

避難住民は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

なお、指定避難所では、要配慮者の意欲保持のため、市民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

(6) 2次的避難

[市]

市は、それぞれの要配慮者の状況に応じて、県内外の施設等へ受入を要請するとともに、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

[県]

県は、他県を含む広域的な範囲で、要配慮者の特性に応じた第2次避難場所の確保に取り組むものとする。

[社会福祉施設]

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受入れるものとする。

第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

第1 情報伝達体制

1 基本方針

市は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。市防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・

サーバー運業者の協力を得て迅速に行い、また、指定避難所への掲示、広報車なども活用して、岡山情報ハイウェイを活用したインターネットホームページなどを活用し、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

国はインターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講ずるよう努める。

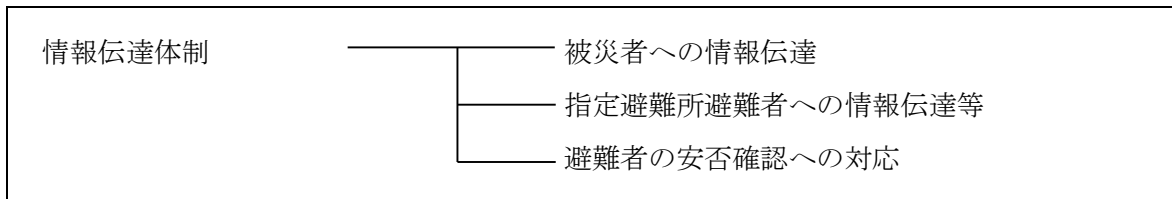
その際、障がいのある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。

特に指定避難所避難者への情報伝達等については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。

広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

2 対策

●対策の体系



(1) 被災者への情報伝達

[市]

あらかじめ広報事項等について定めておき、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行うとともに、必要に応じて県に広報の要請を行う。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

[県]

県は、県の判断及び市からの要請により、報道機関の協力を得て、広報を行う。広報事項とその優先順位、広報案文及び情報の混乱を避けるための関係機関との調整方法等について事前に定めておき、適切かつ迅速な広報に努めるものとする。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。

- ア 災害の発生状況
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- ウ 地域住民等のとるべき措置等の呼び掛け
- エ 災害応急対策の状況、復旧見込み
- オ 道路情報、医療情報その他の生活情報
- カ その他必要事項

[ライフライン事業者]

関係機関は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、県・市にこれらの情報提供を行う。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

[県（危機管理課）、市、ライフライン事業者]

Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

[県、市]

障害の種類及び程度に応じて、障がいのある人が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他の必要な施策を講ずる。

(2) 指定避難所避難者への情報伝達等

効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

ア 情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方

イ 市本部との連絡方法の確保

ウ 市本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式

オ 指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式

カ その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

(3) 被災者の安否確認への対応

[市]

市民の安否情報を各避難所単位で収集し、市本部において一元的に管理して、専用窓口で一般市民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障がでるのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

[県、市]

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2 報道機関等への対応

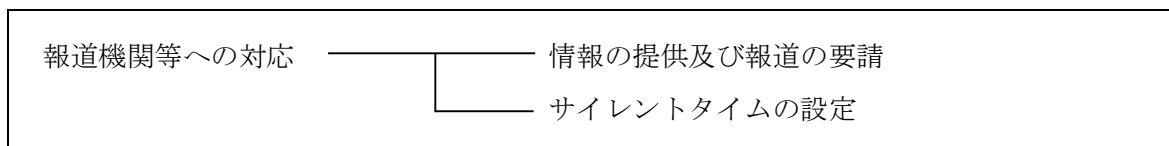
1 基本方針

被災者等に正確な情報を速やかに伝達を行うために、報道機関の協力を得るものとする。

また、災害時に広報する必要がある情報を伝達できるよう平時より報道機関と協力的な関係を構築するよう努める。なお、救出活動に伴うサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

2 対策

●対策の体系



(1) 情報の提供及び報道の要請

[市]

市本部は、次の情報を報道機関に提供する。また、必要な場合は、県と調整のうえ報道することを要請する。

- ア 地震被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報
- イ 救助活動に関する情報
- ウ 交通施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
- エ 被災者の安否確認に関する情報
- オ 避難指示等の準備
- カ その他関係情報

なお、情報提供・報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

- ア 関係各部署は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の

種類，収集の方法，発表の様式等を定めておく。

イ 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。

ウ 報道機関へ情報を提供する場合に，市と連絡を取り合い，情報の錯綜を生じないようにする。

[県]

県本部は，次の情報を一元的に報道機関へ提供し，また必要な場合は報道することを要請する。

[ライフライン事業者]

県に準じて，ライフラインや交通の復旧状況等について，適宜，情報提供・報道要請するものとする。なお，情報提供等に当たっては，県本部と調整を図るものとする。

(2) サイレントタイムの設定

県が，市町村の救出活動に当たり，生存者の発見を効率的に行うため必要が生じた場合に，救出活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制するサイレントタイムの設定に関するマニュアル作成の指針を，報道機関等への協力の要請方法等についてあらかじめ報道機関等と協議して策定するので，県の示した指針に沿って，サイレントタイム設定マニュアルを作成する。

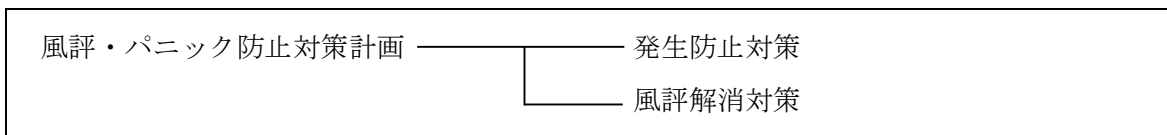
第3項 風評・パニック防止対策計画

1 基本方針

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために，風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

2 対策

●対策の体系



(1) 発生防止対策

ア 被災地及び指定避難所等に定時的に張り紙，又は車両巡回による広報手段により，情報の提供，均一化を図る。

イ 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

風評の事実，又は，歪曲した内容の情報を入手した場合には，その時点の状況に応じた広報手段により，速やかに適切な措置を行う。

第4項 食品供給，炊き出し計画

1 基本方針

大規模震災においては、ライフラインが破壊され、既存の施設を使用しての炊き出し等は安全面の確保の必要性から困難となるため、食品の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。

なお、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。

- ① 体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制
- ② 被災直後からの食品の確保・供給のマニュアル化
- ③ 避難体制との連携
- ④ 県、他市町村からの援助食料等の円滑な受入れ体制の確保

2 対策

[市]

被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- ア 被災者に対して供給する食料，食材等の品目，量の決定と供給
- イ 備蓄，食品加工業者，外食産業等からの調達及び供給の実施
- ウ 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- エ 炊き出しに必要な責任者，実施人員の決定・確保
- オ 必要に応じ，県への食料，食材，資材等の調達の要請
- カ 市援助食料集積地を指定し，責任者等受入れ体制を確立
- キ 供給ルート，運送体制の確立
- ク 避難所ごとの被災者，自治組織等受入れ態勢の確立
- ケ 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
- コ ボランティアによる炊き出しの調整

配給対象者及び数量の把握は次により行う。

- ア 配給対象者
 - (ア) 避難所に収容された者
 - (イ) 住家の被害が全壊（焼）流失，半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
 - (ウ) 住家に被害を受けて一時縁故先に避難する必要がある者
 - (エ) 通常の配給機関が一時的にまひし，主食の配給が受けられない者

(オ) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者

(カ) 応急活動に従事する者

イ 数量の把握

(ア) 避難所の配給対象者については、それぞれその避難所の責任者からの報告により把握する。

(イ) 在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て把握する。

(ウ) 災害応急対策活動従事者については、関係各班の協力を得て把握する。

給食基準

- ① 食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ② 配給品目は米穀を原則とするが、実情等により乾パン及び麦製品とする。
- ③ 配給数量は、炊き出しとして配給する場合一人一食精米 200g 以内とする。
通常の配給機関を通じないで配給する場合 1 日当たり 400g 以内とする。
- ④ 副食品の数については制限しない。
- ⑤ 一時縁故先へ避難する者については、3 日分以内を現物により支給する。
- ⑥ 応急対策要員については、一人一食精米 200g 以内とする。

ウ 食料の調達方法

市では原則として、必要人数分の食料を市内業者等から購入することにより対応する。市内業者等で調達不可能な場合であって災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の引き渡しを受けることができる。

また、被災地域以外の市民に対して、食料提出を要請する。

<資料 1-47 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）>

エ 調達等，集積場所

(ア) 市役所

(イ) 小・中学校

(ウ) 各地域の集会所

(エ) その他必要な公共の建物

オ 給食の方法

(ア) 食料供給機能の停滞により生命の危険が及ぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。

(イ) 各現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。

(ウ) 速やかに炊き出しが行われるよう、給食可能施設を有する施設を調査し、協力を要請し、炊き出し体制の確立を図る。

(エ) 状況により、地域の団体、自衛隊又はボランティア等の協力を得て実施する。

(オ) 野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。

(カ) 要配慮者に対応した給食方法を検討しておく（柔らかい食事、栄養の考慮等）。

[県]

県は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により措置する。

- ア 被災地への援助食料の受入集積地の決定
- イ 市からの要請に基づく食品等の品目の決定と協定等に基づく供給等の要請
- ウ 食品販売業者等との協定等に基づく調達
- エ 国、他県、日本赤十字社等への協力要請（食料等の調達、輸送）
- オ 他の市町村の応援の調整
- カ 普通の食事ができない人の代替食の検討、特別食の調達など、栄養・食生活全般に対する支援の実施

[国]

農林水産省及び中国四国農政局は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- ア 県の要請に基づく災害救助用米穀の供給に関する事。
- イ 県内で救援食料の供給ができない場合の供給に関する事。

第5項 飲料水の供給計画

1 基本方針

市独自に給水計画を策定し、市民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3リットル）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請するものとする。

2 対策

[県]

県は、市から飲料水及び応急給水用資機材等の調達について要請があったときは近隣市町村、近隣県、自衛隊又は国に対し協力の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努め、適切な給水活動が行えるよう市に対し指示、指導を行う。

[市]

市は、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、市民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会の相互応援対策要綱に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する市民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

応急給水は次により行う。

ア 給水基準

被災者に対する給水量は、災害発生後3日間程度は生命維持に必要な水量として、1人1日3リットルとする。

その後においては、水道施設の復旧状況に応じて必要水量を確保していくものとするが、応急給水の給水基準は、次のとおりとする。

- (ア) 災害発生後2～3日は、1人1日当たり3リットル（生命維持のための必要量）
- (イ) 災害発生後2週間程度、1人1日当たり10リットル（生命維持のための必要量）
- (ウ) 災害発生後2週間以後、1人1日当たり30リットル（炊事洗濯等の最低必要量）
- (エ) 災害発生後1ヵ月後、1人1日当たり100リットル（通常の生活が可能な必要量）

イ 車両輸送による給水

(ア) 給水所への輸送

飲料水等の給水所への輸送は、配水池から給水車、トラック等の車両及び備蓄する給水容器等を使用して行う。

(イ) 給水所での給水

給水所での給水は、各家庭において自ら持参した容器により、給水所となった施設の職員、地区の消防団、自治会等の協力を得て行う。

(ウ) 医療機関、福祉施設等への給水

病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、養護施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して行う。

ウ 仮設共用栓設置による給水

地震発生後できる限り早期に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給す

るよう努める。その場合の供給水量は給水基準に応じた水量とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

なお、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

(ア) 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料水に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で活用できる消火栓がある場合は、応急給水栓を接続して応急給水を行う。

(イ) 応急仮配管による応急給水

復旧に長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、市本部長の指示に基づき、最も有効に活用できる地点を選定する。

[市民]

市民は、地震発生後3日以上は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は市等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

第6項 生活必需品等調達供給計画

1 基本方針

災害発生により必要となる物品は個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合には、特定の生活必需品について確保し供与する。

2 対策

[市]

災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により生活必需品を給（貸）与する。

ア 市の備蓄品の放出

イ 生活必需品取扱い業者等との協定等に基づく調達

ウ 県への応援要請

[県]

県は、市から生活必需品の応援要請があったとき又は県が独自の判断により、次により物資を調達・斡旋する。

- ア 生活必需品取扱い業者等との協定等に基づく調達
- イ 相互応援協定締結県への応援要請
- ウ 調達が困難な物資の国への斡旋の依頼

[日本赤十字社岡山県支部]

被災者に対し毛布，緊急セット（日用品等），バスタオル等を支給する。

[市民等]

市民等は，各自の備蓄品，非常持出品又は調達により対応できる場合は，当該必需品で対応し，備蓄品，非常持出品又は調達により対応できない場合には，市に給（貸）与を申請する。なお，その際においては，できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通しあって対処するよう努めるものとする。

第7項 遺体の捜索・処理・埋火葬計画

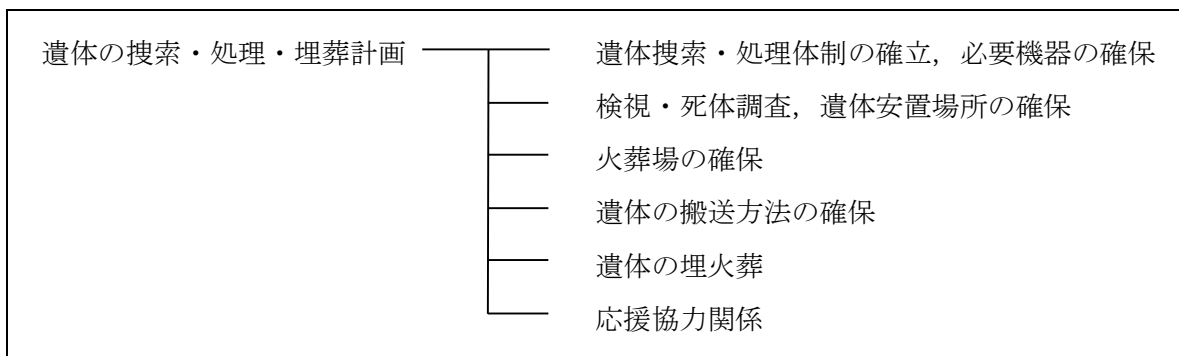
1 基本方針

遺体の捜索，処理・埋葬等に関し，次の事項について対応マニュアルを策定する。

- ① 遺体捜索体制の確立，必要機器の確保
- ② 遺体安置場所の確保体制
- ③ 他市町村等及び隣県の協力による埋葬（火葬）
- ④ 柩，骨壺，ドライアイス等の確保体制

2 対策

●対策の体系



(1) 遺体捜索・処理体制の確立，必要機器の確保

[市]

県警察，防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い，発見したときは速やかに収容する。また，海上保安部の発見した遺体の引き渡しを受ける。

さらに，警察・医師に依頼して，遺体の検視・死体調査，身元確認等及び医学的検査を行うとともに，検視等の終了した遺体についておおむね次により処理する。

- ア 遺体識別のため遺体の洗浄，縫合，消毒等の処置を行う。

イ 遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまでの間一時保存する。

なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む）の確保方法について事前に計画をたてておく。

また、独力では対応できないときは、遺体捜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

ア 遺体捜索、遺体処理、埋葬の別とそれぞれの対象人数

イ 捜索地域

ウ 埋葬施設の使用の可否

エ 必要な輸送車両の数

オ 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

(2) 検視・死体調査、遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用されている施設を除き、事前に複数の施設を検視・死体調査、遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 火葬場の確保

市は、管内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画をたてておくものとする。

(4) 遺体の搬送方法の確保

市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画をたてておく。

市は、管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

(5) 遺体の埋火葬

市は、実際に埋葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付することとする。また、県警察・海上保安部の検視・死体調査を終えた身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。なお、埋葬に当たっては次の点に留意するものとする。

ア 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

イ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。

ウ 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

(6) 応援協力関係

[県]

市から要請があったときは、搜索・処理等に必要な要員・資機材、遺体安置場所、火葬場等の確保について、必要に応じ、他市町村に対し応援するよう指示し、又は他県や自衛隊に対して応援を要請するものとする。

また、県内の全火葬場の処理能力（1日平均処理数と処理時間を延長した場合の最大処理可能数）及び最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくとともに、必要資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む）について、緊急時の手配先と調達可能数量を調査しておく。遺体の運搬等について、市町村から要請を受けたときは、県トラック協会へ遺体の運搬及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。

[海上保安部]

水島海上保安部及び福山海上保安署は、市、県警察と連携をとりながら、海上における遺体の搜索を行う。

搜索が困難な場合は、県又は他市町村に対し、必要な要員及び資機材の確保について応援を要請する。

第8項 災害時廃棄物等応急処理計画

1 基本方針

県及び市は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場・最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

災害発生時には、被害状況等の情報収集を行った上で、本計画に基づいて災害廃棄物発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制について検討を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定するものとする。

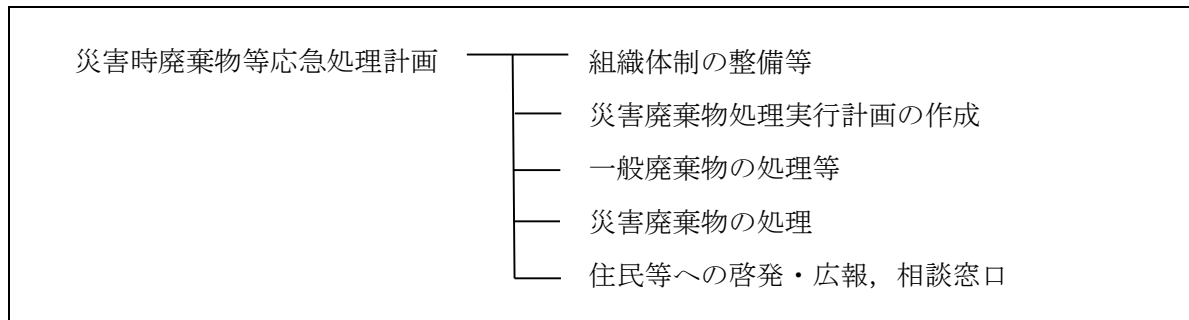
処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

震災時における適正処理体制の確保のため、市町村（一部事務組合）間でのごみ、し尿等の収集・処理における応援協力体制を整備しておく。

また、ごみ・し尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界との協力を得て迅速に収集・処理できる体制の整備に努める。

2 対策

●対策の体系



(1) 組織体制の整備等

ア 情報の収集，連絡

災害時には，被害の状況を直ちに把握することが，災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行ううえで重要である。

[県（環境文化部）・市]

県は，市を通じて情報収集を行い，これらの情報を国へ報告するとともに，関係行政機関，民間事業者団体等との緊密な情報連絡を図る。

[市]

市は，廃棄物処理施設の被害状況，災害廃棄物等の発生量，収集運搬体制，仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し，必要なものについて，県へ報告を行う。

イ 組織体制の整備

[国（環境省中国四国地方環境事務所）]

国は，県からの被害情報・支援ニーズに応じ，緊急時の組織体制を整備する。

また，情報収集，連絡・調整等を確実に実施するため，国，県及び関係市町村並びに関係団体により構成する災害廃棄物処理対策協議会を設置し，緊密な連絡・調整により被災地の実態を把握することで，効果的な支援を行う。

[県（環境文化部）]

県は，市からの支援ニーズを把握するとともに，市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための支援・指導・助言，広域的な協力体制の確保，周辺市町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整等を行う。さらには，支援地方公共団体からの問い合わせに対応できるセンターとしての機能を果たす。

また，市町村から事務委託を受け，災害廃棄物処理を実施する場合がある。

[市]

市は，あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき，被災後直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設事業者団体，一般廃棄物事業者団体や廃棄物事業者団体などと平時に災害支援協定を締結している場合は，協定に基づき協力・支援要請を行う。

被災していないときは，支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

[民間事業者]

市の協力・支援要請に基づき、市の処理体制に協力する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

[県（環境文化部）]

県は、災害廃棄物処理実行計画を作成する市町村を支援する。

[市]

市は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

(3) 一般廃棄物の処理等

ア 仮設トイレ等し尿処理

[県（環境文化部）]

県は、市からの要請に基づき、仮設トイレ等の資材の調達、輸送の代行等について市を支援する。

[市]

市は、被災者の生活に支障が生じないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

[県民・企業]

地震発生から3日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。

イ 避難所ごみ等

[市]

市は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所のごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや指定避難所のごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設等の復旧等

市は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

(4) 災害廃棄物の処理

[県（環境文化部）]

県は、市からの要請に基づき、広域的な支援体制を構築するため、支援市町村、支援都道

府県、関係民間事業者団体及び国と支援活動についての調整を行う。

[市]

市は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

ア 損壊家屋の解体・撤去

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。

平時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

イ 収集運搬

道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

ウ 仮置場

被害状況を反映した発生推計量をもとに必要な面積の見直しを行う。仮置場の確保に当たっては、平時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、崖崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

エ 仮設焼却炉等

仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

オ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市は、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

カ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。市は、処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

キ 環境対策，モニタリング

地域住民の生活環境への影響を防止するために，発災直後は特に廃棄物処理施設，廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に，大気質，騒音・振動，土壌，臭気，水質等の環境モニタリングを行い，被災後の状況を確認し，情報の提供を行う。

ク 広域的な処理・処分

被害状況を踏まえ，処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は，広域的な処理・処分の必要性について検討する。広域的な処理を行う場合には，国や県と連携し，処理・処分受入先を確保する。

ケ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的にを行い，保管又は早期の処分を行う。

[県（環境文化部，各施設管理者），市，事業者]

建築物等への被害があり，有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は，有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため，施設の点検，応急措置，関係機関への連絡，環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(5) 住民等への啓発・広報，相談窓口の開設

被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また，被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに，平時に検討した方法に従い相談情報を管理し，必要に応じ，自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第9項 防疫及び保健衛生計画

第1 防疫

1 基本方針

災害発生時における防疫措置は，感染症の発生の未然防止に万全を期するために臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し，感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして，的確かつ迅速に実施することとする。また，このための必要な資機材，人員の確保に努める。

2 対策

[市]

市は，次により防疫活動を行う。

ア 防疫用資機材を確保し，環境衛生協議会等の協力を得て，便槽・家屋等の消毒方法及び清潔方法を行う。

イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

ウ 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し供給する。

エ 被災地域において感染症患者が発生したときは、直ちに保健所と連携して防疫措置を講ずる。

オ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

カ 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

- ア 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者の連絡等をする必要がある場合
- イ 自ら防疫活動の実施が困難な場合には、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

[県]

市、地区衛生組織の協力を得て、被災者の健康状況調査、健康診断及び衛生指導に当たるとともに、市からの要請又は独自の判断により市に代わって防疫活動を行い又は他市町村に応援を指示する。

なお、県において防疫活動が行えない場合は、次の区分により対応する。

- ・臨時予防接種：中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会に応援を要請する。
- ・その他の防疫措置の実施：自衛隊に応援を要請する。
- ・防疫用資機材の確保：自衛隊に応援を要請するほか、不足については卸売業者等から調達する。
- ・その他必要に応じ近県に人員、資機材の応援を要請する。

第2 健康管理

1 基本方針

被災者に対しては、予防医学的な観点や心のケアの面からの公的な保健医療面での支援が不可欠となるため、速やかに備中保健所と連携を図り、心身の健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、備中保健所や市スタッフだけでは不足することが予想されるため、被災地以外の保健所等の医師や保健師等の応援を求める。

2 対策

[県]

県は、必要に応じ、その被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

災害の状況に応じて市のみの対応では不十分な場合は、次の対策を行う。

ア 被災地の保健所等を拠点として市との協力のもとに、避難所巡回や個別訪問を行うための医師・保健師・栄養士等からなる保健チームの編成を行う。

イ 県内他地域からの保健所医師・保健師・栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。

ウ 避難所等の高齢者、障がいのある人等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースを避難所へ派遣する。

エ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

[市]

市は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、市独自の対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第3 食品衛生

1 基本方針

県は、通常の流通・販売が行われないため保健所において、救援食品の安全性確保を図るとともに、多数の被災者向けに食品を提供する給食施設、炊き出し施設の衛生確保を図る。また、被災した関係業者が早期に、かつ、衛生的に営業を再開できるよう指導する。また、市は県の対策に協力・応援する。

2 対策

県は、被害の状況に応じて、食品衛生監視チームを編成し、被災地の食品衛生監視及び食品や飲料水の検査を行う。当該保健所のみでは対応できない場合は、県内他保健所、さらには他県へ応援を要請する。

具体的な活動内容は次のとおりとする。

ア 救援食品の安全性を確保するために監視・指導する。

イ 給食施設、炊き出し施設などを巡回し、調理及び食器等の衛生を指導する。

ウ 被災地域内の食品関係営業施設の被災状況を把握するとともに、早期に、かつ衛生的に営業が再開できるよう指導する。

エ 広報媒体を活用し、被災住民に対し、食品の安全な取扱いについて啓発する。

オ 食品衛生監視チームが必要と認めたときは、食品や飲料水の検査を行う。

第4 公衆衛生活動

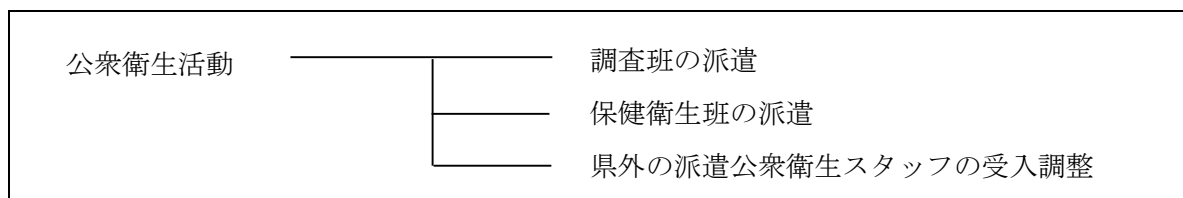
1 現状と課題

大規模な災害が発生した時は、被災市町村のみでは対応できない多様な公衆衛生上のニーズ（被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善等）への対応が求められる。このため、県では、被災地の公衆衛生上のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた効率的かつ効果的な公衆衛生活動を行う必要がある。

2 基本方針

県は、被災市町村のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、岡山県災害時公衆衛生活動マニュアルに基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、被災者の心身の健康状態や生活環境の実態等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。また、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対しては、保険・医療・福祉・介護等の専門職と連携した支援を行う。

●対策の体系



[県（保健医療部）]

（1）調査班の派遣

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師1人、衛生関係職1人、栄養士1人及び事務職1人の計4人）を編成し、被災市町村へ派遣する（概ね1～3日）。調査班は、被災市町村の災害対策本部や避難所等において被災者の生活環境や要配慮者の状況等の情報を収集する。

（2）保健衛生班の派遣

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、調査班が収集した情報をもとに、被災地の公衆衛生上のニーズや必要な公衆衛生スタッフの職種と人数の評価を行い、保健衛生班を編成し、被災地域へ派遣する。保健衛生班は調査班の調査に基づき活動を開始する。また、県内の職能団体（「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した職能団体）等の協力を得て必要な職種と人員により編成する。

（3）県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整

県は、県災害保健医療福祉調整本部において、県内の公衆衛生スタッフでは対応できないと判断したときは、中国・四国ブロック各県から全国へ派遣要請を拡大し、派遣された公衆衛生スタッフの受入調整を行う。

[市]

市は、市の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したとき

は、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。

第10項 文教対策計画

1 基本方針

地震災害により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、就学に支障をきたさないよう応急の教育に必要な措置を講ずる。早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。

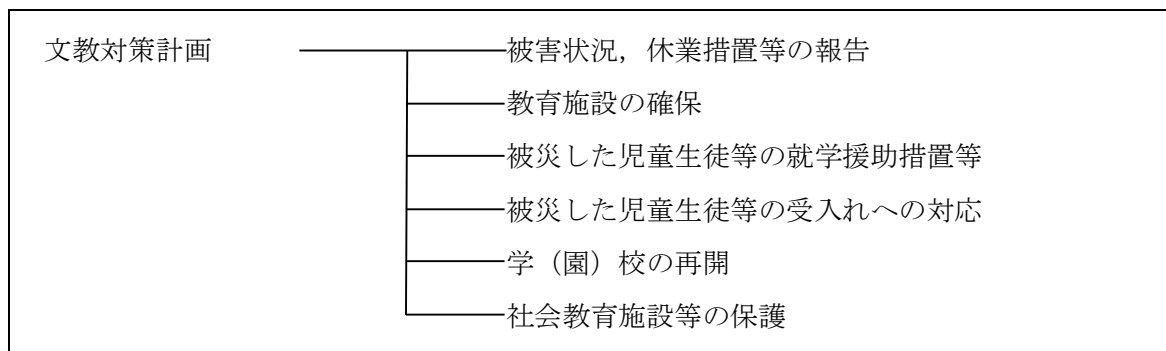
児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。

また、他市町村、他府県等への被災した児童生徒等の受入れについては、受入れ先の市町村教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

学校の再開は、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他市町村、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

2 対策

●対策の体系



(1) 被害状況、休業措置等の報告

[校長等]

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに報告するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出すること。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等により、市（組合）教育委員会へ同様に報告すること。

(2) 教育施設の確保

[校長等]

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡を取り、次の応急措置を行う。

(ア) 火災による被災建物であって木造建物で全焼又は主要構造材が炭化以外の建物は残余の部分の床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片づけを行い児童生徒等を収容する。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い、一時的に使用することができる。

(イ) 火災以外の建物で、大破以下の被災建物は、応急修理のうえ、使用することとするが、この場合、建築士の指示により、水平力及び積載荷重並びに構造上に対し、安全の確認を行ったうえで使用する。

(ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするがこの場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、1週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を利用して授業を行う。

(ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学（園）校の校（園）舎又は公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げて行う。

(イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、市（組合）教育委員会へ報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 被災した児童生徒等の就学援助措置等

[県・市]

ア 授業料等の減免

保育料等の減免については、笠岡市立幼稚園保育料徴収条例（昭和37年条例第9号）、笠岡市児童福祉施設入所費用徴収規則の減免に関する規定により、災害のため幼稚園、保育所（園）の保育料の支弁が困難な事由の発生したものについては、減免の措置を講ずる。また、県立高等学校の生徒が災害により授業料等の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年県規則第22号）により減免の措置を講ずる。

イ 教科書・学用品等の給与

- (ア) 災害のため教科書を喪失、き損した児童生徒がある場合、県教育委員会は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講ずる。
- (イ) 県教育委員会は、自ら学用品等の給与の実施又は他市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ応援を要請する。
- (ウ) 県教育委員会は、市町村の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは他市町村に応援するよう指示する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、県子ども・福祉部と連携を取り迅速な措置を講ずる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び市は、教職員への研修、精神科医、スクールカウンセラーや巡回カウンセラー等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 被災した児童生徒等の受入れ等への対応

[校（園）長等]

校（園）長は、指定避難所等に告示板等を設けて、又は教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続き等の方法を知らせる。

(5) 学校（園）の再開

[市]

市は、施設の診断及び他施設との調整を行う。

災害時における指定避難所等間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、被災により他府県の教育委員会等に受入れられている児童生徒等への周知については、市本部を通じマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問合せに集中的に対応する。

[校（園）長等]

校（園）長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

(6) 社会教育施設等の保護

[県・市]

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する

場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認したうえで使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市（組合）教育委員会及び県教育委員会を經由して文化庁へ届け出る。

ウ 県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市（組合）教育委員会を經由して県教育委員会へ届け出る。また、文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

第4節 機能確保活動

第1項 ライフライン（上下水道等）施設応急対策計画

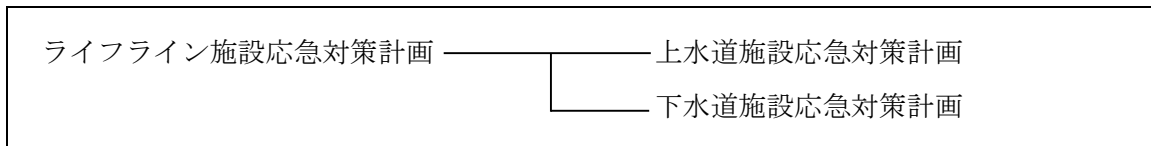
1 基本方針

上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合には、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動にも支障をきたすことにもなるため、各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努めることとし、特に①広域的な支援体制の整備、②復旧予定時期の明示、③施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

また、県及び市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

2 対策

●対策の体系



(1) 上水道施設応急対策計画

ア 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

この場合、地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握したうえで、障がいのある人や高齢者など要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

<資料1-20 給水タンク等保有状況>

イ 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧に努める必要がある。災害発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(ア) 管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることに鑑み、被災による施設台帳の滅失

等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。

(イ) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定し締結した応援協定に基づき、協力の確認に努める。

(ウ) 施設の復旧に当たっては、各地域ごとの復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

ウ 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、水道災害相互応援対策要綱を策定しており、県下市町村相互の支援体制を整備している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

(2) 下水道施設応急対策計画

ア 市が管理する下水道施設について、次の対策を講ずる。

(ア) 管きょ施設

管きょ施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度を把握するとともに、災害発生時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努め、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

(イ) 下水処理場

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講ずる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設沈殿池での処理などにより、応急的な機能確保を図る。

イ 市が管理する下水道施設については、管きょ延長が長大なことや、住民と密着している避難所等に接続しているため、特に重要な管きょルートの確認、下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

また、被害の状況によっては、県へ人員や資機材の支援要請を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。

ウ 下水道管理者は、災害発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

第2項 住宅応急対策計画

1 基本方針

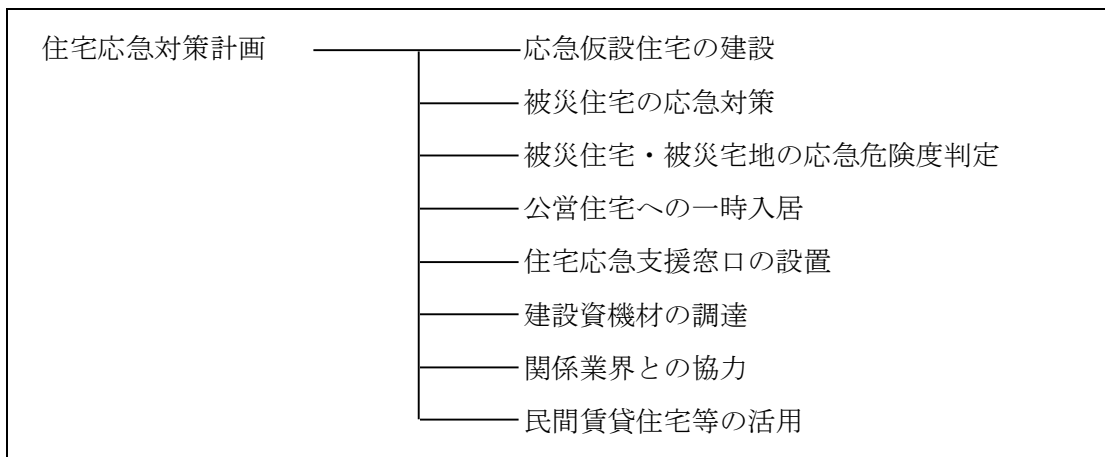
地震被災地の市民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、市民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次被害に十分配慮する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、その後の地震活動による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

2 対策

●対策の体系



(1) 応急仮設住宅の建設

[県・市]

ア 実施責任者

(ア) 応急仮設住宅の設置に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、知事が行う。ただし、権限の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

(ア) 応急仮設住宅の供与は、次の基準で行う。

a 建設予定場所

仮設住宅の建設場所は、県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間
に賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接
続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、市長は、あらかじめ仮設住宅の建設地を予定しておくよう努め、生活の実態
に即した用地を確保し、建設予定場所台帳を整備するよう努める。

b 建設の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）
による。

なお、建設資材の県外調達により、限度額での施行が困難な場合は厚生労働大臣に
協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人居宅
介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

c 建設着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から建
築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までと
する。

(イ) 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力でもってして
も、住宅を確保することのできない者であること。

(ウ) 応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として市が行う。

(エ) 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として市長が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この
際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するた
めの心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参
画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮す
る。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて、建設
や運営担当部局との検討や調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作
りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。

(オ) 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。また、
市が行う場合も同様とする。

ウ 借り上げによる供与

県は、災害が発生し必要と認めた場合は、関係団体に対し、応急仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請し、情報提供を受けた民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する。また、状況に応じ、知事は、市長に借り上げを委任する。

なお、入居要件・供与期間等は建設型に準じる。

(2) 被災住宅の応急対策

[県・市]

ア 被災住宅の応急修理

(ア) 被災住宅の応急修理については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

(イ) 応急修理の内容

a 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急処理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。

b 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から3カ月以内に完了するものとする。(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。)

(ウ) 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行うとともに、市から応援要請があった場合は、協定を締結した団体に対して協力を要請する。

イ 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(ア) 住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

(イ) 土石等障害物の除去の内容

a 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。

b 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

(3) 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

[県・市等]

地震が発生した場合は、その後の地震活動による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援する。

(4) 公営住宅への一時入居

[県、市等]

県及び市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

ア 公営住宅の空家情報収集と調整

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、市に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割り当てや入居申込の調整業務を行う。

イ 入居基準

住宅が全壊、大規模半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

ウ 使用期間

県営住宅については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第211条に定めるところにより、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

エ 他県への協力要請

県は、県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

(5) 住宅応急支援窓口の設置

[県]

県は、市との連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、市や「災害時における被災住宅の建築相談に関する協定」の締結団体による相談業務の支援を行う。

(6) 建設資機材の調達

[県、市]

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、市が行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に要請を行う。

(7) 関係業界との協力

[県、市]

ア 協力体制の確立

県は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

(8) 民間賃貸住宅等の活用

[県, 市]

他県における先進事例を参考に、民間賃貸住宅の空家情報や仲介・斡旋に関係する業界団体と協力協定を締結し、これら民間団体が有するネットワーク情報を市が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

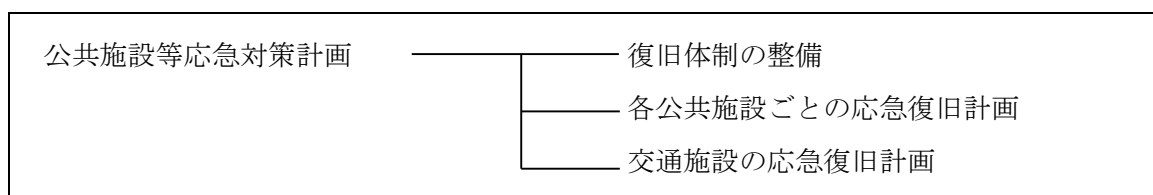
第3項 公共施設等応急対策計画

1 基本方針

地震発生時には、各方面に甚大な被害が予想されるため、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

2 対策

●対策の体系



(1) 復旧体制の整備

[国・県（関係各部等）・市・その他公共施設管理者]

ア 県及び市は、各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。

イ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

ウ 県、市及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会笠岡支部など関係団体との協定の締結等に努める。

エ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 各公共施設ごとの応急復旧計画

[国・県（農林水産部，土木部，関係各部等）・市・その他公共施設管理者]

ア 河川・海岸施設の応急対策

(ア) 県，市及びその他の河川管理者は，岡山県水防計画及び笠岡市水防計画に基づき，地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い，被害状況の把握に努めるとともに，堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い，また，堤防及び水門の破壊については，土のうや矢板等による応急締切を行うなど，施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

(イ) 国及び県と気象台は，必要に応じて洪水予報の基準水位の引き下げを実施する。

(ウ) 国及び県は，必要に応じて水防警報，氾濫危険水位情報，避難判断水位情報の基準水位の引き下げを実施する。

<資料1-4 河川等重要水防箇所等>

イ 砂防関係施設等の応急対策

(ア) 県及び市は，専門職員を活用して，地震発生後直ちに砂防施設，治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い，被害状況の把握に努め，不安定土砂の除去，仮設防護柵の設置，ビニールシートの設置など，被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。また，調査の結果，危険性が高いと判断された箇所について，関係住民に周知するとともに，必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより，適切な警戒避難体制の整備を図る。

(イ) 関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため，岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

(ウ) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水，地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては，市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう，特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が，その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い，被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(エ) 県及び気象台は，必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

(オ) 気象台は，必要に応じて大雨警報（土砂災害）の発表基準の引き下げを実施する。

<資料1-5 砂防指定地（法律指定箇所）>

<資料1-9 地すべり危険箇所>

<資料1-8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所>

<資料1-3 山地災害危険地区>

<資料1-40 土砂災害警戒区域等指定箇所>

ウ ため池施設の応急対策

県及び市は，地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い，被害状況の把握に努め，

施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放流の処置をとる。

<資料1-7 防災重点ため池一覧表>

エ 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

[県・市・西日本高速道路(株)・県警察・西日本旅客鉄道(株)]

ア 道路施設の応急対策

(ア) 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(イ) 県は、県内の道路の被害状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

(ウ) 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)や応急復旧等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要人員、資機材等の確保に努める。

(エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、状況に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て必要な措置をとる。

イ 港湾施設の応急対策

港湾管理者は、国(中国地方整備局)との連携のもと、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能なバースについて正確な情報収集に努めるとともに、市街における被災地域、輸送ルート(状況)、港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な復旧に努め、必要に応じて、仮棧橋の設置を検討し、海上輸送ルートの確保

に資する。

また、港湾施設の全面的な復旧に当たっては、被災地において発生したコンクリート殻などの利用（埋立て）についても検討する。

ウ 鉄道施設の応急対策

(ア) 基本方針

西日本旅客鉄道（株）が管理運営する旅客鉄道事業に係わる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携等について定める。

(イ) 地震時の防災体制

- a 施設の耐震性を把握するため定期検査を実施する。
- b 地震震度階による警備発令基準・非常招集計画及び線路巡回計画を定める。
- c 警報伝達・緊急連絡のため、地震計、緊急用電話、列車無線、自動車無線の整備を行う。

(ウ) 地震時の列車運転処置

a 在来線

地震計が地震加速度 40gal 以上（震度 4 相当）を感知したときは警報を発し、信号機及び列車無線によって当該エリア内の列車に対し、列車徐行（40gal 以上）、列車停止（80gal 以上）の処置をとる。その後、保守担当者が線路点検を実施し、異常がない場合は所定の運転を再開する。

b 新幹線

変電所に設置した地震計が地震加速度 40gal 以上（震度 4 相当）を感知した場合、送電を停止するとともに、列車停止装置が作動する。その後、周辺地震計からの地震情報を総合判定し、徐行運転再開か線路点検後の運転再開かを決定する。

(エ) 災害発生時の体制

- a 災害の発生規模により招集範囲を決定し、緊急連絡体制図により、関係箇所に伝達・招集を行う。
- b 事故対策本部（支社）を設置し、被害状況の把握、復旧計画、代替輸送等の業務を統括する。
- c 状況に応じて現地対策本部を設置し、情報収集、救護、復旧等の指揮に当たる。

(オ) 人員・資機材の確保

- a 災害復旧に必要な人員・資機材の確保を図るため、非常招集計画の策定、災害予備貯蔵品の備蓄と定期点検、緊急時に使用する車両の指定等を行う。
- b 災害復旧に必要な人員、資機材の確保のため、関係協力事業者と協議要領を定め、資材調達の把握をしておく。

(カ) 広報及び旅客案内

- a 駅等では、旅客の不安、混乱を防止するため、掲示、放送等により、被害状況、不通区間、開通見込み等適切な案内を行う。
- b 列車内では、旅客の動揺、混乱を防止するため、乗務員は輸送指令からの指示、情報により、放送案内を行う。

(キ) 旅客の待避誘導救護

- a 災害時の混乱を防止し秩序を維持するため、鉄道警察隊と密接な連携のもとに旅客の適切な誘導に努める。
- b 各駅は、待避場所、通路等の待避誘導體制の確立と救護器具の整備を行う。
- c 列車内から避難する場合は、避難方向、方法等乗務員の指示に従った行動を案内する。
- d 火災が発生した場合は、消防隊が到着するまで、自衛消火活動を行い、災害の拡大防止に努める。
- e 負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者の救出、安全な場所に移しての応急処置を講ずる。

(ク) 代替輸送対策

- a 災害による運転不能区間の輸送は、折り返し運転、バス代行輸送を実施する。
- b 迂回線区に対しては、臨時列車の増強を行う。

(ケ) 教育訓練

関係社員に対し、災害応急復旧に必要な次の訓練を定期的実施する。

また、防災機関の指導を受けるとともに、地方自治体等の合同訓練に積極的に参加する。

- a 非常招集訓練及び初動処置訓練
- b 消防（通報・消火・避難）訓練
- c 旅客誘導、救出、救護訓練
- d 総合脱線復旧訓練

(コ) 連絡体制

市道が鉄道と並行している場所において、道路陥没等斜面崩落の可能性が疑われる場合は、直ちに西日本旅客鉄道(株)に情報提供を行う。

また、次の場合にも、鉄道施設へ被災の可能性があるため、西日本旅客鉄道株式会社へ通報する。

- a 鉄道と近接している市の管理施設が事故や落石、火災等により被災した場合
- b 住民や警察・消防等から鉄道に近接している場所における事故や落石発生等についての通報があった場合

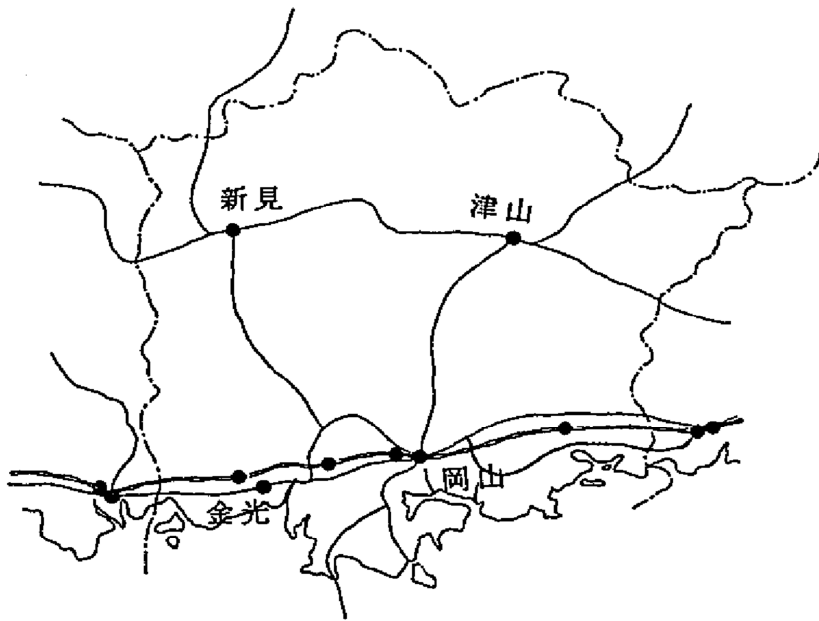
〈連絡先〉 西日本旅客鉄道(株) 岡山支社 施設指令

TEL 086-225-9432

(参考)

西日本旅客鉄道株式会社の岡山県周辺での地震計設置箇所は、次のとおりである。
 在来線ではおおむね半径 20 km の範囲をカバーできるように、また、新幹線では各変電所に設置している。

地震計設置箇所



新幹線地震計設置箇所

相生	新庄
伊里	鴨方
岡山	福山

在来線地震計設置箇所

相生	新見
岡山	津山
金光	福山

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

計	画	事	項
第1節 総則			
第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的			
第2項 南海トラフ地震防災対策推進地域			
第3項 南海トラフ地震の被害特徴			
第4項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱			
第2節 災害対策本部等の設置等			
第1項 災害対策本部等の設置			
第2項 災害対策本部等の組織及び運営			
第3項 災害応急対策要員の参集			
第3節 地震発生時の応急対策等			
第1項 地震発生時の応急対策			
第2項 資機材、人員等の配備計画			
第3項 他機関に対する応援要請			
第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項			
第1項 津波からの防護			
第2項 津波に関する情報の収集・伝達等			
第3項 避難対策等			
第4項 消防機関等の活動			
第5項 上下水道			
第6項 交通対策			
第7項 市自らが管理又は運営する施設等に関する対策			
第8項 迅速な救助			
第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等			
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画			
第7節 防災訓練計画			
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画			

第1節 総則

第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、市防災計画（地震・津波対策編）の第4章として作成する。
- (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月1日、中央防災会議変更）等を踏まえて作成する。

3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」「命をつなぐ」ことを目標としてソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。なお、被害想定を踏まえ、定性的な分析にとどまらず、定量的な分析などを行うことで推進計画の実効性を高めることに努める。

- (1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。
- (2) 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること。
- (3) 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること。
- (4) 大都市や離島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること。
- (5) これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること。
- (6) 南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されること。

第2項 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき指定された本県の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりである。

【令和7年7月2日内閣府告示第107号】

岡山市，倉敷市，玉野市，笠岡市，井原市，総社市，備前市，瀬戸内市，赤磐市 浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町



第3項 南海トラフ地震の被害特徴

南海トラフ地震が発生した場合に想定される被害の特徴は、次のとおりである。

1 広域的な被害

東海から九州にかけて広い範囲で被害の発生が想定され、幅広く分布する相当数の被災地対応にこれまでの地震でとられた防災体制では十分対応できないおそれがある。また、広域に津波が来襲し、甚大な建物被害や人的被害が発生することが想定される。

本市でも中央防災会議の被害想定によれば、最大震度は6強、海岸部での津波の高さは3.2m（東京湾平均海面（T. P）からの高さ）と想定されており、大規模な建物被害や人的被害が発生すると想定される。

2 揺れと津波による複合災害

強い揺れや液状化による建物や堤防等の津波防災施設が倒壊・損壊したところへ津波が来襲するため、複合災害による人的被害の増大が想定される。

3 津波による被害

（1）浸水被害

笠岡市沿岸部において、津波による浸水被害が想定される。

（2）船舶被害

流木・漂流船舶等の衝突が発生し、船舶被害が拡大する危険性がある。

（3）港湾・道路関係の被害

長時間にわたる津波の来襲や流失物の打ち上げ等により港湾施設や海岸線の道路で被害が懸念される。

4 長周期地震動による被害

（1）構造物の被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、高層ビルなど構造物で相当の被害が懸念される。

（2）危険物施設等の被害

危険物施設のタンク類の亀裂や配管の破断等の損傷が生じ、石油類等の流出や火災等を招くおそれがある。

第4項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に関しては、第1章「総則」第3節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに市本部は、必要に応じて現地災害対策本部（以下「市本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

市本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、笠岡市災害対策本部条例及び笠岡市災害対策本部規程に定めるところによる。

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

- 2 職員は地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割

第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第3項「地震・津波情報の伝達計画」及び第4項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達

被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮するものとする。

第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第3項「地震・津波情報の伝達計画」及び第4項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

(3) 市長が不在，市長に連絡が取れない場合

通信の途絶，交通の障害等により，市長と市本部の連絡がとれない場合においては，副市长，危機管理監，総務部長，建設部長，市民生活部長の順位で代位し，津波が発生するおそれがある場合は迅速に避難情報の発令を代行する。

2 施設の緊急点検・巡視

市は，必要に応じて，通信施設，水門等の津波防災施設，公共施設等，特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し，当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

3 二次災害の防止

市は，地震・津波による危険物施設，魚介類の増養殖施設等における二次被害防止のため，必要に応じた施設の点検・応急措置，関係機関との相互協力等を実施する。

また，県は，倒壊物の飛散による被害の防止，ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について，市町村へ指示するものとする。

第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第4項「危険物施設等災害予防計画」，第5項「有害ガス災害予防計画」，第6項「流出油等災害予防計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第9項「危険物施設等の応急対策計画」に準ずる。

4 救出活動

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第3項「救助，救急，医療体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」

第2節「緊急活動」第1項「救出計画」に準ずる。

5 救急・医療活動

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第3項「救助，救急，医療体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第3項「救急・医療計画」に準ずる。

6 消火活動

第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第7項「消火活動に関する計画」に準ずる。

7 物資調達

「物資等の確保計画」については第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第7項「物資等の確保計画」，「救援物資等の受入れ，集積，搬送，配分計画」については第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第12項「救援物資等の受入，集積，搬送，配分計画」並びに第3章「地震・津波災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第4項「食品供給，炊き出し計画」，「飲料水の供給計画」については第5項「飲料水の供給計画」，「生活必需品等調達供給計画」については第6項「生活必需品等調達供給計画」に準ずる。

8 資機材調達

「災害救助用資機材の確保計画」については第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第6項「災害救助用資機材の確保計画」，「建設用資機材の備蓄計画」については第7項「建設用資機材の備蓄計画」，「資機材調達計画」については第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第2項「資機材動員計画」に準ずる。

9 輸送活動

第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第11項「緊急輸送計画」に準ずる。

10 保健衛生・防疫活動

第3章「地震・津波災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第10項「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第2項 資機材，人員等の配備計画

1 物資等の調達手配

県は、管内の市町村等における必要な物資，資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるとともに、県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。

市は市内における人員の配備状況を把握し、必要に応じて他機関に人員派遣等を要請するものとする。

2 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第11項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第6項「広域応援」のとおりである。

3 市は、必要があるときは、2に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

第3項 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定めるものとする。

第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第7項「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第4項 物資の備蓄・調達

物資備蓄・調達に関する方法等については、第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第7項「物資等の確保計画」に準ずる。なお、物資の備蓄・調達に当たっては、男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。

第4節 津波からの防護,円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護

- (1) 河川, 海岸, 港湾, 及び漁港の管理者は, 次の方針・計画等に基づき, 各種整備を行うものとし, 詳細については各管理者が別に定める。
- ア 堤防, 水門等の点検方針・計画
 - イ 堤防, 水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平時の管理方法
 - エ 内水排除施設等の管理上必要な操作, 非常用発電装置の準備, 点検その他所要の被災防止措置
- (2) 市は, 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート, ヘリコプター臨時発着場の整備について検討する。

第2項 津波に関する情報の収集・伝達等

津波警報等の情報の収集・伝達に係る基本的事項は第3節第1項(地震発生時の応急対策)のとおりとするほか, 役割分担や連絡体制の検討にあたっては, 市は, 次の事項にも配慮する。

- (1) 津波警報等, 避難指示等を伝達する場合は, 地理的条件を踏まえつつ, 地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと。
- (2) 津波からの迅速かつ円滑な避難等について, 報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。
- (3) 船舶に対し津波警報等を伝達する場合は, 予想される津波の高さ, 到達時間等を踏まえ, 船舶, 漁船等の固定, 港外退避等のとるべき措置を併せて示すこと。
- (4) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。
- (5) 必要に応じて, 津波フラッグにより, 聴覚障害のある人や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際, 伝達実施者の安全に配慮する。

第3項 地域住民等の避難行動等

- (1) 市は, 避難対象地域内の住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう, 次のとおり取り組むこととする。
- ア 津波により避難が必要となることが想定される地域
 - 第1章「総則」第7節「南海トラフ巨大地震の岡山県の被害想定」第5項「岡山県の津波浸水想定図」に準ずる。

イ 避難方法

市は，指定緊急避難場所，避難路を指定するとともに，分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど，平時から周知しておく。

また，津波浸水予測図に基づいて指定緊急避難場所や避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，地域住民等に対し周知を図るものとする。

ウ 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は，避難場所，避難経路，避難方法，家族との連絡方法等を平時から確認しておき，津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

エ 避難行動要支援者の避難支援等

第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第7項「要配慮者等の安全確保計画」に準ずる。

オ 外国人，出張者及び旅行者等の避難誘導等

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第15項「津波避難計画」に準ずる。

住民等の避難行動等の検討に当たっては，次の事項に留意する。

ア 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い，必要に応じて見直していく。

イ 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては，堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。

ウ 推進計画への記載とは別に，海岸線等を有する全ての市町は，地域特性等を踏まえ，津波による浸水想定区域の設定，避難対象地域の指定，避難場所・避難路等の指定，津波情報の収集・伝達の方法，避難指示の具体的な発令基準，避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

エ 避難行動要支援者の避難支援等，外国人，出張者及び旅行者等の避難誘導等において，消防団，自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに，支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

オ 推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては，市町の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。

カ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき，または，弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，直ちに海浜から離れ，急いで安全な場所に避難すること，さらに，揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは，直ちに海浜から離れ，急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後，津波に関する情報を把握し

津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には，避難に要する時間を十分確保した上で，必要な安全確保対策を実施すること。

第4項 避難場所及び避難所の運営・安全確保

県は，避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組む。

1 避難後の救護の内容

第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第3項「救急・医療計画」に準ずる。

2 避難所開設に関しあらかじめ準備すべき事項

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第5項「避難及び避難所の設置・運営計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第2項「被災者に対する情報伝達広報計画」に準ずる。

3 船舶の避難

船舶が沖合に避難するための避難海域については，次のとおりである。

○水島海上保安部担任水域

水島港周辺海域における避難海域は，児島沖海域，檢疫錨地西側海域及び手島西側海域が適当である。

ただし，喫水制限船等余裕水深が得られない船舶については，備後灘及び播磨灘などの広域かつ深水深である海域を避難海域とし，当該海域まで時間的余裕のない場合にあっては，備讃瀬戸東航路，備讃瀬戸北航路及びその周辺海域の十分水深のある海域において一時的に避難できる。

なお，児島沖海域は，玉野，坂出方面からの避難海域と重複することとなるため，避難時には他の船舶の動静に十分に注意する。

避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- イ 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。
- ウ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- エ 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。
- オ 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。
- カ 孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。
- キ 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。

第5項 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - エ 津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立
- (2) 県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。
 - ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力による地域住民等に対する広報の実施
 - イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。
 - ア 市内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検, 整備, 配備

第6項 上下水道

1 上水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため, 水道管の破損等による二次災害を軽減させる措置は, 次のとおりとする。

ライフライン等施設予防計画については, 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン(上下水道等)施設予防計画」, ライフライン施設応急対策計画については, 第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン(上下水道等)施設応急対策計画」に準ずる。

2 下水道

ライフライン等施設予防計画については, 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン(上下水道等)施設予防計画」, ライフライン施設応急対策計画については, 第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン(上下水道等)施設応急対策計画」に準ずる。

第7項 交通

1 道路

県警察及び道路管理者は, 津波襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について, あらかじめ周知するとともに, 次に定める交通規制を行う。

- (1) 危険度が高いと予想される区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限
- (2) その他必要な交通規制

なお, 必要に応じ, 隣接する県警察との連絡を密にし, 交通規制の整合性を広域的に確保する。

また, 陸上交通については, 第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」, 交通施設の応急復旧計画については, 第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」2(3)に準ずる。

2 海上

- (1) 水島海上保安部・福山海上保安署は, 海上交通の安全を確保するため, 海域監視体制の強化, 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施する。

また, 海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは, 必要により船舶交通を規制又は禁止する。

(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における船舶や港湾施設利用者への津波情報の伝達、港湾施設利用者避難など、安全確保対策をとるものとする。

港湾区域内の海上交通の確保については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」2(2)海上交通の確保に準じる。

また、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」2(3)交通施設の応急復旧計画に準ずる。

3 鉄道

津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は次のとおりとする。

また、陸上交通の確保については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」2(1)陸上交通の確保、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」2(3)交通施設の応急復旧計画に準ずる。

4 乗客等の避難誘導

駅、港湾のターミナル等の施設管理者は、市が定める津波避難誘導計画や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、避難誘導計画等を定めるものとする。

第8項 市自らが管理又は運営する施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

イ 入場者等の避難のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- エ 出火防止措置
- オ 水, 食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検, 整備
- キ 非常用発電装置の整備, 非常用通信手段の確保, 防災行政無線, テレビ, ラジオ, コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 具体的な措置内容は施設ごとに別に定める

(2) 個別事項

- ア 学校, 職業能力開発校, 研修所等にあつては, 次の措置をとる。
 - (ア) 当該学校等が市の定める津波避難対象地域にあるときは, 避難の誘導のための必要な措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合, これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあつては, 重度障がいのある人, 高齢者等, 移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
 - なお, 各施設等が措置を実施するに当たっては, 要配慮者の避難誘導方法に配慮するものとし, 具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 市本部等が置かれる庁舎等の管理者は, 1 (1) 各施設に共通する事項に掲げる措置をとるほか, 次に掲げる措置をとるものとする。
 - また, 市本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は, その施設の管理者に対し, 同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ア 自家発電装置, 可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 市本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校, 社会教育施設等の管理者は1の(1)各施設に共通する事項又は1の(2)個別事項の掲げる措置をとる。

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え, 次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制については, 第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。なお, 従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。

4 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については, 原則として工事を中断するものとし, 特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には, 作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第9項 迅速な救助

- 1 県は, 市町村の消防庁舎等の耐震化を含め, 消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について, 必要に応じて, 適切な助言等を行う。なお, 救助・救急活動の実施体制に当たっては, 孤立集落, 離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。
- 2 県は, 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制整備を行う。
- 3 県は, 自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため, 被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、情報の収集・伝達における県・市町関係機関の役割については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、県・市町関係機関の役割については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

国、関係機関、県等との連絡体制図については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第3項「地震・津波情報の伝達計画」「第1 地震情報の伝達系統」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

なお、情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。

ア 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、市で定める。

なお、周知に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- イ 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- ウ 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒等）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制は、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第3項「地震・津波情報の伝達計画」に準ずる。

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第4項「被害情報の収集伝達計画」「2対策 第3応急対策時の被害情報の収集・連絡」に準ずる。

災害対策本部からの指示事項等の伝達については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

イ 避難所の運営

市における避難後の救護の内容については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第3項「地域住民等の避難行動等」に準ずる。

(6) 消防機関等の活動

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。

イ 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、措置をとる。

ウ 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとる。

（7）県警察の活動

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

（8）水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。

イ 電気

指定公共機関の中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター等の電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。

ウ ガス

（ア）指定地方公共機関の一般社団法人岡山県LPガス協会笠岡支部等のガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保する。

（イ）ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。

エ 通信

通信各社は、第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

オ 放送

指定公共機関の日本放送協会岡山放送局は、第1章「総則」第3節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

（9）交通

ア 道路

（ア）県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図る。

(イ) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第6項「交通対策」「1 道路」に準ずる。

(ウ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、車両の走行は極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容は第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第6項「交通対策」「1 道路」に準ずる。

イ 海上

(ア) 水島海上保安部，福山海上保安署及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第6項「交通対策」「2 海上」に準ずる。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第6項「交通対策」「2 海上」に準ずる。

ウ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第6項「交通対策」「3 鉄道」に準じて行う。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

(10) 市自らが管理等を行う道路，河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路，河川，海岸，港湾施設及び漁港施設，庁舎，会館，社会教育施設，社会体育施設，社会福祉施設，博物館，美術館，図書館，学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(ア) 庁舎等公共施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - c 施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置
 - d 出火防止措置
 - e 水，食料等の備蓄
 - f 消防用設備の点検，整備
 - g 非常用発電装置，非常用通信手段の確保，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - h 各施設における緊急点検，巡視
- 上記の a～h における実施体制（h においては実施必要箇所を含む）は，施設ごとに別に定める。

(イ) 個別事項

- a 橋梁，トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - b 河川，海岸，港湾施設及び漁港施設について，水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講ずるべき措置
 - c 幼稚園，小・中学校等にあつては，児童生徒等に対する保護の方法
 - d 社会福祉施設にあつては，入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお，具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその現地本部が設置される庁舎等の管理者は，アの（ア）に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとる。

また，災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は，その施設の管理者に対し，同様の措置をとるよう協力を要請する。

- a 自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入，配備に協力する。

(ウ) 県は，市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について，保有施設の活用等協力する。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について，安全確保上，原則として中断する。

(11) 滞留旅客等に対する措置

市は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため，避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等の措置を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

なお、情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。

ア 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

なお、周知に当たっては、次の事項に留意する。

ア 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する

イ 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

ウ 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地

震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

（4）市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1 施設整備計画作成の方針

避難場所、避難経路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成に当たっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、事業施行等に当たっては、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。また、これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

2 実施内容

(1) 建築物、構造物等の不燃化・耐震化

第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「第1 建物の不燃化・耐震化」に準ずる。

(2) 指定緊急避難場所の整備

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第4項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

(3) 避難経路

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第4項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

(4) 土砂災害防止施設

第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第3 砂防関係施設」に準ずる。

(5) 津波防護施設

第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第6 海岸保全施設」及び第8項「津波災害予防計画」「2 対策」「1 海岸防災対策」に準ずる。

(6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第10項「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。

(7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第1 道路」及び「第5 港湾施設、漁港施設」に準ずる。

(8) 通信施設

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第2項「情報の収集連絡体制整備計画」に準ずる。

(9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備については、第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「第2 まちの不燃化」に準じて行う。

第7節 防災訓練に関する事項

市及び防災関係機関は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努める。

市は、自主防災組織等の参加を得て南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施する場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとし、防災訓練の実施に当たって留意すべき事項は、下記のとおりとする。

- (1) 津波からの避難については、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着されるよう工夫する。
- (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、それぞれの状況を踏まえた実践的な訓練とする。
- (3) 県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- (4) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (5) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町等との連携を図ることに努める。
- (6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び市本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害発生の状況、高齢者等避難、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の内容を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大津波注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、県及び防災関係機関と協力し、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意する。

地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容は、第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第1項「自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着」に準じ、内容には少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大津波注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難地及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - 第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第1項「自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着」に準ずる。

3 教育・広報の実施に当たっての留意事項

- (1) 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。
- (2) 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- (3) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (4) 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (5) 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のWebサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- (6) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- (7) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行

うよう留意する。

- (8) 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。

4 児童生徒等に対する教育

市（組合）教育委員会は、学校（園）長，に対し，市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに，学校安全計画に地震災害に関する必要な事項（防災組織，分担等）を定め，児童生徒等が地震災害に関する基礎的，基本的事項を理解し，思考力，判断力を高め，意思決定し，適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 教科，学級活動，ホームルーム活動，学校行事等，教育活動全体を通じて，地震に関する基礎知識を習得させるとともに，地震発生時の対策（避難場所，避難経路の確認，地震防災知識の普及，啓発等）の周知徹底を図る。
- (2) 中学校の生徒を対象に，応急看護の実践的スキル修得の指導を行う。

5 防災上重要な施設の管理者に対する教育

個々の施設の特性を配慮しながら，次のような事項に関して施設管理者の防災意識の高揚を図る。

- (1) それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- (2) 利用者の立場にたち，施設の防災措置を推進すること。
- (3) 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

第5章 災害復旧・復興計画

計	画	事	項
第1節 復旧計画			
第1項 公共施設等の復旧計画			
第2項 激甚災害の指定に関する計画			
第2節 財政援助等			
第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画			
第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画			
第3項 義援金品等の配分計画			
第3節 復興計画			

第1節 復旧計画

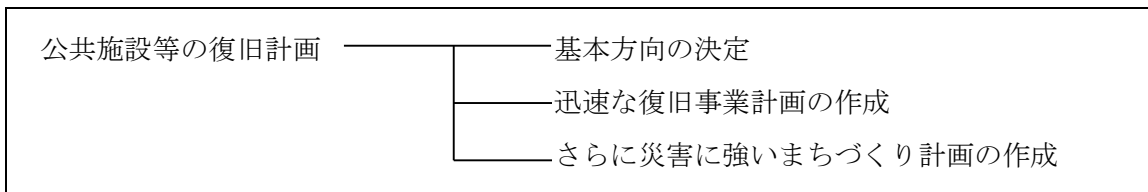
第1項 公共施設等の復旧計画

1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

2 対策

●対策の体系



(1) 基本方向の決定

[県，市]

県及び市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

[県，市]

県及び市は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画の作成

[県，市]

県及び市は、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する必要があると判断した場合には、次の点に留意し、出来るだけ速やかに計画を作成する。

ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努め

ることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール等についての情報を積極的に市民へ提供する。

イ 土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

ウ 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用するとともに、県は、建築基準法による建築制限区域の設定や応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。

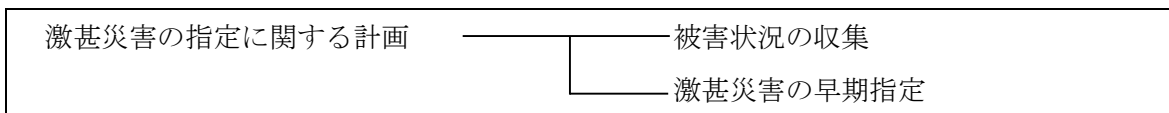
第2項 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく、国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続であることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

2 対策

●対策の体系



(1) 被害状況の収集

激甚法による国の激甚災害の指定を受けるに際し、県において激甚法等に規定する基準を満たす災害であるかどうかの判断を行うため各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行い県に報告する。

- ア 事業種別
- イ 被害額
- ウ 復旧事業に要する負担額
- エ その他必要事項

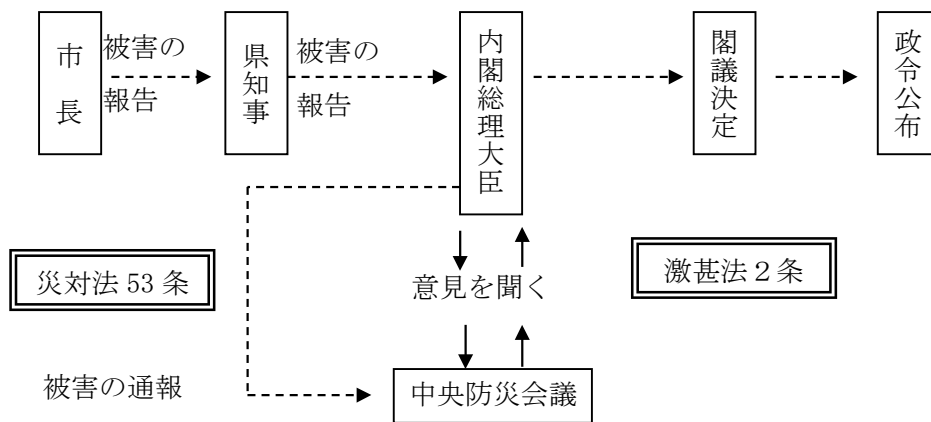
(2) 激甚災害の早期指定

[県]

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局地激甚災害」がある。

県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管である総務部が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めるとともに、各関係部局においても、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定の促進を図る。

(激甚災害指定のフロー)



第2節 財政援助等

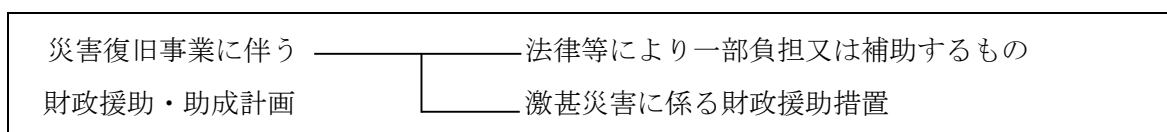
第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

2 対策

●対策の体系



(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することとなっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

ア 法律

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ウ) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 海岸法
- (カ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ク) 予防接種法
- (ケ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (コ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）
- (サ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- (ア) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- (イ) 都市災害復旧事業国庫補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、市は被害の状況を速やかに調査し、県・国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (サ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
- (ス) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に対する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助措置

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (オ) 水防資材費の補助の特例
- (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

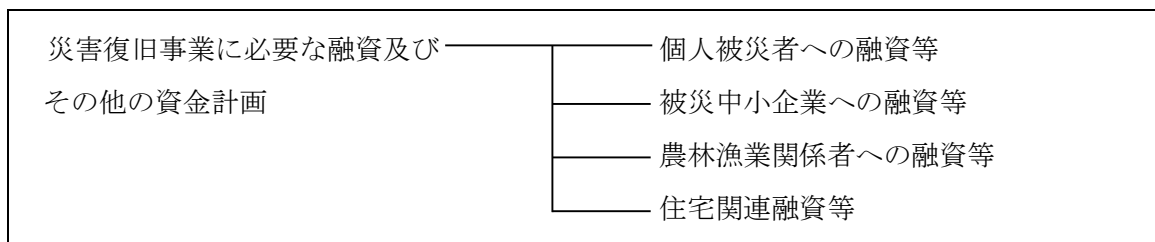
第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

1 基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、県、市、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

2 対策

●対策の体系



(1) 個人被災者への融資等

[県、市、社会福祉協議会]

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

ア 災害弔慰金の支給（市）

地震により死亡した者の遺族に対して、笠岡市災害弔慰金等支給審査委員会が決定した額の災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給（市）

地震により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して、笠岡市災害弔慰金等支給審査委員会が決定した額の災害障害見舞金を支給する。

ウ 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

オ 災害援護資金の貸付（市）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して市を通じて災害援護資金を貸付ける。

カ 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会）

地震により被害を受けた低所得者に対して、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸付ける。

キ 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給（県）

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

ク 子ども災害見舞金の支給（県）

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

ケ 母子父子寡婦福祉資金の貸付（県、市）

地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県及び市は母子父子寡婦福祉資金を貸付ける。

コ 公的負担の免除等

県及び市においては、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

サ 罹災証明の交付

市においては、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明を交付する。

シ 被災者への広報

市においては、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 被災中小企業への融資等

[県、市]

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の融資並びに岡山県中小企業支援資金の貸付により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県及び市は次の措置を実施する。

ア 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府関係金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

イ 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

ウ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

エ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。

オ 中小企業関係団体を通じて中小企業者に対する特別措置の周知徹底を図るとともに、

経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

カ 岡山県中小企業振興資金融資制度（経済変動対策資金）による融資を優先的に行うよう県に要請する。

(3) 農林漁業関係者への融資等

[県, 市]

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に県、市は次の措置を実施する。

ア 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資斡旋を実施する。

ウ 農業保険法に基づく農業共済団体等に対し災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

(4) 住宅関連融資等

[県, 市]

県及び市は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定による資金の融資が適用される場合には、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

第3項 義援金の配分計画

1 基本方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 対策

[県, 市, 義援金収集体]

県、市及び日本赤十字社、報道機関等の義援金収集体は、配分委員会を組織し、当該災害に係る全ての義援金の使用・配分について協議する。

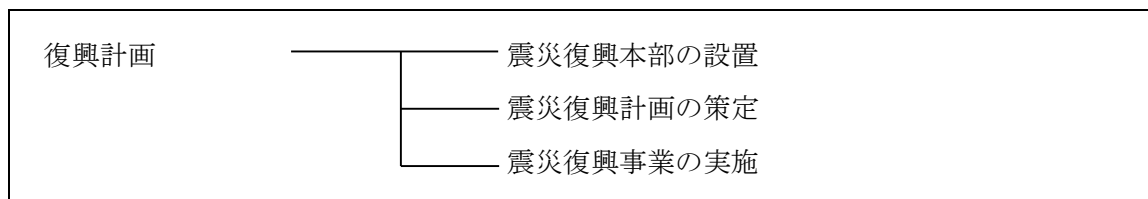
第3節 復興計画

1 基本方針

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

2 対策

●対策の体系



(1) 震災復興本部の設置

市本部長（市長）は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興本部を設置する。

(2) 震災復興計画の策定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく被災地の復興計画を策定する。

ア 震災復興検討委員会の設置

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。

震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

イ 震災復興計画の策定

市長は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

(3) 震災復興事業の実施

市長は、県及び関係機関、団体並びに市民、事業所等と協力して、被災市街地復興特別措置法等に基づき、震災復興計画にのっとった震災復興事業を推進する。

ア 事業推進の留意事項

(ア) 被災地の復興については、市が主体となって、市民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

(イ) 大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会経済活動に障害が生じた災害においては、関係する市町村等と連携をとり、計画的な復興に努める。

(ウ) 事業を進めるに当たり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行う。